特集/ANROEV2019 ソウル会議 能動的なサバイバー文化の創造を宣言 インド:世界最悪のボパール災害35周年声明 28 中国:日系企業における白血病事件が和解 29 台湾:RCA二陣地裁·一陣差し戻し審高裁判決 ----30 香港:長時間労働文化は規制を要する社会病 --- 34 関西労働者安全センター 片岡明彦 37 エイジフレンドリーガイドライン 高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン ドキュメント アスベスト禁止をめぐる世界の動き タルク、アスベスト、と疫学-企業の影響と科学的無知 --- 52 各地の便り/世界から 東京●築地市場解体工事に伴うアスベスト撤去 56 大阪●建設関係などの石綿労災請求相次ぐ 59 働き方●ウーバーイーツユニオンが事故調査 61 神奈川●日立田浦中皮腫損害賠償裁判始まる 61 岐阜●遺族との団交拒否で日立田浦でも裁判。 62 沖縄●アスベストユニオンが初めて那覇で大会 63

韓国●産安法、産業技術保護法改正の問題点

64



特集● ANROEV2019 ソウル会議

写真: ANROEV2019参加のアジアの労働・環境被害者・家族

令和2年2月3日付け基補発0203第1号労働基準部労災補償課長宛て厚生労働省基準局補償課長

新型コロナウイルス感染症に係る労災補償業務の留意点について

既に新聞等により報道されているとおり、中華人民共和国において新型コロナウイルス感染症が発生し、日本 国内においても、当該地域に渡航歴のない者について、当該感染症のり思が確認されている状況にある。

このため、今後新型コロナウイルス感染症に係る労災保険給付の請求がなされることが想定されることから、各労働局において労災保険給付の請求や相談等があった場合には、下記に留意の上、適切に対応されたい。

1 相談又は問い合わせ対応について

一般に、細菌、ウイルス等の病原体の感染を原因として発症した疾患に係る業務上外の判断については、個別の事案ごと感染経路又は通勤との関連性等の実情を踏まえ、業務又は通勤に起因して発症したと認められる場合には、労災保険給付の対象となる。

したがって、新型コロナウイルス感染症にり患したとして労災保険給付に関する相談又は問い合わせがあった場合には、特定の業種や業務について業務起因性がないとの予断を持って対応することがないよう、相談者等に対して労災補償制度を懇切・丁寧に説明すること。その際、別紙のQ&Aを参考とすること。

2 労災保険給付の請求について

新型コロナウイルス感染症に係る労災保険給付の請求又は相談があった場合には、直ちに補504により当課業務係あて報告するともに、当該請求に対して、支給・不支給の決定を行う際には、事前に当課職業病認定対策室あて協議すること。

また、上記請求のうち療養(補償)給付に係る請求に対して支給・不支給の決定を行う際には、事前に当課医事係あて協議すること。

(別紙) 新型コロナウイルス感染症に係る労災補償の取扱いについて Q&A

- 問 海外出張中において、新型コロナウイルス感染症を発した場合、労災保険給付の対象となるか。
- 答 海外出張中に感染症にり患した場合は、出張行程全般にわたり事業主の支配下にあり、業務遂行性があることも勘案し、個別の事案ごとに感染経路、業務との関連性等の実情を踏まえ、業務に起因して発症したものと認められる場合には、労災保険給付の対象となる。

【業務上と考えられる例】

○新型コロナウイルス感染症が流行している地域(武漢)に出張し、商談等の業務で新型コロナウイルスの感染者等と接触、業務以外(私的行為中など)に感染源や感染機会がなく、帰国後発症

【業務外と考えられる例】

- ○私的な目的で新型コロナウイルス感染症が流行している地域(武漢)に渡航滞在した場合や、私的行為中に感染者等と接触し感染したことが明らかな場合で、帰国後発症
- 問 国内において、新型コロナウイルス感染症を発した場合、労災保険給付の対象となる場合があるのか。
- 答 国内において、新型コロナウイルス感染症を発症した場合についても、業務又は通勤における感染機会や 感染経路が明確に特定され、感染から発症までの潜伏期間や症状等に医学的な矛盾がなく、業務以外の感 染源や感染機会が認められない場合に該当するか否か等について、個別の事案ごとに業務の実情を調査 の上、業務又は通勤に起因して発症したものと認められる場合は、労災保険給付の対象となる。

【業務上と考えられる例】

○接客などの対人業務において、新型コロナウイルスの感染者等と濃厚接触し、業務以外に感染者等との接触や感染機会が認められず発症

【業務外と考えられる例】

- ○業務以外の私的行為中(流行地域(武漢)に最近渡航歴がある場合も含む)に感染者と接触したことが明らかで、業務では感染者等との接触や感染機会が認められず発症
- 問 出向などにより海外法人に雇用されている日本人労働者が、現地で新型コロナウイルス感染症を発症した 場合、労災保険給付の対象となるか。
- 答 海外法人など国外の事業に雇用される労働者については、海外派遣に係る特別加入している方について は労働者災害補償保険法の適用を受けることとなり、国内の労働者と同様の考え方に基づき、労災保険給付 の対象となり得る。

【業務上と考えられる例】

○新型コロナウイルス感染症が流行している地域(武漢)の現地法人に勤務(海外派遣の特別加入者に限る)し、接客などの対人業務において感染者等と濃厚接触し、業務以外に感染源や感染機会がなく発症。

アジアの労働・環境被害者 フーモア被害者 へ連帯

能動的なサバイバー文化の創造を宣言

労災・公害被害者の権利のためのアジア・ネットワーク (ANROEV) の会議が2019年10月28-30日、韓国・ソウルのソウル国立大学湖巖 (ホアム) 教授会館で開催され、海外から20か国約90名に地元韓国からの参加者も加わって開催された。

全体会議 1.

オープニング

- ・オープニング・セッションでは、ANROEV2019ソウル会議のメインテーマ「ノーモア被害者」が、安全衛生問題に対する被害者の考えに基づいて、被害者自身の声で語られる。
- ・安全と健康は技術よりも価値のあるものとして発 表されるだろう。
- 「被害者のための」「被害者による」各セッション、 「被害者と家族」の違いが強調されるだろう。

歓迎挨拶:ペク・トミョン(白道明)(ソウル国立大学教授、環境保健アジア市民センター)

会議では、私たちの社会政治的・経済的構造に

埋め込まれ、持続・反復されてきた構造化されたリスクとかかる構造化されたリスクを克服する「サバイバー(生存者)」というコンセプトを検証したい。 労働において事故、疾病や傷害を経験して、その疾病、社会的偏見や悪習に対抗して立ち上がった人々がいる。こうした「サバイバー」、「オーバーカマー(克服者)」あるいは「エンパワーされた活動家」は、構造化され埋め込まれた安全衛生リスクにおける変化の可能性を私たちに示してきた。 私たちは、彼らの物語を聞き、彼らが家族、労働、地域社会のなかでその役割を果たすことができるように私たちが援助する方法を議論したい。

祝辞:ヨブ主教

最近バチカンはアマゾン地域を保護するためのキャンペーンを展開している。フランシスコ教皇は地球を保護する私たちの共通の責任を強調している。私は、カトリック教会の立場からみた本会議の課題・問題に光をあててみたい。私たちの労働を通して地球を保護することは神の意志である。労働は私たちの個人的成果と社会的発展にとって基本



クロージング・セッションでのアジアの労働・環境被害者・家族・活動家の代表(2019.10.29)

である。雇用の安定が最優先事項とみなされる社会を創造することは私たちの義務である。私たちの時代の真の進歩のためには、経済的及び技術的発展だけでは不十分である。もっとも価値のある資源は人間であり、それが経済的及び社会的諸活動の中心及び目的であるし、あらなければならない。それゆえすべての命、とりわけ障害のある者や環境被害の被害者が、ユニークで独立した存在として尊敬されなければならない。ジョセフ・カーディン枢機卿は「すべての若い労働者は世界の黄金すべてよりも価値がある」と言っている。

祝辞:キム・ミョンファン民主労総(KCTU)委員長

私たちは労働における生命の損失をなくすという共通の目標をもっているが、韓国の全般的状況は非常に残念なものである。約370人もの労働者が過重労働によって亡くなっているのに、政府は弾力的な労働時間制度を推し進めている。セウォル号沈没事故、加湿器殺菌剤事件、サムスン工場の職業病やラドン事件での多くの無辜の死の後でさえ、韓国はOECD諸国中最大の労災被害者数を

示している。同時に、韓国の約150万移住労働者 は低賃金、長時間労働、劣悪な労働条件や転職 の自由がない状況に直面している。世界中の労働 者が団結して、このような悪習に立ち向かう努力に 加わらなければならない。

開会挨拶:キム・ミスク(韓国:キム・ヨンギュン財団)

私の息子キム・ヨンギュンは、発電所の子会社で働いていた。彼の死後、私は会社から、ユンギュンは作業手順を守らなかったから死んだと聞いた。しかし本当は、会社が彼を適切な安全教育も必要な保護具もなしに危険な職場に押し込んで、作業手順をすべて守ったにもかかわらず亡くなったのだった。多くの活動家からの支援を受けて、私は政府と発電所を相手に闘い、合意書への署名をかちとった。数日前に、より安全な職場をつくり、社会的不正義と闘うために、キム・ヨンギュン財団が設立された。

開会挨拶:チョ・スンミ(韓国:加湿器殺菌剤被害者 団体)

この技術進歩の時代に、加湿器殺菌剤を含め

あふれかえる日常品が私たちの誰かに多大な危害 を加えてきた。私は2008年から2010年に加湿器殺 菌剤を使用して被害者になり、約10年間深刻な症 状に苦しんでいる。政府と加湿器殺菌剤会社は間 題を解決することを第一に考えず、多くの被害者が 死んでいっているのに、患者である被害者は名乗 り出ることができなかった。加湿器殺菌剤は韓国 で1994年から2011年まで幅広く、とりわけ赤ん坊や 病人のために使用された。それは様々な種類の致 死的疾病を引き起こした。これまでに報告された被 害者の数は6.578人で、約1.450人が死亡事例。し かし、加湿器殺菌剤被害者として認められたのは 約670人だけである。販売された加湿器殺菌剤の 量を考えれば、報告された数は氷山の一角にすぎ ない。私は香港その他の国を訪れて、加湿器殺菌 剤や他の化学製品の危険性を知らせるデモンスト レーションを行ってきた。私たち全員がもっと注意を 払って、互いに助け合うべきだ。

開会挨拶: 坂本しのぶ(日本:水俣)

私は母の子宮のなかで水銀に汚染され、水俣病をかかえて生まれた。母は水俣病の加害者であるチッソを相手に裁判を提起した。私は国際社会に水俣病について伝えるために1972年に国連人間環境会議に参加した。私たちは枯れ葉剤(オレンジ・エージェント)被害者を支援するためにベトナムも訪問した。水俣病は治らない。水俣病は終わったという者もいるが、終わってはいない。被害者の健康状態は日ごとに悪化している。何人かは亡くなってしまった。私の母は94歳のときに裁判所で証人として証言をしている。いつも被害者は決して心を失ってはだめだと言っていた。彼女は今年10月13日に亡くなった。まさに母が言ったように、被害者は心を失ってはならない。皆さんが母のメッセージを心に刻んでくれることを希望します。

全体会議 2.

ネットワーキングのための各国報告

- ・各自の関心に基づいたネットワーキング
- ・事前に送ってもらった以下の三点に関する活動

の簡単な紹介

- ① 簡単な背景情報
- ② 自らの経験に基づいた、もっとも困難かつ基本的な問題と考えられる安全衛生状況の変化に関して
- ③ 各自の活動がいかに最終的な変化に貢献 できるかに関する見方

参加者の簡単な紹介:チョードリー・レポン(ANROEV コーディネーター/バングラデシュOSHEF)

今年ANROEVは設立20周年を迎える。20年 間にこのネットワークは、数多くのグループの積極 的な参加を通じて、被害者の権利及び社会の安 全衛生の改善に貢献してきた。前回の第16回 ANROEV会議は2017年にネパールで18か国120 名が参加して行われた。この会議の後様々な取り 組みが行われてきた。活動家のための医学・法律 トレーニング(南アジア)、医師のためのトレーニング (東南アジア)、過重労働・ストレス・自殺問題での 東アジア・キャンペーン、南アジアと中国での様々な 職業病に関するメディカル・キャンプ (現場健診)、 労働安全衛生法の制定 (東南アジア)、診断基準 に関する比較研究(中国)、化学物質と鉛・ベンゼン の影響に関する研究 (東アジア) 等である。(2017 ~2019年の) ANROEV事務局がかかわった他の 主要な取り組みには、ニューズレター(OSH Right #41~44)、メーリングリストによる情報共有や積極 的なソーシャルメディアの活用、4月28日キャンペーン の促進がある。ネパールの後、スリランカ・ニゴンボ での南アジアOSH会議、フィリピンでの東南アジア 戦略会議、香港での東アジアOSH会議と、3つのサ ブリージョナル会議も開かれた。

今回、19か国から報告を受け取った。

- ・バングラデシュ (労働安全衛生環境財団 (OSH EF)):職場における労働安全衛生関係法令の執行の不十分さ、弱い労働監督、労働災害・職業病の増加、関連する文化の不適切な文化について報告
- ・カンボジア (建設林業労連 (BWTUC) /ソリダリ ティ・センター (SC)): 補償制度の諸問題と不十 分な医療サービス。国レベルで主要なOSH課題

4 安全センター2020年5月号



江南(カンナム)のサムスン本社前での抗議行動(2019.10.29)

を改善するための努力がなされている。

- ・香港 (傷亡権益会 (ARIAV)): 労働災害が増加。過労死や安全の問題が継続的課題。
- ・中国(中国労働者支援ネットワーク(CLSN)): 企業の安全衛生の監視が不十分、労働災害の 2.7%しか報告されず。不十分な法令と貧弱な執 行率、社会の認識の欠如。
- ・インドネシア (FSPMI [労働組合] /LION [安全 衛生団体] /LIPS [労働者教育団体]): OHS被 害者の掘り起こしと支援における困難。
- ・日本(全国労働安全衛生センター連絡会議(JO SHRC)):労働災害防止5か年計画の更新と労働時間規制の見直し。ハラスメント防止法制化もILO条約と比較して不十分。
- ・マレーシア(安全衛生助言センター(HASAC)): 過去2年間に化学物質分類に関する企業実施 基準の制定及び騒音対策規制の強化。しかし、 使用者中心の労働環境が建設現場の安全問 顕を浸食。
- ・ネパール(GEFONT[労働組合]):最近、労働 安全衛生法草案が国会に提出。認識、実施、監 督及び効果的なコーディネーションの不足。
- ・スリランカ (レッドフラッグ・ユニオン): 労働者の

OSHが優先事項とされていない。

- ・台湾(工作傷害受害人協会(TAVOI)):労働 災害発生件数改善するも、欧米日本と比較して 不十分。予防対策や医学的進歩がさらに必要。
- ・タイ(労働環境関連患者ネットワーク(WEPT)): 法令執行における諸問題、司法における正義の 欠如、不十分な補償制度。労働者は16項目の 要求を政府に提出した。

各国報告① インド:ラナ・セングプタ(鉱山労働者 保護キャンペーン(MLPC))

2009年に実施された調査によれば、鉱山労働者のうち珪肺について知っているのは49%だけ。かかる悲劇を防ぎ、彼らに適切な補償を提供するためにインド全国人権委員会 (NHRC) が2010年に、鉱山被害者の22家族の調査を2年間実施した。しかし、「誰が責任をとるべきか」は依然課題である。2013年に[ラジャスターン州] 政府が初めてじん肺患者に対する補償を承認した。201415年の調査の後、同政府は、職業病として認定されたじん肺に約200万ルピーの補償の基準を策定。同調査では、じん肺患者の診断を促進するために9回の医師講習が行われた。2019年に同政府は被害者を支援し、その

リハビリテーションを支援するための最初の幅広い 計画を作成した。しかし、正確なデータやよく訓練さ れた医療専門家の欠如、政治的利害による労働組 合の参加が積極的でないことなどが課題である。

各国報告② フィリピン: ナディア・デレオン(労働安全衛生開発研究所 (IOHSAD) /労働者支援センター(WAC))

2017年に38人の労働者が犠牲になった悲惨な ケンテックス工場火災が発生したとき、政府は初め ての労働安全衛生法の制定を強いられた。この 法律は、知る権利や不安全な作業を拒否する権 利、個人保護器具を使用する権利などのいくつか の重要なOSH権利を規定していることから、私たち のキャンペーンを前進させる積極的な一歩である。 しかし、この新しいOSH法では経済特区における OSH違反の監視はできない。また、OSH基準違反 に対する刑事罰に関する条項を含んでいない。最 高2.000米ドルの行政的罰金を課すだけである。私 たちは、11月の国会でこの問題の修正をめざして いる。キャンペーンのなかで2つの価値のある教訓 を得た。第1に、OSH基準違反の刑事罰化のため にはより多くの労働者の参加が必要である。第2に、 新しいOSH法成立にサバイバーと彼らの家族が果 たした決定的な役割を認識した。OSH法のほかに も2つの重要な法律が成立した。60~105日の有 給休暇を認める出産休暇拡張法と労働者メンタル ヘルス計画を要求するメンタルヘルス法である。

各国報告③ 韓国:コン・ジョンオク(SHARPS)

SHARPS/パノリムは、サムスン半導体工場で働いて白血病で亡くなったファン・ユミの事件を支援するために2007年からはじまった。彼女の父親であるファン・サンギは、ハイテク産業における職業がんの問題を提起した。私たちは他の事例を見つけ出そうとし、12か月で600件以上と驚くべき数の事例を報告した。しかし、さらにどれくらいの被害者がいるか、どれくらいがすでに亡くなって報告されていないのかはわからない。加えて、143件がSHARPSの支援を受けて、また8件が独自に、補償を受けただけである。職業病と認定されて法的補償を受け

たのは、さらにそのなかの40%未満にすぎない。最 初の被害者、ユミは約7年後に政府による認定を受 けた。裁判に介入しようとするサムスンの度重なる 企てと政府の注意不足にもかかわらず、私たちは 裁判所から非常に有望な結果を達成した。第2に、 いまやがんは職業病の原因のなかに含められてい る。第3に、事件調査で労働者の証言を無視したも のであったことを見出してから、ある判決は一定の 事例を職業病と認めた。労働組合や市民団体、補 償を求める労働者らの声のおかげで、認定される 職業がん事例の率は増加している。最近の政府 の調査によれば、認定件数に大きな改善があった。 ハン・ヘギョンの物語、彼女がサムスン電子で働い てどのように脳腫瘍を発症したのか、また、最高裁 による7度の拒否の後に彼女の事例がどのようにし て最後に職業病として認定されたのかは、大きな 希望を与えてくれている。最後に、SHARPSとの交 渉のなかでのサムスンの妨害についてもう少し言わ せてほしい。しかし、私たちは一度も打倒も買収も されなかった。私たちは、電子労働者の健康のた めの特別のセンター建設への寄付の約束を含め、 サムスンがその約束を実行するのを監視し続ける。

ワークショップ 3.1.

移住労働者

移住労働は、グローバリゼーションともに世界の どの場所においても着実に着実に拡大している。 アジアでは、アジア諸国から他のアジア諸国への労 働者の移住が、移住の主要な特徴である。移住労 働者が相対的に高い安全衛生リスクに直面してい ることを除いて、私たちは彼らが様々な諸国で直面 している具体的な問題をわかっていない。しかし、 韓国における移住労働者問題の憂慮すべき事実 のひとつは、特定の労働者グループでは労働死者 の3分の1が自殺によるものだということである。ま た、移住労働者が行使できる管理の程度によって、 安全衛生の結果は違ってくる可能性がある。

ここで、移住労働者の安全衛生リスクの基本的 メカニズムは再び、受け入れ国によって強いられる 条件による「労働の管理」である。しかし、移住労



汝矣島(ヨイド)のオキシー・レキットベンキーザー本社前行動(2019.10.29)

働者による労働の管理は、様々な理由により、ほとんどすべての国で大部分の労働組合によって無視されてきた。また、移住労働者自身はもちろん、送り出し国の労働者と受け入れ国の労働者の相互作用や相乗作用が、労働者自身による労働の管理について追求または塾考されたこともない。

このプログラムは、移住労働者の安全衛生状況と安全衛生リスクの根底にあるメカニズムをレビューするとともに、移住労働につく者やまた賃労働につく者一般についてのいくつかの管理の戦略を見つけ出す。

韓国における移住労働者と安全衛生問題の経緯 イ・ジュヨン(韓国:ソウル国立大学、源進労働 環境保健研究所)

リクルートの仕組みと安全衛生状態を中心に、韓国における移住労働者問題のいくつかの特徴についてふれてみたい。韓国政府は移住労働者の数を厳しく管理してきた。結果的にその数は時が経ってもあまり変わっていないが、現実の移住労働者数は増加してきた。2019年7月までに移住労働者の数は百万を超えている。韓国におけるリクルートの仕組みについては、移住労働者は雇用許可

や労働許可、民間雇用エージェンシーを通じて、あ るいは季節労働者として韓国にやってくる。4年と 10か月が最長滞在期間で、永住は技術的に不可 能である。移住労働者が直面する2つの重大な問 題がある。最初の問題は移住費用である。移住 労働者は語学試験や雇用訓練、健康診断等を受 けるために多額の費用を支払わなければならず、 その額は2018年には970米ドルに達している。次の 問題は、職場を変えることを禁止されていることで ある。居住・食事環境の悪さ、家族帯同の禁止、人 種差別を含めた暴力など、移住労働者が直面す る他の問題に加えて、職場の変更の禁止が死亡 や労働災害の率を劇的に増加させている。1982 ~2017年の統計によれば、労働災害・職業病の数 は、職場を変更する権利をもたない移住労働者に おいて群を抜いて高くなっている。

移住労働者の安全衛生問題と韓国移住労働者組 合(MTU)の政策要求

ウダヤ・レイ(韓国:移住労働者組合(MTU)議長) 韓国における移住労働者の労働災害は増えているものの、報告される数は現実よりも著しく少ない。移住労働者の保険加入は全体的に低く、現

状で男性の69%、女性の47%にすぎない。とりわけ 中小企業で加入率が低い。結果的に多くが適切 に処理及び補償されていない。統計によれば、ど のように申請すればよいか知らないために労働者 の65.5%が労災保険に申請していない。労働災害 の原因には安全上の脅威があり、労働安全教育や 安全機器の支給が不十分な中小企業が含まれる。 職場変更の禁止がすでに困難な状況をさらに悪 化させている。ネパール人労働者のケシャブ・シュレ スタは職場変更の制限のゆえに自殺した。別のネ パール人労働者スラジュはトラクター事故のなかで 自らを傷つけた。雇用者は彼が拒んだにもかかわら ず運転を無理強いした。彼は事故後に障害をかか えることになったが、雇用者は保険に入っていない からと責任をとることを拒否した。ミャンマーからやっ てきたツエ・リンマウンは雨水ポンプ場における事故 で死亡し、ネパールからきたビマラBKは労働災害 に遭ったのに雇用者はそれを労災と認めなかった。 後に彼女は労災認定され補償の一部を受け取っ た。労働災害予防教育や職場安全訓練、老朽施 設・器具の改善、移動の自由の保障、従業員5人未 満の事業所向けの強制保険などの状況を改善す るための措置がとられなければならない。

労働者の証言とネパール人移住労働者のショート フィルム紹介(韓国:労働と健康)

私は2017年に機械を変更しているときに労働災害に遭った。ボスはすぐに救急車を呼んで、私は病院に運ばれた。40日間入院した後で別の医師が診断した。ある医師は腕を切断しなければならないと言い、別の医師は切断せずに治療できると言った。別の病院に移されて6か月間治療を受けた。現在、腕は動くものの指は動かない。雇用ビザが切れてしまったため2年間の医療ビザで韓国に滞在しているが間もなく切れてしまう。新たなビザを申請するために必要な文書を準備するのに大変な思いをしなければならない。被災移住労働者がイライラさせられるのは、ビザと適切な治療を受けるには出入国管理、労災保険、医療機関の3者が同意しなければならないという事実である。これは大きなジレンマである。この状況が韓国政府に報告されるこ

とを希望している。

マレーシアにおける差別的な職場慣行

ジャヤバラン・タンビャッパ(マレーシア:安全衛 生助言センター(HASAC))

労働安全衛生のために働いてきた医師として、 マレーシアにおける差別的な職場慣行と劣悪な労 働条件について話したい。マレーシアには-合法ま たは違法な労働力のどちらかの-670万の移住労 働者がいる。最近のあるテレビ・ニュースは、マレー シアとバングラデシュの移住労働者は現代の奴隷 のように扱われていると指摘した。ほとんどの場合、 彼らは、職場を離れたらただちに不法とみなされる ために、自由に移動する権利をもっていない。国籍 を問わない保険適用の恩恵を受けられる政府の 病院に行こうと思っても、登録されていないために 行くことができない。雇用者はパスポートその他の 書類を取り上げて労働者が逃げ出さないようにし ている。病院が移住労働者に高額の医療費を請 求するために彼らは適切な治療を受けることがで きない。子供たちに治療の機会はなく、妊娠した労 働者は母国人のコミュニティから追い出される。彼 らは訓練もなしに不衛生な職場で働いている。マ レーシアにやってくる前に、自費で高額な健康診断 を受けなければならない。彼らはまた劣悪な住居 のために高い家賃も払う。より重要なことは、移住 労働者が保護機器なしに危険な化学物質を取り 扱うリスクの高い仕事に追いやられていることであ る。受傷または死亡したり、自殺する者もいる。

討論:ディン・ハアン(ベトナム:移住労働者のため の行動ネットワーク)

農村や工業地域で移住労働者の支援をしている、ベトナムの非政府組織であるM [移住労働者]ネットで15年間働いている。多数の法律違反の事例があり、労働者は賃金が低く、結社の自由をもたず、安全機器なしに働いている。そのために2017年には8,956件の労働災害が報告され、890人の労働者が亡くなっている。この数は自主的報告に基づいているため、実際の数を解明することはできない。とりわけ、労働訓練がないために若い労働者



「大気汚染と市民の健康」ワークショップ(2019.10.28)

がより労働災害に巻き込まれている。政府は毎年 ひとつの業種を選んで移住労働者の状況を監督 しているが、結果が公表されたことはない。そのた め、移住労働者にインタビューすることが彼らの暮 らしを調べるための唯一の方法だろう。私たちは2 年間労働者に会ってインタビューを行い、約400件 の暴力の事例を確認した。ベトナムは韓国、日本、 サウジアラビアなどに大勢の労働者を送り出してい る。相互に支援し合えることを期待している。

ワークショップ 3.2.

大気汚染と市民の健康

大気汚染による若いモンゴル人の健康問題 クラン・ツェレンクハンド(モンゴル)

ウランバートルで最大の大気汚染源はストーブで (60%)、自動車(20%)、暖房ボイラー(10%)、発電 所 (10%) がそれに続く。PM2.5とMNSについてウランバートルとWHO基準を比較すると、ウランバートルではどちらもWHO基準を超えている。大気汚染はウランバートルの子どもたちが直面しているもっとも重大な環境リスクである。ウランバートルの大気汚染は子供たちに深刻な健康リスクを引き起こす

一方で、早産、低出生体重、認知機能子宮内発達障害、認知発達障害や自然流産さえも引き起こしている。排出を抑制するとともに、伝統的なストーブを低煙型のものに代えたり、2016年にはゲル地区の家庭に夜間割引電気料金を提供するなど、人々に電気ストーブの利用を促進する努力がなされてきた。子供たちがきれいな空気のなかで遊べるようにできるいいアイデアを心から希望している。

インドにおける大気汚染と市民の健康

モヒット・グプタ(インド:エンビロニクス・トラスト)

参加型調査研究、地域社会に根差した活動、企業開発やコミュニケーション訓練などに取り組んでいる。活動領域には、労働安全衛生、石炭などの化石燃料、ヒマラヤの気候危機コミュニティとの協力、起業家精神の育成やジェンダー問題が含まれる。インドでは1981年に大気法が成立したものの、執行はいまなお弱い。2016年の環境パフォーマンス指数はインドを180か国中の141位にランクしている。カーンプル、ガヤ、バラナシーがとりわけ汚染された地域である。今年インドは2024年までにPM2.5とPM10の20~30%削減を目標にした国家空気清浄化計画を開始した。この計画はインドの102の都

市で展開される予定である。大気汚染の主要な 原因は産業用車両排出、バイオマス作物残渣燃 焼と建設作業である。呼吸器疾患をかかえる患 者の数は増加しており、約6.500万人が慢性閉塞 性肺疾患(COPD)に罹患している。毎年300万人 がこの病気によって死んでいる。気候変動の影響 をもっとも受けやすいのは老人、子供、妊娠中の女 性、屋外作業労働者やアスリートである。2019年 7月はかつてない暑さで、インドの人口の65.12%が 摂氏40度以上にさらされた。グリーンピースの報告 書は、NASA OMI(オゾン監視装置)によって検出 された人為的二酸化硫黄 (SO₂) ホットスポット全体 の15%がインドにあり、インドを最大のSO。放出国に ランクした。大気汚染を悪化させている要因には NIMBY(我が家の裏には御免)シンドローム、巨大 都市の汚染問題への関心の集中とそれ以外の都 市/小工業都市の監視ステーション不足や機能し ていない監視ステーションなどがある。私たちはい くつかの高度工業化地域で汚染レベルを評価す るために複数の場所に大気汚染モニターを設置し てきた。大方の注意は首都地域に偏って向けられ ているものの、アサンソールやサンバルプルのような 都市のほうがデリーよりも汚染されていることがわ かった。以上を踏まえて、これら地域の地域社会が 汚染レベルについて一層知らされ、注意が払われ るべきである。次のステップは監視努力の強化と 大気汚染の組成を究明する試料分析である。

香港と中国における大気汚染問題

ニナ・ラウ(香港: アジア・モニター・リソースセンターAMRC)

推計平均PM2.5濃度レベルでソートすると中国は12位(41.2µg/m³)で香港は40位(20.2µg/m³)である。もっとも汚染されている12都市は中国にあるものの、中国本土の大気汚染は採炭を含め重工業が所在する地域に集中している。大気汚染の悪化に対処するため中国はきれいな空気に関する国家政策を実施し、李首相は2013年に大気汚染との戦争を開始した。2018年に国務院は「青空戦争に勝利」するための3か年計画を発表した。しかし、方針は国レベルであるものの、地方/地域レベルで

の実施の有効性には疑問が残る。有効な法執行 にはリアルタイムの監視、特別の対策、地方政府の パフォーマンスについての環境監督、共同執行や 執行方針が必要である。Airpocalypseと名付けら れた北京の写真はメディアの関心を集めた一方で、 中国政府は「代替、抑制そしてチェック」のスローガ ンで天然ガスと電気の利用を促進している。しかし、 この政策はしかるべき批判も招いている。政府が 代替よりも解体を選択したことから、住民はなんの代 替もなしに石炭燃焼暖房を失い、凍てつく天気に苦 しまざるを得ないでいる。香港の場合、高いレベル のPM2.5とPM10及び二酸化窒素に苦しんでいる。 しかし、政府の無対応が調整機関の欠如とともに 問題の解決を困難にしている。別の問題は屋内大 気汚染である。それは最近の運動による催涙ガス に起因するもので、屋外大気汚染と同様に深刻で、 公衆と環境に致命的なリスクを生じさせている。

韓国における微小粒子状物質の特徴と健康被害 ハン・ヘリュン(韓国:ダストアウト(Dustout))

ダストアウトは普通の市民によってつくられた市民団体である。ダストアウトのオンライン・カフェの10万人の会員の70~80%が家族に微小粒子状物質問題によって引き起こされた皮膚の症状に苦しむ者がいる。ダストアウトの会員はWHO基準を満たす厳しい大気環境基準を求めて韓国政府に対してデモンストレーションを行っている。ダストアウトの4年間の努力の結果、国の大気環境基準はついにWHO勧告のレベルに改善され、粒子状物質問題レベルの30%低減は文在寅大統領のキャンペーン公約のトップになった。市民が声を上げることが問題に対処する推進力になったと信じている。

韓国における微小粉じんと健康問題に関する市民 の見方

ヨン・ジヒョン(韓国:韓国環境運動連合、微小粒子状物質センター)

世界中で大気汚染は毎年700万の人々を殺しており、そのうち400万がアジアである。韓国だけで大気汚染は17,000人の命を奪っている。微小粉じんは韓国人の最大の公衆衛生問題であり、その多

くが中国を韓国の大気汚染の背後にいる主要な 犯人として指摘している。韓国のPMレベルは着 実な増加を記録した後に最近増加がとまった。2.5 年間平均濃度レベルは2016年までWHO勧告値よ りも高かった。中国と韓国は大気汚染レベルにつ いて同じ上昇/下降傾向をもっているように思われ る。しかし、中国は、キャンペーンや前ニュース・アン カーによる映画「アンダー・ザ・ドーム | などのドキュ メンタリー映画によって大気汚染の減少にいくらか の進歩を示してきた。政府に対する裁判では、東 京の市民が大気汚染による損害を主張するととも に汚染物質放出の禁止を求めてて裁判を提起し た。最近、韓国の市民団体が大気汚染について 韓国政府と中国に対する裁判を提起した。最初 の答弁期日は2018年10月12日だった(中国には送 達されず、大韓民国に対して提起された)。韓国 政府の姿勢は、政府は問題に対処する様々な措 置をとってきたのだから責任を負わされるべきもの にはならないというものである。しかし、原告は、政 府は基準を満たすのを怠ってきたのだから責任を 負うべきであると主張している。フランスやオランダ などで政府を相手取った大気汚染関連訴訟が成 功していることから、韓国でも同様の結果がみられ る可能性はある。

ワークショップ 3.3./4.3.

若いインターン労働者

今日のテイラー主義労働システムのなかでは、労働の時間と質を管理できるようにするために、生産ラインのすべての動作がミリ秒単位でチェック・測定されている。このシステムでは、若くて健康的な実習生のような、最強のものだけが生き残ることができる。このため、若い労働者は、学校に通いながら、大変な労働への十分な訓練や社会的支援なしに、身体能力の絶頂期に、巨大名門企業に現場実習生としてリクルートされている。

このセッションで私たちは、巨大電子企業におけるインターン (見習い/実習生) 労働の状況を検証するとともに、メイン社会へのインターン労働者の入場を安全にするための対策を見つけ出したい。

韓国の職業高等学校の状態と問題点

イ・スッキョン(韓国: 労働安全保健研究所)

韓国における若い労働者の特徴: 若い労働者 は若者全体の約1%を占め、彼らが働く理由は主と して生計と関連している。彼らの人権は文書化さ れない労働契約、不払い賃金や最低賃金違反な どによって侵害されている。彼らはそれでもなお何 の抵抗せず(35.3%)あるいは辞めもせず(26.4%) に働いた。2011~2017年の間に毎年約1人の職 業高等学校生が殺されている。彼らはたいてい卒 業する前に雇用に就いて、労働法違反や危険な 労働条件の認識も予防措置もない状況を体験して いる。政府も学校もこの不正義にあまり注意を払っ ていない。私たちの活動には若者の労働者の権 利教育、追悼行事、改善に向けた制度議論や被 害者家族の集まりなどが含まれる。私たちは各国 における若い (インターン) 労働者の強制労働を監 想するとともに、ILOに若い労働者のための国の基 準を設定させ、また、根絶のためのキャンペーンを 共有し合うことを提案する。

中国の電子製造部門における低賃金労働カー学 生インターンとしての「学生!

ピル・ユチェン(香港:多国籍企業の労働実態を 監視する学生と学者の会(SACOM))

私たちは製造工場、とりわけ中国のアップルやユ ニクロなど多国籍企業を監視してきた。2005年に 中国の賃金は上昇し、企業は低賃金のインターン 労働者を雇いはじめた。フォックスコン「Foxconn-鴻海科技集団〕は、同社の若い労働者が自殺した 後に賃金を上げたが、より安い賃金を探し求めて 内陸部に移動した。内陸部では地方政府がビジネ スの移転を支援し、安い賃金で学生を提供した。 工場では職業訓練校も委託運営された。2007年 以来さまざまな団体がこうした若い労働者の労働 条件を改善するための努力をしてきた。2016年に 雇用者責任の強化、時間外・強制労働の禁止やイ ンターン雇用を10%未満にすることなどの法改正が なされた。私たちの活動には労働者の権利教育、 SNSを通じた情報と相談、報告書の発行、デモンス トレーションやオーストラリア・パリでの様々な連帯活



「若いインターン労働者」ワークショップ(2019.10.28)

動が含まれる。私たちは、製造業とサービス産業の 双方の非製造労働者や非正規労働者の学生イン ターンの人権を守ることも重要だと言いたい。

ベトナムの工業団地の若い女性労働者:潜在的リ スク

トラン・ホアン (ベトナム: 開発におけるジェンダー・家族・環境研究所(CGFED))

韓国を含め129か国がベトナムに積極的に直接 投資してきた。女性労働者が多数派であり、その 大部分は電子・紡織部門の15~24歳の労働者で ある。多くの女性労働者が週11時間、月100時間 以上残業している。休憩時間であっても休める場 所がない。それが当たり前であるために、彼らは流 産にあまり関心を払っていない。多くの場合に企業 は罰金が保険費用よりも安いことから、社会保険を 提供していない。またベトナムでは、多くのセクシャ ルハラスメントや言葉による虐待がある。

パネルプレゼンテーション①: 若い労働者のメンタ ルヘルス

カン・ソッキュン(韓国:現場実習被害者協会) CIジンチョン鎮川工場で職場ハラスメントによっ て亡くなったキム・ドンジョンの母の事例報告 (2014年1月) があった。彼女は、自殺などのメンタルヘルスはクラッシュなどの事故として非常に重要であると指摘した。

パネルプレゼンテーション(2)

ハン・ヘギョン(韓国:パノリム(SHARPS))

彼女はサムスンに1995年から2001年まで6年間働き、2005年に脳腫瘍と診断された。また、脳腫瘍の後遺症としていくつかの障害を負っている。サムスンで働いていたときは交替労働者で、熱い機械から何かの臭いがするのを嗅ぎながらはんだ付け作業を行ったのだったが、SHARPSとともに10年間闘った後にようやく労災保険給付を受け取った。彼女は、企業に労働組合があることが重要であり、労働者の安全は企業の利益より優先されなければならず、また、労働環境によって病気や障害を負う者があってはならないと指摘した。

ワークショップ 4.1.

リスクの外注化と移転

このグローバル化された経済のなかで、最も安い

源への労働の分業化と外注化はグローバル・スタンダードになってきた。しかし、労働の分業化と外注化の多重のステップのなかで、労働に内在するリスクも、最初の元々の使用者から、次に二次または三次以下の下請け業者に移転される。これは、ひとつの大きな施設のなかで様々な管理次元の多数の業者が混在する状況を生み出している。韓国は死亡労災がもっとも多い国のひとつであり、最近ではこうした死亡の大部分が、下請け、移住及び臨時労働者において発生している。

この「労働の外注化」による「リスクの移転」の問題は、典型的にはフォーマルセクターからインフォーマルセクターへという、ひとつの国のなかだけではなく、さまざまな国を越えても起きている。「インフォーマル」セクターの安全衛生問題の根底にあるメカニズムは、「フォーマルセクターにおける下請労働者へのリスクの移転」の問題と共通している。リスクの移転の問題はまた、様々な諸国を越えた労働の分業化でも同じである。これらすべての諸国間、諸部門間、または企業間の移転の場合において、企業または国の境界内及び境界を越えた「リスクの移転」と「労働の外注化」の問題は同じメカニズムを共有しており、それは経営者のフィードバックからのリスク責任の切り離しである。

この移転に対する解決策には、リスクと経営者責任の間のフィードバック・システムの復元が含まれる。韓国でいま追求・検討されている代替策は、①少なくとも政府や公共団体によって所有される企業での、一定のリスクの高い労働の下請化の禁止や、下請化が禁止されるリスクの高い労働のリストの拡大から、②下請け業者や外注化の境界を越えた経営者の安全衛生リスクに対する責任の拡大や、委託化や下請化のフィードバックの体系的な統合までの範囲に及ぶ。他の解決策もあるかもしれず、韓国はいま積極的に答えをみつけ出そうとしている。

このプログラムは、自国及び世界的にこの問題に 取り組む方法を扱おうするものである。ひとつは、外 注化労働における真の変化がないままなぜ同じ災 害が繰り返されるのかのメカニズムについての研究 に関する者、もうひとつは、外注労働における阻害 された労働者の問題についての労働組合の闘い に関するものの、ふたつの報告が準備されている。

外注化された労働における隠れたリスク:発電所下 請労働者のリスクと彼らの闘い

チョン・ジュヒ(韓国:韓国労働安全保健研究所 &特別調査委員会メンバー)

2018年12月にある発電所の下請労働者キム・ヨ ンギュンがコンベアベルト事故で亡くなった。彼の 死は外注化 (アウトソーシング) の危険性について 社会関心を高めた。過去70年間にグローバル・アウ トソーシングは急速に世界中に広がり、アジアを「世 界の専門下請け工場 | に変えた。国際労働組合 総連合 (ITUC) によれば、世界の上位50社によっ て必要とされる労働力人口の94%がインフォーマル 及びイレギュラー (非正規) 労働者によるものであ る。元請け業者と下請け業者の間の複雑なチェー ンを維持するために、国レベルの法律やときには政 策や軍隊の暴力が介入し、労働者を法的保護の 外にある見えない労働力にしている。このプロセス のなかで韓国政府と民間企業は、超国家的資本 によるグローバル・チェーンに積極的に参加してき た。韓国の労働者は急速に間接雇用に変わり、グ ローバル・サプライチェーンのアウトソーシングの国 内版を形成しつつある。同時に、雇用不安と低賃 金が現象となり、職場における労働者のリスクが急 激に高まってきた。故キム・ヨンギュンの事例から私 たちが学んだように、労働災害は下請労働者に集 中した。キムの死の後、「危険の外注化」というコン セプトが広く認められるようになった。彼の同僚下 請労働者、労働組合、市民団体や専門家が特別 委員会を形成して、労働安全監督の結果を提出し た。しかし、元請けも下請けも責任をとらないことか ら、この努力は有効であったとはいえない。キムの 同僚労働者も継続して火力発電所施設のリスクに 対処しているが、彼らの声は無視された。これまで 雇用者は事故の原因を被害者のせいにして、労働 者が安全規則に従わなかったと非難している。し かし、危険のエッセンスは元請けと下請けの間の構 造及び労働者の声の無視からきている。韓国にお けるリスクの外注化に対する闘いは困難なもので ある。それを予防するためには、サプライチェーンの

トップの資本に直接責任を求め、リスクの外注化の制度化された慣行をやめるよう政府に要求する必要がある。また、この努力は国際的レベルに拡張されるべきである。

ある若い非正規労働者の死

チョ・ソンエ(韓国: 民主労総)

韓国では毎日労働災害によって3人の労働者が 命を失っている。キム・ヨンギュンの死の後、特別委 員会は現場を調査することを決定し、雇用労働省 に以下のことを要求した。調査への労働組合の 参加、調査前の発電所の完全停止、委員会への 労働組合の参加、同僚労働者へのトラウマ治療の 提供である。現場調査のなかで労働法違反の事 例が確認され、事故現場の写真とビデオが撮られ、 ログブックと公式発表が収集された。調査後もキャ ンドルライト運動や全国規模の追悼行事、記者会 見、責任者の処罰と実態調査を求める全国労働 者大会など、国中で多彩な抗議が続けられた。長 い闘いを経て2019年3月に労働安全とキムの事故 の事実調査に関する特別調査委員会が設立され た。同委員会は、すべての非正規労働者の正規 労働者の立場への変更と労働者の権利の促進を 強調した、22の勧告を発表した。勧告では、所有者 の責任の強化、中央健康サービスセンターの設立 や労働安全衛生法の改正、労働災害の企業処罰 に関する法律の制定、補償制度の改正を求めてい る。実施を監視するための監視委員会が設立され るべきである。

インフォーマルセクターにおける構造化されたリスク に対する戦略:30年の経験

ジャグディシュ・パテル(インド: 民衆訓練研究センター(PTRC))

インドでは労働力の過半数である非正規労働者は労働におけるリスクの増大に直面している。私たちはこの不平等な社会のなかで均等な権利と均等な機会を期待することができるだろうか?現代の民主的社会においてさえ私たちは、貧しく教育を受けていない者たちが深刻なあるいは生命を脅かす危険のもとで厳しい肉体労働に従事している現実

を生きている。危険な産業は開発途上国に移転し た。アスベストや電子産業も相対的に貧しい諸国 に移った。産業シフトは法律がまったくないか法律 の効果の少ない諸国に向かって進行している。よ り広い文脈のなかでは私たちは女性の差別、少数 者の抑圧、移住・臨時・契約労働者の不公平な取 り扱いを目撃している。こうした攻撃されやすいグ ループは結局ハイリスクな労働を引き受け、労働に よってケガをしたり、亡くなる者もいる。私たちの社 会と環境を変えるには、患者とともに挑戦し続けな ければならない。変化は努力なしには来ない。ネッ トワークを活用し、地域社会を組織し、世論を創り 出し、他の者たちと協力する必要がある。私たちは インドや他の国で変化が来るのを目撃してきた。金 銭は重要な役割を果たし得る。被害者に対する補 償は使用者がより安全な職場の創造に投資するの を促進するかもしれない。

討論① キム・ドンヒュン(韓国: 多国籍企業ウォッチ(KTNC))

韓国多国籍企業ウォッチは国際企業による人権 侵害への対処に献身してきた。韓国は二重の立場 にいる。多国籍企業の本社が所在する場所であ ると同時に、そのような侵害が起こる場所でもある。 KTNCは両方のケース、とりわけ造船業における労 働災害に取り組んでいる。造船業は上位3社の造 船業者のすべてが所在する韓国の主要産業のひ とつである。しかし、この産業は、重大な労働災害 が継続して発生しているにもかかわらず、世界の比 較的小さい注意しか引いていない。例えば現代重 工業では、大部分の労働者がアウトソースされたな かで、多数の労働災害が起きている。惨事を引き 起こす韓国造船業の2つの特徴を指摘したい。第 1に、異なるスキルの労働者が狭い場所で一緒に働 いている。異なる企業に雇われて、彼らは、情報の 共有や共通の作業訓練もなしに-溶接や塗装など -異なる種類の作業を行う。第2に、この産業は、特 定の期間だけ集中的に作業するために約10~15 の下請け業者が一時的に集まる、労働供給チーム を使っている。こうした労働者は保険未加入の非 正規労働力であり、過重労働や潜在的リスクに直

面する。2017年にサムスンの2台の巨大クレーン車が衝突して、50人の非正規労働者の命が犠牲になり、同僚労働者に深刻なトラウマを残した。この事故はリスクの外注化と移転の危険性を警告するよい実例である。雇用者ーサムスンと欧州の造船業者ーは当該労働者を直接雇っていないからと責任を否定した。これは正規労働者の場合とはっきりと対照的である。この事件は現在訴訟になっている。

討論② ビプルクマー・パンジャ (国際建設木産労連(BWI)インド)

独立して新しい経済システムがインドに確立して 以来、作業環境、産業安全、社会安全、その他の 領域で様々な問題が生じてきた。労働組合とNGO は作業慣行を改善し、労働者の権利を強化するた めに声を上げた。先進国の企業が経済開発と投 資のためにインドに押し寄せ、労働者の権利を無 視し、労働力の外注化を広げている。労働組合と NGOは労働力の外注化に反対して戦うために協 力しなければならない。

討論③ ヤン・ティ(カンボジア : 建設林業労連(BW TUC))

私は建設労働者として働いている。カンボジアの 建設業で目撃した問題にふれたい。建設業の労働 力は大幅に外注化されている。結果的に、元請け 業者と下請け業者が彼らの責任を認めずに、労働 災害に誰が責任をとるのか決めるのが困難である。 建設作業中のビルの崩壊が多数の被害者を出した ときは常に、雇用者たちが協力しないために補償の 要求がほとんど拒絶される。アウトソーシングに対す る関心のなさが最大の障害である。労働組合は継 続的にシステムの是正・改善を要求する書簡を送っ ているが、返事はない。関連する労働法を成立さ せるまで取り組み続けなければならない。

討論④ ナジル・アジズ(パキスタン:全国労働組 合連盟(NTUF))

これまでの報告で、資本がいかにその利益のためにアウトソーシングの慣行を使っているか、また、私たちがこの慣行をやめさせるためにいかに取り

組むか学んだ。工業国は安い労働力を求めて貧しい国に押し寄せ、労働者を搾取している。国際的な協定はあるものの、労働者は自らの与えられた権利を行使することができない。組織されている労働者の数は限られている。アウトソーシングの慣行は続いている。労働組合と人権団体は強い意志をもち続け、資本に対して闘わなければならない。集中した努力を通じて、世界中の労働者がアウトソーシングと闘わなければならない。

ワークショップ 4.2.

工業団地とコミュニティヘルス

ソウルから移転した工場によって引き起こされた金 浦の小さな村における健康問題

キム・ウイキュン(韓国)

この問題に関するメディアの集中的報道にもか かわらず、金浦市政府当局者は金浦の小さな村 の周囲の多数の工場によって引き起こされた健康 問題を無視している。村の化学物質の高い毒性 レベルが国連の監督チームによって確認されても、 多数の村民が主として家具工場や鋳物工場の違 法廃棄物焼却炉によるがんを含めた病気に罹って いるにもかかわらず、問題は解決していない。同市 の農地に鋳物工場を建設することは違法であるに もかかわらず、市役所は建設許可を発行した。疫 学調査でホルムアルデヒド、クロムやベンゼンがみつ かったが、市当局者はその結果を無視し、抗議者 らは法を侵していると発表した。村民は関係政府 当局に損害に関する文書を提出して補償を要求し たが、彼らは1人当たり19,000ウォン(約1.800円)を 申し出ただけである。

製鉄所都市と浦項(ポハン)の環境問題 チョン・チム(韓国:浦項)

浦項の大企業POSCOは1968年に創設され、韓国の経済成長に貢献してきたことで知られている。しかし、同社は韓国における「最大の汚染者」「企業殺人者」と呼ばれている。POSCOの焼結プロセスによって生み出される汚染物質は浦項の汚染物質全体の50%に達する。このため市民は同社に



フィールドビジット② 洪城(ホンソン)の旧アスベスト鉱山地域(セメントで固めたぼた山(右側)の前で、2019.1.30)

よって引き起こされたかつてない大気汚染の悪化と臭気にたえず苦情を申し立て、POSCO有毒化学物質対策委員会を結成した。彼らはこの問題を取り上げて約500回抗議活動を行い、POSCO製鉄所でのアスベスト使用の禁止を要求してきた。にもかかわらずPOSCOは最近火力発電所を建設しようと企んで失敗した。地元経済に対する同社の経済貢献を踏まえて人々が問題に目を閉ざして以来、大企業によって引き起こされた大気汚染は半世紀にわたって見落とされてきた。しかし、いまこそ労働者、住民、市民団体、企業や地方政府がPOSCOの被害者をみつけ、問題を解決するためにともに取り組むときである。

唐津 (ダンジン) における石炭発電所その他の汚染 源近くのがんの村

ユ・ジョンジュン(韓国: 唐津)

唐津には火力発電所、天然ガス発電所やバイオマス発電所がある。火力発電所の総発電能力は9,389.9MWに達している。発電能力6,040MWの唐津火力発電所は世界第3位の火力発電所である。2018年まで、ともに唐津にある現代製鉄と唐津火力発電所は、韓国で大気汚染物質放出におい

て各々第1位と第8位で、唐津は韓国の全行政区 域のなかで大気汚染について第1位にランクされて いる。唐津における深刻な大気汚染は呼吸器疾 患やがんを引き起こし、住民の健康に大きな被害を 与えている。24人の住民ががんを診断されている ものの、病気と汚染の因果関係を証明することの 困難さのゆえに、補償を受けられた者はいない。住 民は火力発電所の増設に抗議し、キャンペーンを 行ってきた。石炭フリーの環境実現に向けては5つ の課題がある。①唐津火力発電所に対する市民 環境監視センターの活動の強化、②石炭火力発 電所の住民の影響に関する分析の対象の拡大、 ③ 唐津の地方財源と施設税を特別会計化と健康 と環境のための予算の増額、④火力発電所の設 計寿命の短縮、⑤石炭から太陽光エネルギーへの 転換の促進、である。

なぜ韓国の母親は学校アスベスト問題に怒っているのか?

ユン・エスン(韓国: 学校アスベスト保護者ネット ワーク)

WHOによってクラス1発がん物質と定義されたアスベストの使用は、韓国では2009年に全面禁止さ

れた。しかしそれはとりわけ、かつて屋根や天井に 用いられた古いアスベスト含有建材として、古い学 校建物のなかでいまなお深刻な健康リスクを引き起 こしている。そのような状況のなかで政府は、韓国 の合計2万の学校のうち13.000校でアスベスト除夫 プロジェクトを進めてきた。夏季や冬季の休みの間 にアスベスト除去が行われた。しかし、メインテナン ス時の安全性などに対する配慮を欠き、人々は清 掃や労働者の健康及び作業後の建設残渣の除 去について問題を提起した。それに応じて李洛淵 首相はアスベスト残渣に関する調査を行うよう命じ るとともに、指示と勧告を出したが、大きな変化はな されなかった。そのためソウルと京畿道の、またそ の後龍仁、慶北や釜山の保護者たちが、除去プロ セスを監視し、みつかった問題点をメディアや国会 に報告するために保護者ネットワークに加わった。 2018年12月までに除去されたのは学校のアスベス ト区画の33.2%にとどまっている。保護者ネットワー クはより多くの人々がアスベスト問題に関心をもち、 アスベストの危険性に対する国民意識を高めようと している。

工場集中のゆえの制度と住民の健康関心の限界 チェ・ジェホン(韓国:弁護士事務所ジャヨン)

韓国の朴正煕政権 (1961~1972年) が国の経 済発展を推し進めるにつれて、都市と工業団地が 成長し、また汚染が工業地帯に集中していった。そ の後、政府は古い都市の機能の一部を緩和させる ために新たな都市の開発をはじめた。このイニシア ティブは1971年の都市計画法の改正につながり、 翌年には非都市部のための土地利用規制法が制 定された。工場を建設しようとする者は土地利用 規制法に従うことを義務付けられている。金浦の 場合、毎年300社が市に登録され、金浦における登 録工場の合計数は2018年10月までに6,354に達し ている。この増加に寄与した主要な要因のひとつ は工場登録のための要件を規定した条項の緩和 /廃止である。元は200m²以上の規模の工場は当 局による承認の対象だったが、1996年に500m²以 上のものに緩和された。その後2008年に商業省が 環境汚染につながる可能性のある工場の立地を

制限することのできる条項の削除を行い、国土省 が計画管理地域における55の産業規制を廃止し た。このような規制の廃止や緩和が工場に居住地 域に近い地域への参入を容易にし、環境汚染をめ ぐる紛争を悪化させた。金浦における登録工場の 状態とその住民の健康に対する影響に関する第1 次及び第2次疫学調査によると、調査対象地域の 死亡率は平均の約2倍であり、バイオマーカー検査 の結果は重金属について比較対象の95%の上限 を超える高度曝露住民が多数いることを示してい る。大気汚染防止の法的枠組みについては、環 境保全法の制定と以前1970年代に「特別有害物 質 | と呼ばれた16種類の指定以来、いまでは「特 別大気汚染物質 | と呼ばれるものの数は36種類に まで増えた。近年環境省に排出基準を欠くことの 責任をとらせる法的試みがあり、環境汚染に関す る一連の訴訟も継続している。しかし、補償を受け られたのはじん肺被害者だけであり、肺炎、喘息や 皮膚疾患の多数の被害者は疾病と環境汚染の因 果関係を立証することが困難であるために承認さ れていない。

ワークショップ 5.1.

公害と地域社会のエンパワーメント

ボパール災害の声

ラチナ・ディングラ(インド:ボパール情報・活動 グループ)

ボパールは2つの大惨事を蒙った。ひとつは40トンのMIC (イソシアン酸メチル) その他のガスに曝露したことにより7,000~10,000の人々を殺したもの、もうひとつは土壌が有毒科学物質に高度に汚染された14地域の25,000人が影響を受けたものである。二大惨事による汚染が今にいたるまで人々を苦しめているにもかかわらず、なされてきた努力は多くはない。アメリカ司法省は会社の側につき、国連は意図的な沈黙と無対応を続けている。国連児童基金もあまりにも多くの子どもたちの死を見て見ぬふりをしている。それは企業犯罪、多国籍不法行為そして利益を人々の生命や健康の上に置くことに関するものである。この問題に対して市民はき

れいな水を要求して街頭に繰り出し、ついにきれい な水を手に入れた。政府に対する抗議の一部とし て彼らは、汚染された水をふるまう温和なビュッフェ への招待状を政府当局者に送ったこともある。未 解決な重要問題にもかかわらず、ダウケミカルはイン ドにいかなる意味のある投資もしてこなかった。そ のため人々はダウケミカルとそのCEOたちにそれを 個人的なものにするために立ち上がり、ダウケミカル のロゴをロンドン・オリンピックから外させた。長年に わたるそのような努力の結果、人々は政府に臨床 調査を実施することを説得することができ、被害者 の治療のための統合的医療サービスを実現し、ま た彼らはその物語を共有するためのリメンバー・ボ パール・ミュージアムも建設した。私たちはみな、す べての人のために有毒物質のない未来をつくるた めの努力に参加すべきである。

63歳の被害者生活: 胎児性水俣病の場合 坂本しのぶ(日本: 水俣)

私は1972年に国際社会に水俣病の被害を知らせるためにストックホルムでの国連環境会議に母と一緒に参加し、最近では2017年にジュネーブでの水銀に関する水俣条約の第1回締約国会議(COP1)に参加した。水俣サバイバーは歩行や食物消化など生活のあらゆる側面で困難に直面しており、私はまた毎日次第にからだが弱くなっていると感じている。私は母がいかに強かったかを思い出し、サバイバーのみなに強くあり続けようと訴えている。

水俣病被害者の証言

佐藤スエミ(日本:水俣)

私は1955年にある漁村で生まれた。父は漁師で6人の姉妹がいた。夫の3人の家族も水俣病サバイバーで彼の母親はもっとも重症である。水俣病の原因はチッソから排出された排水だった。しかし会社はこの問題を是正するいかなる適切な措置もとらなかった。私の夫は2007年に同社を相手取った裁判の原告団長になった。熊本地方裁判所は3人の原告を水俣病患者と認めたが、5人については棄却された。夫と私は水銀中毒の損害を明らか

にするために闘い続けており、裁判の最後まで闘いを続けるだろう。

失敗した物語:韓国の温山(オンサン)病 キム・ジャンヨン(韓国)

韓国の朴正煕政権は1970年代に国家経済を現 代化するために重化学工業の促進を推進した。そ の経済開発5か年計画の一部として温山に多数の 工業団地が創出された。国レベルで住民に対する 適切な補償がないまま個々の企業はでたらめなや り方でこの地域に入り、いくらかの住民はこの場所 にとどまり続けた。数年後住民の間に身体的異常 が現われ、彼らは政府に温山から出ていくのを支 援するよう要求した。メディアが住民の病気に関心 を払うようになったことから、人々は温山の住民が 罹患している病気について知るようになった。ある メディアレポートは、ある学級の52人の生徒のうち の26人が原因の分からない皮膚の症状や痛みを もっていると報じた。人々は皮膚壊死や骨訴訟症 など様々な深刻な医学的症状に苦しめられた。股 関節手術を受けた者もいた。

ワークショップ 5.2./6.2.

アジアにおける過労死と自殺

グローバル化する経済におけるあらゆる変化にと もない、労働の管理またはタクトタイム「ひとつの製 品生産に要する時間等]、マンアワー [時間当たり 作業量]やワークペース[作業速度]の管理は、ほと んどの部門において経営者によってきつくされてき た。合理化の措置とか労働のフレキシビリティと呼 ばれるものを含め、多くの様々なやり方を通じて労 働強化が追求されてきた。最近では、あまりにもき つくされたため、多くの労働者が、身体的及び/また は精神的に圧力を感じたり、極端な対象にされいる と感じるようになっており、それは時とともに耐えられ ないものになる。いまやわれわれは、世界の多くの 部分で、それが過重労働による死 (過労死)を引き 起こしているのを見ることができる。ペースについて いくことのできない者にとっての別の問題は、ハラス メントや職場における孤立であるかもしれない。こ



ANROEV2019 日本からの参加者

れはまた、過労(過重労働)による自殺を引き起こしている。労働の強度が増してくるにつれて、極端に押しやられる者は行き場がないと考えるようになり、結果的に家族は、補償することはできないが予防することのできる喪失に取り残されることになる。人間の適応能力は限られているが、自己管理の範囲外の要因によって極端に押しやられている。

ここで、こうした問題の根底にある基本的問題は、誰がどのような手段によって労働を管理するかということである。韓国では、労働時間の法定限度が2018年から週52時間に減らされた(労働基準法)。また、労働におけるハラスメントを禁止する新たな規則が2019年から加えられた(労働基準法)。しかし、被害者の家族にすれば、こうした変化は「非人道的な労働の管理」の核心的問題に対処するには十分ではないかもしれない。

このプログラムでは、過労死や過労自殺の問題の基本的メカニズムを被害者家族の立場からレビューするとともに、労働強化の世界的傾向に直面するなかでどのような対案を追求すべきか議論する。

- 日本と韓国に次いで、過労死や過労自殺は中国 や台湾でも重要な課題になってきている。

- とりわけ日本と韓国では、残された遺族たちがこ の問題を解決するために闘っている。
- アジアにおける過労死・過労自殺問題の状況と 被害者の経験を共有する。
- 「労働文化」を変え、アジアにおける過労死・過労 自殺を予防するという共通の課題を模索する。

日本における過労死防止法制定後の変化 北出茂(日本: NPO法人「働き方ASU-NET」、過 労死防止大阪センター)

私は過労死や労災、雇用の問題に取り組んできた。日本の労働組合の力は弱く組織率は17%にとどまる。賃上げや労働時間短縮もままならない。日本の地域労働組合が成し遂げたひとつの成果がブラック企業問題を社会問題化するために団体交渉を行い、悪質な事案をメディアに公表することだった。もうひとつのうまくいった進展は過労死防止法の制定である。52万筆の署名を集め、世論が国会を動かしてこの法律が制定された。日本では30年前には人々に過労という概念はなかったが、いまでは法律も改正されて月に100時間という時間外・休日労働の上限も設定された。しかしこの数字は現場ではしばしば役に立たないこともある。私た

ちは「過労」という言葉が存在しなくなるまでさらなる対策を求めていく必要がある。

台湾における過労死の事例

チェン・チュリン(台湾:労働安全衛生(OSH)リンク)

台湾では近年過労関連障害の事例が現われ つつある。1991年の労働関連精神障害認定ガイド ラインは、台湾政府が初めて過労の存在を公式に 認めたものだった。2006年に過労死が労働災害と して認められた。しかし、死亡が労災認定されるた めには自殺を含め被害者の死亡が職場で労働し ている間に生じたものでなければならないことから、 労災認定率はきわめて低い。2011年と2018年にガ イドラインが改訂されてから、619人の労働者が過 労の被害者として認定され、毎週約1人の労働者 が過労による病気にかかっていることになる。しか し、過労の証明を提出できたのは30%だけであるこ とから、現実の被害者の数ははるかに多いだろう。 証拠を求められることは補償率を低くするもうひと つの障害である。2012年に最初の過労自殺が認 定された。2018年の労働省の報告書によれば、前 年の平均労働時間が2.033時間で台湾人は世界 で4番目に長い時間働いた。労働力の97%がフル タイムで働いていることから、台湾における平均労 働時間は増加している。

韓国における過労死家族の経験

ベ・ゴウン(韓国:過労死被害者・家族の会)

韓国過労死・過労自殺家族の会は2017年にはじまった。定期的な集まりのなかで遺族らは法的、社会学的、医学的観点から過労死・過労自殺の問題を学び、また心理的ヒーリングセッションに参加している。過労問題に取り組むためにこの問題に関する全体的政策を用意する緊急の必要があり、政策をつくるさいに私たちは遺族の声に特別の関心を払うべきである。遺族が直面する困難について示したい。何よりも第1に、家族は死亡または自殺が過労によるものであることを証明する責任がある。第2に、家族は身体的及び精神衛生的問題に苦しむ。自殺を防げなかったことに罪悪感を抱く者もい

る。第3に過労死・過労自殺に対するネガティブな 社会的認識が家族をくじかせる。前述したとおり遺 族はもっと声を上げ、適切な心理的治療を受けるべ きである。国レベルで過労死・過労自殺に関する教 育とキャンペーンが強化されなければならない。

香港における過労死と自殺

シウ・シンマン(香港:工業傷亡権益会(ARIAV))

香港の労働者は長時間労働、過重負荷や大き なプレッシャーに苦しめられている。20年間も議論 されていながら、香港では基準労働時間が設定さ れていない。とりわけ不動産管理、保安・清掃サー ビス、陸上運送や小売業の者は週に72時間以上 働いている。過重な労働負荷によって毎年100人 以上の命が失われ、多くの者が病気になっている。 にもかかわらず政府は過労と労働者の死の間の 関係性を説明できないでいる。この問題に関する 公式なデータもない。私たちは過労によって亡くなっ たある女性労働者のショートフィルムを作製した(上 映)。このフィルムから学んだように、弁護士や医師 は労働時間と死の因果関係を証明するのに苦労 している。要するに香港の過労死問題にはデータ も調査も補償もない。私たちは2020年に発表され る予定の報告書を待っている。

追加報告① イ・ホングァン(韓国: ハンビ・メディア センター)

放送会社でドラマ・プロデューサーとして働いていたイ・ハンビの父です。彼のスタッフの97%近くが非正規労働者で時間外労働や他のサービス労働にさらされていた。私の息子はこの問題について会社に抗議し、その努力が失敗したときに自殺した。私たちは会社を相手に闘い、補償と放送労働組合の権利のためのセンター(ハンビ人権センター)設立のための基金を受け取った。日本や台湾に同様の事例がないかどうか、他の労働者の時間外労働について使用者に抗議して亡くなった者がいないかどうか。

追加報告③ リン・シュチェン (台湾:工作傷害受害人協会(TAVOI))

私自身労働災害の被災者で、現在TAVOIで働 いている。1992年に設立されて以来TAVOIは労 働災害の被害者と家族を組織してきた。台湾では 1991年に過労死に関する議論がはじまったものの、 この問題は広く受け入れられはしなかった。2017 年に84人の過労死の被害者が報告され「脳・心臓 疾患の労災認定件数〕、翌年には41.200人の労働 者が過労のために治療を受けた「労災認定件数 は69件]。実際の数ははるかに多いだろう。過労 死はあらゆる業種でみられるが、TABOIは若い事 務労働者に焦点をあて、看護士と客室乗務員がよ り多く過労に苦しめられていることを見出した。過 労死被害者の事例を検討すると、彼らまたはその 家族が行うことを強いられた目に見える時間外労 働を証明することができないために大部分が保証 を受けられないでいる。調査が進行中であるとはい うものの、障害がある。使用者の側の労働時間の 計算方法が政府のものと違っている。医師の証明 はもうひとつの問題である。さらに被害者またはそ の家族自身が証明を提出しなければならない。台 湾は日本や韓国から学んで、使用者に違法な時間 外労働に対する刑事責任を課すべきである。

ワークショップ 5.3./6.3.

エレクトロニクス

台湾工作傷害受害人協会(TAVOI)からは、企業に対する闘いにおけるNGOの継続的関与が紹介され、RCA台湾における汚染された地下水飲料による被害の裁判の経験を共有した。最高裁判所で多数の労働者の補償のための重要な成果が達成された。裁判所は、因果関係の立証における労働者の困難を認め、原告の主張を否定するには会社側が立証しなければならないものとし、結果的に労働者に有利な結論を下した。

韓国のSHARPSは、自らのサムスンとの闘いを 例に挙げて、連帯の重要性を強調した。また、すべ ての被害者を補償を受けられ、加害企業の謝罪が 内実のあるものになることへの期待を表明した。

台湾のRCA元労働者自救会/TAVOIと韓国のSHARPSは、ANROEVを通じて知り合い、長年

交流・連帯を継続している。

インドネシアからは、どの化学物質が身体のどの 器官に影響を及ぼすか確認するための、労働者の リスク分析とトレーニングの事例が紹介された。バ イオモニタリングが労働組合やNGOによって実施 されるのはめずらしい。

べトナムからは、ハノイをベースにするNGOによって実施された携帯電話産業の女性労働者に関する調査の結果が紹介された。それは、呼吸器症状や疲労、痛みなど、労働者の健康に対する化学物質の影響を調査し、労働者が自らの化学物質曝露のレベルをチェックできるようにするモバイル・アプリケーションを開発した。

ワークショップ 6.1.

生活環境と化学物質安全

ネパールにおける日常生活の重金属問題

ラム・チャリトラ(ネパール: 公衆衛生環境開発センター(CEPHED))

公衆衛生環境開発センター (CEPHED) は他 の団体とともにアスベストに関する環境衛生キャン ペーンを展開し、2014年にネパールは南アジアで初 めてアスベストを禁止した国になった。国は環境大 臣等を先頭に人々の関心を高めるために新たな IEC(情報・教育・コミュニケーション)マテリアルを導 入してきている。CEPHEDはまたリップスティックに 含まれる鉛や美肌クリームに含まれる水銀など日常 使用される化粧品に含まれる化学物質の検査も 行い、ネパール政府は私たちが提案した化粧品基 準を採用した。CEPHEDはIPEN/BRIの支援を 得て魚と漁師、歯科医師の水銀について調査を行 い、結果を彼らに報告した。これに基づいてネパー ル政府、保健人口省はネパールの保健業における すべての水銀ベースの機器の輸入、購入及び使 用を禁止した。その後彼らは水銀含有歯科用アマ ルガムの使用も禁止した。CEPHEDは塗料中の 水銀含有量の低減とネパール政府による鉛塗料 基準の制定にも貢献した。

韓国における加湿器殺菌剤災害で10年以上苦し



フィールドビジット① モラン公園烈士墓地で被害者・活動家を追悼(2019.10.30)

む患者である夫の物語

キム・テジョン(韓国)

加湿器殺菌剤の被害者パク・ヨンスクの夫。 1994年9月に加湿器殺菌剤含有CMIT・MIT「有 機窒素硫黄系殺菌剤〕が販売されて以降、それは 6.500人の被害者と1.450人の死につながってきた。 私の妻は2007年10月14日に加湿器殺菌剤を購入 した。この製品の原料はSKケミカルズによって開発 され、製品自体は愛敬 (エギョン) インダストリアルズ とEマートによって製造された。彼女はそれを2014 年3月まで使用していた。肺機能49%と診断されて パク・ヨンスクは、2011年11月に加湿器殺菌剤被害 者としての認定申請をしたが、2014年3月に棄却さ れた。彼女は18回入院を繰り返し、肺機能は13% にまで落ちてしまったために人工呼吸器または介 護者の援助なしには暮らしていけない。私はいま 誰の助けも受けずに民事訴訟を行っている。化学 物質は製造者による徹底的な安全チェックの後に 上市されるべきであり、政府はこのような惨事の再 発を予防すべきである。

WHOグループ1発がん物質であるラドンと韓国に おけるラドン・ベッド問題

ホ・ビュンスク(韓国)

ラドンは土壌、地下水や建材中に容易にみつか る鉱物であり、肺がんや皮膚がんを引き起こす発 がん物質である。韓国では合計28種類のマットレ スがラドンを含んでいることがわかり「含まれていた モナザイトがラドンを放出〕、私のマットレスで検出さ れたラドンのレベルは基準レベルの18倍を超えてい た。私は2007年にこの問題のあるマットレスを購入 し、2018年に2回の子宮頸がんの手術と2018年に 乳がんの手術を受けた。現在抗ホルモン剤を服用 している。約10万人がラドン含有マットレスを使用 し、4千人以上の被害者が2018年に民事訴訟を提 起した。会社はマットレスをリコールしただけで、損 害を補償する措置はとっていない。私は被害者の 健康被害に関する調査が実施されるべきであり、 会社と国はその社会的・法的責任を果たして、被害 を補償する措置を講じるべきであると思う。

韓国における特別調査委員会と加湿器殺菌剤 問題

チェ・エヨン(韓国:特別調査委員会副委員長)

(ビデオ上映) 2011年春に韓国のとりわけ妊娠中の女性や幼児に肺疾患がみつかり、保健福祉省

は肺疾患の原因が加湿器殺菌剤であると発表し た。1.528人の加湿器殺菌剤の被害者のうち239 人が死亡している。問題を引き起こした会社は大 法律事務所の弁護士を雇って被害者の主張を否 定し、オキシー・レキットベンキーザー韓国に課せら れた罰金はわずか5千万韓国ウォン(約476万円) だった。現在検察が、企業がその製品の危険性を 知りながら加湿器殺菌剤を販売していたかどうか 調査している。加湿器殺菌剤に関する特別調査 委員会は政党から推薦された9人の委員と調査者 としての40人の市民で構成されている。その多く が市民団体で働いた経験があり、様々な省からの 20人の政府職員も支援者として働いている。委員 会は公聴会を開催し、調査を実施し、また加湿器 殺菌剤事件についてさらに調査するために起訴を 求める権限をもっている。その3つの使命は事実の 確認、被害者の支援及び再発の防止である。それ が韓国と日本における事件であることから、長期的 努力が機会(例えば政権交代)によって満たされれ ば希望の光が見出されるかもしれない。

全体会議 7.

ワークショップ報告

各ワークショップ報告の後、以下のショートフィルムが上映された。

- ・インド民衆訓練・研究センター(PTRC)作成-珪 肺
- ・フィリピン労働安全衛生開発研究所(IOHSAD) &ケンテックス被害者ネットワーク作成-ケンテック ス工場火災
- ・ バングラデシュ労働安全衛生環境財団(OSHE F)&ラナプラザ・タズリーン被害者ネットワーク作成 -被害者からリーダーへの進化

全体会議 8.

エンパワーメントのための 被害者と家族の役割

雇用、移住や結婚など、他の社会的/政治的/経 済的慣行とともに、安全衛生リスクはそれらの諸慣 行のなかに構造化され、埋め込まれる。このように、 われわれは、危険な労働が、労働それ自体のため ではなく、それらを通じて労働が危険になる社会的 /政治的/経済的プロセスのゆえに危険になること をみることができる。

ここで、構造化されたリスクは、こうした社会的/ 政治的/経済的構造のなかに埋め込まれ、凝結され、またそのために、構造化されたリスクは持続し、 時とともに繰り返される。この意味で、本会議で私 たちが検討するリスクのほとんどは構造化され、災 害や疾病が生じなかった時代に戻ったとしても、私 たちでなかったとしても誰かの死や障害の発生をな くすことは不可能であった。

こうした構造化され、埋め込まれたリスクのもとでは、現状を打ち破り、私たちのこうした構造に反射のサイクルを開始することができるのは彼らだけであるという理由から、被害者自身を除いて誰もこの構造を変えることはできない。したがって、被害者だけが、繰り返される事故や疾病の不条理や、究極的には繰り返されるリスクの隠された国際性を指摘することができる。このセッションで私たちは、いかにして被害者が立ち上がり、生き残った者としてこうした役割を行うことができるかを理解したい。

- ・被害者及び/または家族の物語
- ・彼らが直面したもっとも困難な問題
- 問題の根本原因
- ・どのようにして彼らが現在のステージに達したの か、また彼らの役割は何か
- ・社会にとって前進するために必要なことは何か

被害者の役割

チョ・スンミ(韓国:加湿器殺菌剤被害者)

- Q あなたはいつ加湿器殺菌剤による喘息に罹っていると知りましたか?
- A 2015年に喘息と診断されましたが、政府が加湿器殺菌剤の問題について発表したときにそれが原因だったと気づきました。
- Q あなたは加湿器殺菌剤の被害者と認定されませんでした。こんなに長い間、加湿器殺菌剤と喘息の関係性を信じ、あなたに活動を続けさせたのは何だったのでしょう?

- A 私の病気と加湿器殺菌剤の間の因果関係に 疑いをもったことはありませんし、他の被害者たち と一緒に取り組んできたことによって活動を続け ることができました。
- Q 他の被害者と会ってコミュニケートするなか で、あなたはエンパワーされました。私はこれは 非常に重要だと思います。
- A そのとおりです。政策についてであろうと他の 情報であろうと、私は他の被害者らから得ること ができました。
- Q あなたは外国でも活動をしてきたそうですが、 なぜ海外でそのような活動を行ったのですか?
- A 私は喘息ですが、加湿器殺菌剤は肺の症状 以外の病気も引き起こすことを知っています。外 国で他の活動家たちに会うことによって、彼らは 私が活動を続けられるようインスパイアしてくれま した。

ソンブーン・シリカムドッケア(タイ: 綿肺被害者)

- Q あなたは1950年代生まれで、工場で働き労働 組合運動に関わるようになり、20代のときに綿肺 と診断されました。使用者はあなたを被害者と 認めなかったと聞いていますが?
- A 使用者は、原因を明らかにしようとした約100 人の労働者を訴えました。
- Q あなたのモチベーションは何でしたか? 職業病の被害者と認められるのを待っていたのですか?
- A 私は病気が職業病であると証明するために 15年間闘い、また他の被害者たちと一緒に活動 しました。
- Q あなたは1994年に被害労働者のネットワーク をつくりました。なぜネットワークを立ち上げたの か説明してくれますか?
- A 私は強さは団結からくると信じたから、また彼らとアイデアや意見を共有したいと思ったのでネットワークを構築しました。労働者はともに行動することによって相互に支援し合うことができると思います。ネットワークはいまタイの17州で活動しています。

家族の役割

ラジュ・デヴィ(インド: 珪肺被害者家族)

- Q 夫が亡くなってからのあなたの長い闘いについて話していただけますか?闘いのなかで一番困難だったことは何ですか?あなたの村の話もしていただけますか?
- A 私の夫は鉱山労働者で子供が生まれてから 3~4か月のときに亡くなりました。当時長男は10 歳で、家族が暮らしていくために鉱山で働きはじ めました。私たちは夫を珪肺のために亡くした妻 たちのグループをつくり、鉱山経営者と会おうとし ましたができませんでした。そこで私たちは全国 人権委員会を訪れ、調査官が村にやってきて私 たちの話が事実であると確認しました。私たちは 監督官庁の建物の前でデモンストレーションを行 いました。デモは1か月続きましたが、彼らからは 何も聞けませんでした。ついに監督官庁は私た ちを助けることを決めましたが、補償額が十分で はなかったため、私たちは抗議を続け最終的に 賃金の5年分相当の補償を受け取りました。私 たちは夫を亡くした未亡人のための基金を創設 しました。
- Q なぜ他の人たちを助けるのですか?
- A 私はもう被害者を見たくありません、子供たちが鉱山労働者になるのを見たくないのです。
- ローズマリー・マグレーシア(フィリピン: ケンテックス工場火災被害者家族)
- Q あなたは使用者を訴えたものの、あまりうまくい かなかったとか…
- A 私たちは刑事裁判を追求しましたが、証拠が 足りないという理由で退けられてしまいました。
- Q あなたに闘いを続けさせたものは何でしたか? 何が推進力でしたか?
- A 私は正義のために闘い続けました。私は母親です。娘にあなたの面倒をみると約束しました。 私は他の母親や労働者が苦しむのを防ぐため に闘いを続けました。彼らの安全を確実にしたい と願っています。
- Q 制度と無視に対してどのように闘うことができますか?
- A 私たちは正義、安全と健康のために闘っています。労働者のために団結しています。
- イ・ホングァン(韓国:ハンビ・メディアセンター)

- Q ハンビ・メディアセンターにはあなたの息子の名前がつけられています。あなたの息子は大きな放送会社で番組ディレクターとして働いていましたが、そのことは韓国では有望な仕事とみなされます。メディア産業における問題について話していただけますか?
- A 韓国のメディア産業の労働者は以前は労働法から除外されていました。彼らは非常に低い賃金で週20時間以上超過労働していました。私の息子の死の後で放送会社の脚本家たちが労働組合を結成しはじめ、ついにメディア労働者が労働法の対象になりました。
- Q あなたの息子さんの事例は認定されませんで した。なぜ認められなかったのですか?
- A 私の息子は放送会社に労働者の労働条件を 改善するよう要求した後に自殺しました。私はそ れが労働災害と認められるのがいかに難しいか 体験しました。とりわけ自殺の場合は労働災害と して認められるのが難しいのです。息子の場合、 長年にわたる闘いの後、私は会社からの公式の 謝罪と息子の死に対する補償を受け取りました。
- Q 労働災害の被害者を支援する方法について、 あなたの意見を聞かせてもらえますか?
- A 私たちは労働災害を誰にでも起こり得ることと 認めるべきです。全員の努力と国際連帯を必要 とするようでは問題です。労働災害はすべてを ぶち壊します。トラウマセンターを通じて愛する者 を失った家族を支援することも重要です。そのよ うな精神的支援を必要としている人がたくさんい ます。私は他の人たちのためにこの闘いを続け、 みなさんも努力に加わることを希望します。

活動家の役割

- ジャヤチトラ・セラムバラム (スリランカ:レッドフラッグ・ユニオン)
- Q あなたは労働組合できわめて重要な役割を果たしてきました。労働組合で女性のリーダーをみるのはまれなことだと思います。活動家としてまた労働組合リーダーとしてのあなたの役割について聞かせてください。
- A 私は動員者として労働組合で働きはじめまし

- た。スリランカでは女性の労働組合リーダーは多くありません。非常にまれです。しかし私が所属するレッドフラッグ・ユニオンは農業部門を代表しており、他の労働組合のように政党と結びついていません。私は先輩たちから労働組合について多くのことを学びました。現在レッドフラッグ・ユニオンの書記長を務め、責任を果たすために一生懸命がんばっています。書記長に選ばれたとはいえ、私には能力を証明する必要があります。私は女性が労働組合リーダーになれることを証明したいと願っています。
- Q 労働組合におけるあなたの役割について知り たいです。
- A 私の責任には能力開発のための教育の提供、アドボカシー活動や人々の関心を高めることが含まれます。国の労働安全衛生法案が11月に審議される予定です。
- Q ここには10人ほどいますが、最初の列では男性は3人だけです[3頁写真]。 ジャヤチトラは古いシステムのブレーカー (打ち破る人) のようです。
- ジャグディシュ・パテル(インド: 民衆訓練研究セン ター(PTRC))
- Q あなたは安全衛生問題で非常にがんばってこられました。何年活動されていますか?
- A 約30年になります。
- Q しかし、あなたは被害者ではありません。技術者の経歴をもっておられます。どのようにしてこの領域に関心をもったのですか?
- A 私は労働組合の積極的なメンバーでした。自然に労働者の安全に関心をもつようになりました。
- Q 珪肺については診断等に関して多くの難しさがあります。問題を解決するためにはこの問題に対して取り組むことが重要ですし、活動家として私たちはそれ以上のことを必要としています。
- A 私たちは労働者が珪肺を含め職業病について理解するのを助け、被害者が診断を受け、職業病の被害者として認められるのを助ける必要があります。
- Q あなたは可能性のある代替策や他の選択肢 をみつけるうえで専門家が被害者を助ける役割



ANROEV2019オープニング・セッション後の集合写真(2019.10.28)

があることを思い出させてくれました。

A そうです。私たちは被害者が戦略的に選択 することを助け、また彼らが勇敢に闘い続けるの を助けなければなりません。

クォン・ヨンジェウン(韓国:パノリム(SHRAPS))

Q あなたはどれくらい活動家として働いてきましたか?

A 5~6年です。

- Q 活動家としてパノリム (SHRAPS) は2007~8 年に問題の提起を開始しました。ですから10年 以上になります。その間にパノリムはサムスンとの 間でいくつかの合意を達成しました。
- A 私たちはサムスンと交渉して合意に達しましたが、その後サムスンは秘密裏に合意ではなく独自の基準に基づいて補償を提供しました。だから私たちは同社に対する抗議活動に突入したのです。
- Q なぜあなたは抗議活動に参加したのですか?
- A 実際、状況について人々やメディアに知らせる ことが唯一の効果的な方法だったからです。
- Q あなたは抗議活動が唯一の闘う方法だった と? そうですか?
- A 私たちは人々の関心を高めるためにポスター

- やリーフレットを作成し、またサムスンとの話し合いもも持ちました。しばしば私たちはデッドロックに突き当たり、またターニングポイントも見出しました。例えば朴槿恵が大統領職から罷免されたとき、それはサムスンが被害者に適切な補償の提供を怠っている一方で青瓦台(大統領府)に賄賂を贈っていたという事実を人々が理解するのに役立つ機会でした。
- Q 最後の質問ですが、同じような問題の再発を 防ぐための対策に関するあなたの考えを聞かせ てください?
- A 最も重要なことは被害者の声を聞くことです。 注意深く聞けば多くの災害が避けることができた ことがわかります。私たちは12年間「ノーモア被 害者」と大きな声で訴えてきましたが、私たちが 学んだ重要な教訓は被害者の声を聞くこと以上 に重要なことはないということです。

全体会議 9.

ソウル宣言

別掲のソウル宣言採択の前に参加者は、5月5日 に急逝した香港工業傷病権益会(ARIAV)の陳

ANROEV2019 ソウル宣言

私たちは災害の被害者ではない。私たちは災害を乗り越えたサバイバー(生存者)である。それゆえ私たちは、以下のことを宣言するためにここに集まった。

- ① 原因なき事故はない。根本原因をしっかりと究明せよ。災害によって起こる災害はなく、災害は根底にあるシステムによって引き起こされる。
- ② 繰り返される災害は犯罪であり、労働における死亡は殺人である。
- ③ 責任のない人災はいまやなくさねばならない。すべての責任をしっかりと問え。政策決定者のあらゆるヒューマンエラーは完全に責任を負わせる必要がある。
- ④ 補償を越えて、サバイバーのリハビリと復帰をしっかりと行え。補償を越えて、私たちサバイバーは、適切なリハビリテーションと労働復帰を求める。
- ⑤ 恩恵を越え、被害の調査、責任究明、補償においてサバイバーの積極的な役割と権利を保障せよ。受動的な慈悲を越えて、私たちサバイバーは、調査、起訴及び補償に参加する完全な権利と能動的な参加を求める。
- ⑥ いまやすべての制度に先立ち、消極的被害者文化でなく、積極的サバイバー文化を創れ。ルールや規則の前に、私たちは社会のすべてのメンバーに、受動的な被害者ではなく、能動的なサバイバーたちの文化を期待するように変わることを求める。

錦康を追悼し、彼の労働安全衛生の権利、被害者 とその家族に対する献身をたたえる時間をもった。

ボパールの代表はボパール災害35周年にあたり世界各地で連帯行動を組織するよう訴えた。

香港からの参加者は、中国深圳で湖南省からの出稼ぎ労働者の権利、とりわけじん肺に罹患した労働者の支援を行ってきたiLabourネット/新世代ウエブサイトの3人の若い編集者(ヤン・ツェングン、ウエイ・ズィリ、ケ・チェンビン)が逮捕され家族や弁護士もアクセスできない状態に置かれていることを報告し、国際的支援を訴えた。

また、夕食後には有志の参加による香港における抗議活動の報告を聞く連帯の夕べも催された。

2グループ/合流

フィールドビジット/抗議行動

最終日に海外参加者は2グループに分かれ、ひと

つはソウル近郊のモラン(牡丹)公園烈士墓地から ソウル市内の源進緑色病院をまわり、もうひとつは 洪城(ホンソン)の旧アスベスト鉱山地域を訪問。

その後2つのグループが夕方に江南 (カンナム) で合流してサムスン本社前で抗議行動、またその後、汝矣島(ヨイド)のオキシー・レキットベンキーザー本社前で抗議行動を展開した。

今回、韓国では様々な課題に取り組む多くの労働・環境団体が、各々の責任担当を確認しつつ協力してプログラム全体をつくりあげたようだが、最後までその特徴がきわだった濃密な内容であった。

ANROEV2019関係資料等はおつてインターネット上で入手できるようにされる予定である。

ソウル会議後にANROEVネットワーク次期コーディネーターの立候補・選挙が行われた結果、バングラデシュOSHEFのチョードリー・レポンからネパールCEPHEDのラム・チャリトラに代わった。今後の発展を期待したい。

世界最悪の企業殺人事件35周年の声明

ボパールに正義を国際キャンペーン

2019年12月3日

ボパールにおける世界最悪の産業災害の35周年にあたり4つのサバイバー団体の代表は、過去35年間にわたる中央・地方の歴代政府の災害に責任のある企業との癒着と、サバイバーの正義と尊厳のある生活の否認を糾弾した。彼らは共同して、国連がボパールにおける進行中の医学的及び環境的惨事を終わらせるために、緊急の人道的及び技術的援助援助を提供するよう要求している。

「今日期せずして、ユニオン・カーバイドの所有者であるダウ・ケミカルの支援者として知られる2人が中央及び[マディヤ・プラデーシュ]州政府を支配している状況にある。われわれの首相は2015年にアメリカを訪問した際に、ダウ・ケミカルにボパール裁判所の召喚状に従わせる何らかの試みをする代わりに、同社のCEOをハグし食事を共にした。モディが政権をとって以来、インドにおけるダウ・ケミカルの売り上げは劇的に増加している。2006年に商工大臣だったわれわれの州首相は、当時の首相に『インドに大々的に投資しようとしているダウ・ケミカルに適切なシグナル』を送るよう書いた」と、Bhopal Gas Peedit Mahila Stationery Karmchari Sangh[サバイバー団体]の会長ラシダ・ビーは語った[彼女は1995年に来日している]。

Bhopal Gas Peedit Mahila Purush Sangharsh Morcha[サバイバー団体]の会長ナワブ・カーンは、「中央と州双方の政府は、このアメリカ企業に補償の拡大を求めた請願において、事件によって引き起こされた死亡・疾病の正しくない数字を示して、最高裁判所をミスリードした。両者は、ダウ・ケミカルの法的義務である土壌・地下水の進行中の汚染の危険性を軽視するとともに、汚染された土地を能力のある機関によって科学的に評価することを拒否している」と述べた。



「われわれの政府は、過去35年間災害のサバイバーらに関心を払おうともしなかった犯罪企業と熱心に親しくなろうとしてきた。今日まで、医学的リハビリテーションのための標準治療プロトコルも、有給の雇用や貧しい人への毎月の年金も、災害サバイバーのために安全な生活環境を確保する何のイニシアティブもない」と、ボパール情報・活動グループのラチナ・ディングラは言った。

ダウ・カーバイドに抗議する子供たちのヌーシーン・カーンは、「公害は今日世界中の死亡の原因のトップ5のひとつであり、公害病は驚くべき率で増えている。ボパールにおける進行中の災害は、ボパール・サバイバーに技術的及び人道的援助を提供するための、国連とりわけ世界保健機関(WHO)や国連環境計画(UNEP)などの国際機関による緊急の対応を必要としている国際状況の象徴である。われわれの民主的に選ばれた政府の失敗に照らして、いまこそボパールにおける進行中の災害に世界が注目すべきときである」と話した。

※この宣言のほか35周年関係資料や世界各地で 取り組まれた行動の情報が以下で入手できる。 https://www.bhopal.net/bhopal35-campaign/

中国の日系企業における白血病事件が和解

二審段階で一審判決を上回る補償額支払い

2019年5月

2019年ANROEVソウル会議は、現地でのNGOの状況の厳しさを反映して、中国本土からは予定していた全員は参加できず、また、参加者の安全にいつも以上の配慮をせざるをえないため、公けに報告できることは多くない。しかし、2018年12月号で紹介した中国の日系企業におけるベンゼンによる白血病の事例のその後の経過を報告しておきたい。

ANROEV中国ネットワークのメンバーから2018 年5月に支援要請があったもので、被害者は湖南 省出身の現在38歳の女性。宮城県に日本本社の ある別の日系企業の深圳工場で、電子部品の顕微 鏡検査部門で働いた。2013年5月の会社定期健診 で体に不調のあることがわかり、同年8月に広東省 職業病防治院でベンゼンに起因する白血病と診断 された。9月に深圳市人力資源社会保障局より職 業病と認定され、2015年8月には深圳市労働能力 鑑定委員会から3級障害と鑑定された。3級障害 は労働能力完全喪失レベルで、中国の労災保険 条例の規定により、毎月国の社会保険基金から約 2.990元の労災補助が支払われる。しかし、治療費 のうち社会保障を上回る部分の支払いと2人の子 女の養育費、2人の親の扶養費、自分自身の家賃と 生活費を支払うにはまったく不十分である。

会社に賠償を求めたが、弁護士に委託しているからと交渉を拒絶された。しかたなく2018年1月に 労災仲裁を申し立てた。そのなかで深圳工場が倒産のため清算手続中であるが、賠償問題が未解決のため手続に支障が出ていると知った (大連工場は操業中)。裁判官は和解協議を促したものの、会社が委託した弁護士は裁判官の前で、裁判が継続する限り自分の弁護料が支払われ続けるため、調停には応じられないと公言したという。

日本の社長がこうした事情を知らないのではな

いか、自分の手紙を届けたいということで、早速要請に応じた。添え書きもして、電話とメールで連絡をとろうとしたが、居留守を使われた模様。

被害者は6月4日に深圳市の人民法院に約94万元の損害賠償を求める訴訟を提起した。手紙が少しは効いたのか、8月1日の審理では会社の代理人弁護士が代わり、30万元での和解を打診してきた。被害者側は早期決着を願って最低限の要求として60~70万元を提示。他方、白血病の治療費に毎月3万元前後必要なところ、これまでは会社が立て替えたうえで社会保障局から還付されてきたものが、8月は会社が立て替えをしてくれなかったという連絡があった。再び手紙を書いて、速やかな和解と立て替え払いを求めた。結果、立て替え払いは再開された。しかし、和解のほうは進展せず、9月14日に人民法院から会社に約60万元の損害賠償の支払いを命じる判決が出された。

控訴期限は2週間ということで、再々度、控訴せずに判決を受け入れるよう求める手紙を送ることにした。9月18-19日に香港で開催されたANROEV東アジア会議の参加団体に連署を求めた。AMRCとANROEV、それに中国、香港、台湾、韓国、日本の14団体の名前を連ねて届けたのだったが、結果的に会社は控訴してしまった。

深圳市の二審は労災関係の訴訟ではほとんど 労働者側の訴えを聞かずに、会社側に有利な判 決が出るのが常と聞かされやきもきしていたが、幸 い、二審が調停で和解し84万元(約1,350万円)の 補償金が得られたとの連絡が2019年5月にあった。 中国の支援者によると、以前の悪徳弁護士から弁 護士が代わったことが転機になったとのことで、この 間の私たちの日本本社宛ての働きかけが影 響していると考えているとのことだった。

RCA第二陣地裁判決と一陣差し戻し審高裁判決

2019年12月27日/2020年3月6日

第二陣地裁判決の原告側弁護団による解説

2019年12月27日に台北地方裁判所は、ラジオ・コーポレーション・オブ・アメリカ(RCA)台湾とその親会社に対する元労働者第二陣の訴訟に対する判決を言い渡した。労働者の第一陣がその訴訟のなかで2005年以降かちとった進歩的な法的先例を確認したことに加えて、裁判所は少なくとも2つの重要な点について進歩した。集団的損害についてグループに対する総計額を与えたこと、及び、有毒物質に曝露したもののまだ重大な身体疾患を診断されていない元労働者が被った真の危害を認めたことである。以下は本判決の簡単な要約である。

以前の訴訟

ラジオ・コーポレーション・オブ・アメリカ(RCA)は、多数の被害者と重度に汚染された土地を残したまま、1992年にその台湾の工場を閉鎖した。桃園県元RCA労働者関懐協会(RCA自救協会としても知られる)として組織された被害者は、2つの集団訴訟を起こした。ひとつ[第一陣]は2005年、もうひとつ[第二陣]は2015年に開始された。

2018年8月16日に最高裁判所は、主として死亡した労働者の相続人 (グループA原告) と重大な病気を診断された元労働者 (グループB) である、第一陣訴訟に参加した508人の労働者のうち262人について、下級審による決定を確定した。主として明白な病気のないグループC労働者とその病気がRCAにおける汚染に関連したものと確認されていないグループB労働者である、246人の原告は高等裁判所における再審理のために差し戻された。高等裁判所における最終弁論は2019年12月5日に行われ、判決は2020年3月6日に申し渡される予定である[33頁に判決の報告]。

原告1,120人の第二陣は、台北地方裁判所が RCA労働者第一陣勝訴の判決を下したのち2015 年に集団訴訟を提訴した。2019年12月27日に台北 地方裁判所は、集団訴訟として第二陣のうち1,115 人の原告に有利な判決を下し、総額2.333億台湾ド ル[約85億円]を認めた。

2019年判決のハイライト

Q1. 補償総額はいくらか?

A1. 被告三社-RCA (台湾)、テクノカラー (フランス)とトムソン・コンシューマー・エレクトロニクス (バミューダ) は、連帯して、また個別に、原告らに対し補償として年利5%をつけて2.333億台湾ドルの責任があるとされた。

原告ゼネラル・エレクトリック・カンパニー(アメリカ)は、1989年1月以降、RCA台湾の制御会社ではなくなった。それゆえ、他の三被告会社と連帯して、また個別に、補償として年利5%をつけて2.285億台湾ドルの責任を負う。

総額責任としても知られる、連帯及び個別責任は、いずれかひとつの被告会社による賠償金の支払いは、他の被告会社の責任の総額から差し引かれることを意味する。被告四社が実際にどのように総支払い額を分割するか、決定するのは彼らである。

Q2. 「集団的損害の総計額」とは何か?

A2. 裁判所は、個々の原告に与えられる損害額を特定していない。代わりに台北地方裁判所は民事訴訟法第44条の1を引用して、全原告の指定するものとしてのRCA自救協会に対して総計額を裁定している。この総計額が個々の原告の間でどのように分配されるかは、会員の間の合意にしたがって同協会の決定にまかされている。

Q3. 原告各グループに認められた額は?



- A3. グループA原告:82人の死亡労働者の相続 人:4億9,200万台湾ドル[約18億円、1人当たり で割ると約2,154万円]
 - グループB1:240人のがんまたは他の重大な病気の元労働者:9億6,000万台湾ドル[約35.3 億円、1人当たりで割ると約1,470万円]
 - グループB2:106人のそれ以外の病気の労働者: 2億1,200万台湾ドル[約7.8億円、1人当たりで 割ると約736万円]
 - グループC: 639人のまだ重大な病気の診断されていない元労働者: 6億3,900万台湾ドル[約23.5億円、1人当たりで割ると約368万円]

Q4. 補償の理由は?

- A4.(1) 台湾におけるRCAの操業中にその工場は、合計数31種類の化学物質を使用した、または労働環境中に存在したことが確認された。そのうち少なくとも22種類は人体に病気を起こすものとして知られている。会社は他者を保護するための法律に繰り返し違反し、吸入、経口摂取や皮膚接触を通じて労働者を有害な化学物質に曝露させた。工場現場の土壌中に残る有害化学物質の濃度は、工場閉鎖から何年も経っているにもかかわらずなお安全基準を超えている。
- (2) 科学的調査研究は、RCA桃園工場の下流域 に住む住民のがんその他の病気の健康リスクが アメリカ環境保護庁の許容基準を超えているこ とを発見した。また、労働者が負う健康リスクは、 RCAの有害化学物質により密接な接触のゆえ

- に、住民が負うものよりも大きいはずである。
- (3) グループA及びB原告が罹患した疾病はこう した様々な化学物質への複合曝露と関連してお り、グループAの労働者はその結果死亡した。
- (4) グループC原告はまだ重大な病気の診断はされていないものの、彼らはトリクロロエチレンなどの遺伝毒性物質に長期間曝露させられ、、それは防御メカニズムの層を逃れ、遺伝子変異を引き起こし、DNA配列の完全性に対する「微小」な損害を引き起こすかもしれず、損傷したDNAは完全には修復されないかもしれない。以前の曝露のために、生理学的機能の完全性が損傷しており、労働者とその子世代の健康問題のリスクを高め、不健康な否定的な感情を引き起こし、健康への権利も侵害される。
- (5) RCA台湾はその操業期間中少なくとも毎年一回、工場作業現場の有機溶剤濃度レベルの測定を実施し、親会社に記録を返した。しかしRCAは訴訟の全期間を通じて、かかる証拠を提出しなかった。代わりに同社はずっと証拠を隠してきた可能性がある。組み合わさって企業に有利な系統的バイアスを生み出してきた、会社と労働者の間の資力、情報へのアクセス、専門的知識や能力の大幅な格差を踏まえれば、公平のために原告の立証責任は軽減されるべきである。裁判所は、原告が因果関係の「合理的可能性」を証明すれば足りるとした。
- (6) 一定の化学物質は一定の病気を引き起こす要因であり、また、そのような関係を示す、国際がん研究機関 (IARC)、アメリカ環境保護庁 (USEPA)、アメリカ疾病管理センター(CDC)などの科学的機関による報告書がある限り、かかる物質とかかる疾病との間には一般的な因果関係があると推定できる。
- Q5. RCA台湾以外の会社になぜ責任があるのか?
- A5.(1) トムソン (バミューダ) は常にRCA台湾の制御会社であった。GEが1988年12月31日にトムソンSA (後にテクニカラーに名称変更) に消費者向け電子機器事業を譲渡する前は、GEはRCA社を制御していた。また、GEは同社を取得

- 後はRCAのすべての権利と責任を引き受けるべきである。テクニカラーはトムソン (バミューダ) の株の99.5%を間接的に保有していたことから、それもRCA社を制御している。
- (2) 長年にわたり、RCAの取締役会議長、取締役及び監査人はほとんどが外国人であった。同社の株主総会や取締役会はほぼアメリカ、フランス、シンガポール、その他の場所で開催された。GEとテクニカラーが、トムソン (バミューダ)を通じて、RCA台湾を完全に制御していたと認められる。
- (3) その消費者向け電子機器部門をトムソンSA に譲渡する前、GEはコンサルタント会社に委託して、デューデリジェンス・プロセスの一部として環境を調査した。この契約のときに二社はそれゆえに汚染問題に認識しているか、または認識すべき立場にあった。しかし、両者ともこの情報を開示せず、労働者を汚染された環境にさらに曝露させ続けた。
- (4) 工場敷地内の地下水井戸第3号と第5号は 1990年にはまだ普通に機能していた。しかし、 1996年の環境検査時には、どちらも隠され、埋め られた。このことは、RCAの汚染の意図的隠滅 の証拠である。
- (5) RCAとその親会社は汚染問題が公けに明らかにされた後、外国投資条例に違反して、1988年7月から1989年11月の間に資本削減という名目で1億5千万米ドル以上、また1998年7月からを2001年12月の間に1億米ドル以上の送金の隠ぺい工作を行った。したがって、2002年に原告が訴訟の目的のためにRCA台湾の資産の仮差押えの申し立てを行ったときに、同社は台湾の銀行口座に数百万台湾ドルしか残していなかった。これは明らかに、債務を逃れることを目的とした、悪意のある資産の移転である。それゆえ、「企業のベールを突き刺す [法人格否認]」の法的原則にしたがって、GE、トムソン (バミューダ)とテクニカラーは連帯して損害に対して責任を負うべきである。
- Q6. なぜ裁判官は被告が主張した消滅時効を退けたのか?
- A6. 公益と公正のために時効 (処方期限または原

- 告が被告に対して提訴する期限)を適用せよとする被告の主張は権利の乱用とみなされるべきであり、法的効果をもたない。
- (1) この訴訟で被告は持続的かつ違法に長期間 有毒であり続ける化学物質で環境を汚染し、労 働者に多くの病気を引き起こした。労働者は、情 報がRCAとその親会社に管理されていたため に、そのような危険な化学物質に曝露しているこ とを知らなかった。
- (2) 化学物質への曝露によって労働者が被った 損害は非常に特別である。因果関係は、疫学な どの科学的調査研究を通じて入手されるデータ によってしか確立することができない。それゆえ、 労働者は期限内に自らの権利を行使するものと 期待されるべきではない。
- (3) RCAは、その労働者に対する注意義務を無視しただけでなく、可能性のある危害を彼らに知らせることを怠り、それを知った後に関連する証拠を隠蔽し、資本の削減や資産の海外移転によって悪意のある債務逃れさえ行った。RCAは、その工場で使用された化学物質のリスト、それらがどれだけ使用されたか、どのように廃棄されたか、どれだけの期間使用されたかに関する情報を提供したことがない。これは、労働者に関する疫学的調査が因果関係を判定するのに十分なデータを得られない結果につながり、また訴訟を提起する被害者の能力を妨げた。
- Q7. 5人の原告が裁判所によって退けられたのは なぜか?
- A7. 2人のグループA労働者は、彼らが罹患した病気がRCAにおける化学物質曝露と関連していることを証明できなかった。1人は、RCAにおける雇用の証拠を示せなかった。1人のグループB2労働者は、RCAに11日間しか雇用されていなかった。1人のグループC労働者は、6日間雇用されただけだった。裁判所は、彼らの健康被害がRCA工場で使用された化学物質と関連していると認めることはできないと考えた。
- ※台北地方裁判所によるプレスリリース https://www.judicial.gov.tw/tw/cp-1888-139194-6cf4d-1.html

ポール・ジョバン・陳信行・林宜平氏による 第一陣差し戻し審高裁判決の速報的解説

闘いには上り下りがある。昨年12月は上り坂で、 地方裁判所は第二陣1,100人の原告に対して素晴 らしい判決を下した。しかし今日 [2020年3月6日] は明らかに下り坂だった。

今朝11時、2018年の最高裁判所の決定により 再審理のために高裁に差し戻された [第一陣のうちの] 246人の原告に対する台湾高等裁判所の判 決があった。裁判所で裁判長は判決の主文を読 み上げた。彼女の声はかろうじて聞こえる程度だった。その文章は重要なポイントをはっきりさせるのではなく、まだ手渡されていない付属文書を参照してばかりいたため、その場にいた弁護士らも理解できなかった。判決に関する10頁のプレスリリースを入手するのに午後5時まで待たなければならなかった。内容は非常にがっかりさせるものだった。

RCAとその親企業による補償を認められたのは24人の原告だけだった。これは死亡した10人の元労働者の親たち(グループA原告)で、合計1,470万台湾ドル [約5,150万円](1家族平均147万台湾ドル)認められた。加えて、がんまたは重大な病気をもつ(グループB原告)14人の原告が合計4,000万台湾ドルを受け取る(1人平均280万ドル [約980万円])。

しかし、大多数の原告の訴訟はたんに却下された。これは、がんまたは他の重大な病気をまだ診断されてはいないが、RCAで働いている間に明らかに多くの有害化学物質に曝露した者たちである(グループC原告)。2018年8月の判決で最高裁判所は、彼らの場合は補償の適格性について法が要求する程度に危害が生じていることを証明するのに十分な証拠を欠いているとした。それゆえ最高裁は、さらに証拠を検討して、実際の損害の存在がより強固に確立できるようにするために、彼らの訴訟を下級審に差し戻したのだった。

これは原告側弁護士にとって大きな挑戦だった。差し戻し審において数人の優れた専門家が、 所見による専門家意見や法廷における証言を通じて、なぜ様々な化学物質のカクテル[混合]がなぜ DNAに影響を及ぼし、不可逆的な結果をもたらし、 がんまたは他の重篤な病気のリスクを著しく増大させるのか、たくさんの証拠を提出した。これら原告の多くは(繰り返される流産など)心的外傷体験や、 (卵巣嚢胞など)様々な健康問題を経験している。 しかし高等裁判所の裁判官は、今日のプレスリリース中の以下の2パラグラフをもって、彼らの訴訟を却下してしまった。

- 「2. まだ明らかな病気に罹患していないグループ Cの場合、彼らが提出した証拠は、どのような細胞機能が影響を受け、サブ細胞レベルの染色体にどのような損傷が起こったか、どのような種類の変化がDNA配列の完全性を破壊して組織や器官の損傷、代謝異常、機能不全や病理変化、もしくは病気やがんのリスクの増加につながったのかを正確に示す客観的医学的判断の根拠があることを証明するのに十分ではなかった。それゆえがんその他の病気についてリスクが実際に上昇させられたとしても、原告の身体と健康に対する危害はまだ生じていない。したがっていかなる補償もあらかじめ先に認めることはできない。
- 3. また、確認されたグループA及びB原告が罹患したもの以外の病気に罹患し、かつ、曝露期間が短すぎるグループCの労働者については、RCA自救協会によって提出された証拠は、これらの労働者が罹患した病気が、彼らのRCAでの雇用期間中の化学物質への曝露によって引き起こされたことを証明するのに十分でない。係争中の化学物質との間に何らかの因果関係を認めることは困難である。

われわれはまだ判決全文を受け取っておらず、 現時点ではこうした決定に至るの裁判官が使った 理由付けがわかっていない。われわれは次のステッ プについて原告や弁護士らと徹底的に話し合う予 定であるが、再び最高裁判所に上訴する可能性が もっとも高そうである。

※台湾高等裁判所によるプレスリリース https://www.judicial.gov.tw/tw/cp-1888-178109-854f0-1.html

警備員から医師まで、香港の長時間労働文化

規制されなければ爆発的に増える深刻な社会病の症状

2019年8月27日 South China Morning Post

16年のキャリアのなかで、若いころに連続660時間働いた恐ろしい経験の記憶は、香港の医師ジェームズ・タククワンさんの心のなかになお生々しく残っている。

元朗区にある博愛医院の一般外科医である40歳のファンさんは、ある地方の病院でインターンをしていたときに、一晩に続けて30時間以上で二晩連続してオンコール勤務に就いたことがあると言う。彼はこの間に100人以上の患者を診て、結果的に疲労に打ちのめされた。

「私は十分な役割を果たすことができず、他の医師がしていることをまねることしかできなかった」と彼は言う。

「ふりかえってみると危険だった。私は人間らしく 働ける状態ではなかった。」

60時間働き続けた後にファンさんは、医学生の間での競争がすさまじいために、3時間うたた寝しただけで起きて試験勉強をした。

香港で過重労働に苦しんでいるのはファンさんだけでなく、金融サービス会社USBの調査によれば、香港は調査した世界71の都市のなかでもっとも労働時間が長かった。

この傾向は専門職ばかりでなく肉体労働やブルーカラー職種にも影響を及ぼしており、専門家らによって、不公正な労使力学、不健康な文化、またその永続性のゆえに不適切な法令が指摘されている。

長時間労働が世界的現象になりつつあることから、世界保健機関は公式に職場バーンアウトを業務上の事象として分類した。バーンアウトを経験する者は、エネルギーの枯渇または消耗、労働からの精神的脱離や能率の減退を患う可能性がある。

香港では、仕事中毒「ワーカホリック]文化が長

年持続してきた。香港職工会連盟 (HKCTU) が4 月に発表した調査結果は、香港の300万労働者の5人に1人が、昨年平均で週55時間または1日に11 時間働いていた。

この調査によれば、警備、飲食、陸上運送、建設や小売部門の労働者の労働時間がもっとも長かった。警備員が最悪で、その4人に1人が週72時間以上就業していた。

63歳のチャーリー・ソーさんは、香港の南の地区 にある住宅用建物の警備員である。彼は、週に6日 間、午前7時から午後7時まで働いている。

元契約労働者 [サイン・インストゥーラー] だった ソーにとって、長時間労働は彼が望んでいたよりも 長すぎるものの、-大部分が訪問者の登録と建物 のパトロールである-仕事は彼の年齢にとって扱い やすいものではある。

「30代のときだったらこの仕事は選ばなかったろう」と彼は言う。

別の住宅警備員、57歳のピーター・チェウンさん も週に72時間働いている。「家族のためにあまり時間がとれない」と彼は言い、自由な時間をもっと楽し むために60歳で引退するつもりだと付け加えた。

社会的病気の症状

専門家らによれば、長時間労働の文化は香港の 慢性的社会問題のひとつの症状であり、部門の人 手不足が問題を悪化させている。

医療などいくつかの部門は長い間、訓練を受けた人材の不足に苦しんでいる一方で、不十分な賃金や厳しい肉体労働も新しい人材を妨げている。

公式な統計は、香港には人口千人当たり1.9人 の登録医がいることを示している。深刻な人手不 足は、とりわけ医療サービスの需要が激増する毎 年のインフルエンザのピーク時に、医師や看護師を 限界点に追いやる可能性がある。

外科医のファンさんは、彼の病院ではピーク時に200人以上の患者を診るのに4人の医師しかいないことがしばしばあると言う。重症患者のための緊急手術や医療措置が必要なときのために夜通し病院に泊まり込むオンコール医師は、わずかな休憩でほとんど30時間以上、連続して長時間働かなければならない。

「医師にとってだけでなく、高度の集中を必要とする労働をする誰にとっても、20時間以上連続して働くことは棄権である」と彼は言う。

貧しい者も長時間あくせく働き、彼らの場合にはまさに生計を立てるためである。国際金融ハブになりつつあるにもかかわらず、香港はいまなお138万の人々が貧困のうちにある。けた外れな生計費と低収入に直面して、多くの人々が経済的負担をやわらげるために長時間働いている。

さらに、強制されているのではないとしても、長時間労働は労働者の間で生まれつきの文化になってきた。労働者は彼らのボスに好印象を与えるために長時間働くことを選んでいる。しかし、これが報酬の期待と何もないことがフラストレーションや労働ストレスを増大させることが悪循環になりつつある。

HKCTUによれば、新入社員や一般的な労働者ではインフレを考慮に入れて2008年と2018年の間に0.7%の平均年間収入の増加であったのに対して、香港の人口当たり国内総生産は年2%増加した。

「この統計は、社会のなかで労働者がなした貢献にもかかわらず、彼らの賃金がそれに応じて上がらなかったことを示している」とHKCTU議長のキャロル・ウ・マンミーさんは言う。

彼女は、この食い違いを、香港で増加する弾力 的な労働人口の不公正な取り扱いに原因があると する。

HKCTUの統計によれば、有期契約スタッフ、臨時雇い労働者、パートタイム労働者またはフリーランス労働者を含め、この範疇の労働者の数は昨年、79万人または総労働力人口の22%に達している。

こうした労働者は、正規[終身雇用]労働者と比較して、失業、低収入や劣った労働福祉・保護の相

対的に大きなリスクにさらされている。結果的に、彼らは交渉力を欠き、搾取に属するかもしれない。

31歳のフォン・チャクさんは8年間、九龍の中学校でリベラルな生徒たちを教えている。しかし、最初の6年間、彼は毎年5月に年間契約が学校によって終了させられるかもしれない恐怖におののいていた。

有期契約は香港の教育部門では一般的に用いられ-香港教育専業人員協会[教員組合]によれば、公共小中学校のほぼ5人に1人の教師が1年契約である。彼らの多くは仕事を確保するために長時間働いている。

同組合の統計は、有期契約教員の53%が昨年 週55時間以上働き、10%が週70時間以上働いたことを示している。

「われわれは仕事を維持するために必死に闘わなければならなかった」と、2年前に契約から正規雇用に代わったチンさんは言う。

労働分野における不均衡な力関係も、労働と賃金の間の食い違いの原因である。 ウさんは、富が社会のトップから底辺に浸透するというトリクルダウン効果に対する政府の信念を批判する。 現実には、利益の大部分をむさぼっているのはトップー使用者と関係者一であると彼女は言う。

あいまいな定義

長時間労働は、人々の身体的及び精神的健康に損害を与える可能性がある。労働部 [処] によれば、2013年から2018年9月末までの災害によって引き起こされたのではない香港の業務上死亡者数は、合計635人または年平均100人以上であった。

心臓及び脳疾患は2つの主要な死亡原因で、 各々362件と120件であったことを統計が示している。

香港工会総合会 (FTU) の2017年の調査は、 調査対象労働者の77.4%が労働による大きなストレスを経験したと答え、主要な原因は長時間労働で あったことを示している。

チンさんにとって、学校での通常の8時間とは別に、家で仕事をしなければならないことも多い。成都が夜遅くにメールで質問をしてくることもある。

彼が家族のために費やしている時間がいかに

特集/ANROEV2019 ソウル開催

少ないかについて、妻が文句を言っているという。 「労働と生活のバランスをとれたことはない」と彼 は言う。

ファンさんにとっては、彼の妻も外科医で彼に同情してくれていることから、事態はややましである。しかし、部分的には彼らの過重労働とストレスのためにこのカップルはいまのところ子供を持とうとは考えていない。

職場での災害によって引き起こされる傷害や死亡とは異なり、過重労働に関連した病気に罹患した労働者は補償を求めるのうえで困難をかかえている。

雇員補償条例が、「過重労働による死亡」についての法的定義も補償についての使用者の関連する義務も持っていないのである。

この抜け穴を塞ぐために、立法会議員は政府に対して、長時間労働または労働圧力によって引き起こされた疾病を同条例の対象となる職業病とみなすとともに、使用者が補償に責任を負わさせるよう要求している。

労工及福利局のロー・チクオン局長は5月はじめの立法会のある会議で、複雑な個人、家族や労働に関連した多数の諸要因に関連するであろう、長時間労働や労働によるストレスと一定の種類の精神、感情または身体の疾患との関係についての、国際的に認められた基準または医学的証拠は存在していないと述べた。

しかし、労工及福利局は、死亡と労働に起因する身体疲労との間の関係を調査してきた。この調査結果は来年末までに発表される予定である。

個々人への影響はさておいても、長時間労働 は、公共運送などの部門における公衆安全に対す るハザーズも引き起こし得る。

名字のコウだけで特定されることを望んだあるバス運転手は、午前5時から一日10時間働いている。彼は、若者も高齢者のどちらでも多くの運転手は、割増賃金を稼ぐためにより長い時間働きたがっていると言う。

しかし、調査結果は、ハンドルを握っての長時間 労働は運転手の警戒心を低減させるとともに、運 転能力と判断に影響を及ぼし、その結果事故のリ スクを増大させることを示している。

「われわれは貨物ではなく人々を運んでいる」とコウさんは言う。

香港の過重労働問題は解決されなければならない、とHKCTUのウさんは言う。「われわれは人間であって、機械ではない。われわれ全員が、休憩するために一定の時間を必要とする」と彼女は言う。「利益を生むためにエネルギーを使い果たすことは、労働者にとって健康的なことではない」。

労働組合と立法会議員は政府に対して、週44時間の標準労働時間を実行する法令を制定するよう求めてきた。

政府は2013年に、問題を調査して、長時間労働 補償を検討するために、標準労働時間委員会を 設置した。しかし、標準労働時間を立法する代わり に、これまでに、様々な部門の異なる見解に関して 11業種にガイドラインを導入することを約束しただ けである。

「ガイドラインは立法ではない。責任も、使用者が それに従わなかった場合の結果もない」とうさんは 言う。

医療や教育など、人材不足の部門については、 労働者の数の増加が労働負担を合理的に分配す るのに役立つ。

「現在、政府は、より多くの実験や活動を実行するために学校により多くの資源を投資しつつあり、それはよいことである。しかし、教師を増やすことなしには、それは現在のスタッフに負担を追加することにしかならない」と、香港教育専業人員協会副会長でもあるチンさんは言う。

労働部門の立法会議員ジョナサン・ホ・カイミンさんは、標準労働時間を超えて働く労働者のために、彼らは標準賃金の150%の割増賃金が支払われるべきであると言う。

「香港は、使用者がその労働者から可能な限り 多く絞り取ろうと傾向のある、高度に資本主義的な 社会である」と彼は言う。「より高い割増賃金は使 用者に、既存の労働者に長時間労働を強いるより も、労働者を追加するよう促すことができる」。

**https://www.scmp.com/news/hong-kong/health-environment/article/3020023/

業界団体HPに掲載されなくなった 「石綿含有仕上塗材アンケート結果」 詳細

片岡明彦(関西労働者安全センター事務局)

建築職種のひとつである「左官」。

「(宮中の修理に、仮に木工寮の属(さかん)として出入りさせたからいう)壁を塗る職人。かべぬり。壁大工。泥工(でいこう)。しゃかん。」【広辞苑第七版】

左官職の石綿ばく露としては、建築現場での環境ばく露(間接的なばく露)とともに、作業上、石綿含有材料を取り扱うことによる直接ばく露がある。

直接ばく露の原因として問題となるのは、石綿を含有した「モルタル混和材」*1、そして石綿を含有した「仕上塗材(ぬりざい)・下地調整塗材」がある。

建築物の内壁外壁の建築用仕上塗材に、かつ て石綿が含有されていた。

2006年9月からは原則石綿禁止(重量パーセント 0.1%以上)が実施される以前の建築物の内装外 装仕上げには石綿含有建築用仕上塗材が使用さ れていた。

この件については、塗材製造メーカーの業界団体である「日本建築仕上材工業会」(以下、工業会)は、同会HPで「アスベスト含有塗材情報のページ」(2005年12月12日付)で情報提供を行っている。http://www.nsk-web.org/asubesuto/index.html

ここをみると同ページ 「塗材とアスベストについて」 の項に、次の記載がある。

「現在、日本建築仕上材工業会の会員会社で製造・販売されている仕上塗材や下地調整塗材には、アスベスト(石綿)は全く使用されておりません。しかし、過去の製品にはアスベストが使用されて

いたこともありますので、当工業会では会員会社に アンケート調査を実施し、<u>情報を公開</u>しています。」 (下線筆者)

そして現在、公開されている情報は、「アスベスト 含有仕上塗材・下地調整塗材の概要」(以下、「概 要」)として掲載されている次頁の表とみられる。 「概要」の上部には、次の説明が付されている。

アスベスト含有仕上塗材・下地調整塗材に関する アンケート調査結果

*ご利用上の注意

本調査結果は、アスベスト含有仕上塗材・下地調整塗材について、日本建築仕上材工業会の会員会社にアンケート調査を実施し、寄せられた情報をそのまま取り纏めたものです。従いまして、本調査結果は、アスベスト含有仕上塗材・下地調整塗材に関する全ての情報を網羅したものではなく、また、当工業会の会員会社から寄せられた情報の正確性を担保するものではありません。本調査結果を利用するにあたっては、これらの点を十分に理解した上で利用するようにして下さい。なお、個々の製品に関する情報については、当該製品の取扱会社に直接お問い合わせ下さい。

アンケート結果の「詳細」

「概要」PDFには、2005年8月21日という日付が付されており、このアンケート実施はそれ以前の近い時期とみられる。ちなみに2005年6月29日がクボタッショクのはじまった日だ(毎日新聞大阪本社が6月29

石綿含有仕上塗材アンケート調査結果

日付け夕刊でクボタ石綿禍を特報)。

最近、中皮腫サポートキャラバン隊(共同代表・右田孝雄氏、筆者の勤務先のある市民オフィスに大阪事務所がある)に、かつて建築関係のアスベスト調査に携わったいうI氏からA4で6枚の資料提供があった。いただいた資料は見慣れぬものだったが、外山尚紀氏(東京労働安全衛生センター)にお聞きすると、これが、アンケート結果の詳細一覧であることがわかった。

外山氏によれば、「ある時期からこの『詳細一覧』はHPに掲載されなくなった」とのことで、過去に掲載されていた時期に外山氏がPDFとして保管していたものをいただいた。

I氏提供版と外山氏提供版を 比べると、I氏提供版で「旭硝子 コートアンドレジン」とあるのが外 山氏提供版では「AGCコーテック (株)」となっている。

AGCコーテック (株) HPの会

社沿革によると、1988年に「社名『ボンタイル株式会社』を『旭硝子コートアンドレジン株式会社』に変更。」、2007年に「社名『旭硝子コートアンドレジン株式会社』を『AGCコーテック株式会社』に変更。」とある。したがって、外山氏提供版は、2007年の社名変更以降に工業会HPに掲載されていたとみられる。

建築物の解体・改修時のアスベスト取り扱いがクローズアップされる昨今、意味がある情報であるので、今回入手した「詳細一覧」を40頁以下に掲載することにした。(社名については、一部、変更社名などを加筆し、外山氏提供版では掲載製品数が増えているので、ここに掲載した一覧内容は、基本的に外山氏提供版によった)。

ちなみに、上記情報提供者の方は、リスト中の

アスベスト含有仕上塗材・下地調整塗材の概要

	塗材の種類			
	薄塗材C(セメントリシン)	1981~1988	0.4	
	薄塗材E(樹脂リシン)	1979~1987	0.1~0.9	
	外装薄塗材S(溶剤リシン)	1976~1988	0.9	
	可とう形外装薄塗材E(弾性リシン)	1973~1993	1.5	
	防水形外装薄塗材E(単層弾性)	1979~1988	0.1~0.2	
	内装薄塗材Si(シリカリシン)	1978~1987	0.1	
	内装薄塗材E(じゅらく)	1972~1988	0.2~0.9	
	内装薄塗材W(京壁・じゅらく)	1970~1987	0.4~0.9	
建築用仕上塗材	複層塗材C(セメント系吹付けタイル)	1970~1985	0.2	
建采用证工室彻	復層塗材CE(セメント系吹付けタイル)	1973~1999	0.1~0.5	
	復層塗材E(アクリル系吹付けタイル)	1970~1999	0.1~5.0	
	復層塗材Si(シリカ系吹付けタイル)	1975~1999	0.3~1.0	
	復層塗材RE(水系エポキシタイル)	1970~1999	0.1~3.0	
	復層塗材RS(溶剤系吹付けタイル)	1976~1988	0.1~3.2	
	防水形複層塗材E(複層弾性)	1974~1996	0.1~4.6	
	厚塗材C(セメントスタッコ)	1975~1999	0.1~3.2	
	厚塗材E(樹脂スタッコ)	1975~1988	0.4	
	軽量塗材(吹付けパーライト)	1965~1992	0.4~24.4	
建築用下地調整塗材	下地調整塗材C(セメント系フィラー)	1970~2005	0.1~6.2	
是未用 1 · 也则正坚彻	下地調整塗材E(樹脂系フィラー)	1982~1987	0.5	

http://www.nsk-web.org/asubesuto/questionnaire.pdf

2015.8.21日本建築仕上材工業会

「内装薄塗材」は一般住宅の壁に使用され、擦ればパラバラ落ちるし、畳の目地にたまる、それが、「ばく露不明」とされている中皮腫の方の発症原因になっているのではないかと強く懸念している、と話しておられた。

もっともなことだと思う。知らされていないことがなんと多いことか。

アスベスト被害、健康被害にかかわる情報は、すべて公開され、誰でも知ることができるようになっているべきだとあらためて考えさせられる。

なお、「石綿含有建築用仕上塗材」について 「建築物の改修・解体時における石綿含有建築 用仕上塗材からの石綿粉じん飛散防止処理技術 指針」(平成28年4月28日: 国立研究開発法人建 築研究所・日本建築仕上材工業会)が作成・公表



されている。

日本建築仕上材工業会HP: http://www.nsk-web.org/as/as20160613.pdf

*1 「モルタル混和材」の問題では、2004年7月2日付けで厚生労働省から「左官用モルタル混和材中の石綿含有について」が発表され、同時にばく露防止についての通達(基発0702003号平成16年7月2日)が発出されている。(本誌2004年10月号53~56頁)

当時、2004年10月1日から「限定的石綿禁止」が実施され、石綿セメント円筒など10製品について、石綿(アモサイト、クロシドライトを除く<すでにこの2種類の石綿含有製品は製造等禁止済み)を重量パーセント1%を超える石綿製品の製造等が禁止された。

モルタル混和材問題を厚生労働省が発表した のは、その少し前。

「モルタル混和材」に多くの石綿含有製品があり、製造・流通・使用していたことがわかったため、厚生労働省がこれに対処したということだったとみられる。

モルタル混和材のなかでも有名だったのが、石綿企業で名の知れた「ノザワ」の製品で商品名は「テーリング」(1956~2003年9月)「ニューテーリン



グ」(2003年10月~2004年9月(石綿含有)、2004年10月~(無石綿))。

「テーリング」「ニューテーリング」の製造期間は ノザワHPの「石綿含有製品および無石綿製品の 製造・販売期間」https://www.nozawa-kobe. co.jp/other/pdf/Asbestos01.pdf から引用した。

また、石綿含有については、ノザワHPの「石綿 含有製品の使用場所・判別方法」https://www. nozawa-kobe.co.jp/other/pdf/Asbestos03.pdf に、「テーリング」について石綿「約45%」の記載 がある。

ただ、石綿「100%」と成分表示された「テーリング」も製造、販売されていたとみられる。

「Q 昔はモルタルに石綿が含まれていると耳にしましたが、本当なのでしょうか?」https://realestate.yahoo.co.jp/knowledge/chiebukuro/detail/1180027621/

上の2つの写真はノザワ製「テーリング」の実物写真。右の写真に、見にくいが「名称石綿、成分石綿、含有量100%」と表示されている(外山氏提供)。

上記の工業会アンケートの中にも混和材のいく つかが含まれている。

当然、建設アスベスト訴訟において「ノザワ」は被告企業に含まれている。



石綿含有仕上塗材アンケート調査結果

東京新聞2019年4月27日朝刊より 兄の無念を胸に、勝って報告したい アスベスト訴訟肺疾患の原告

建設現場でアスベスト(石綿)を吸って肺がんなどになったとして、首都圏の元建設従事者と遺族113人が、国と建材メーカー18社に総額約43億円の損害賠償を求めて東京地裁に起こした訴訟が、大詰めを迎えている。26日、第27回口頭弁論が開かれ、兄二人を亡くした原告の吉田重男さん(70)=東京都武蔵村山市=が出廷。「国とメーカーは責任を認めて償ってほしい」と訴えた。9月27日に結審する。(蜘手美鶴)

「なぜ石綿の危険性を知らせてくれなかったのか。悔しくて、残念で仕方ない」。振り絞った声と激しくせき込む音が、静まり返った法廷に響いた。証言台に立った吉田さんは、自らも肺機能が低下するびまん性胸膜肥厚を患う。

吉田さんは6人きょうだいの末っ子で、中学卒業後、次男辰男さんと同じ左官の会社に入り、モルタル作りから下積みを重ねた。

砂とセメントを混ぜ、粘りを出すため石綿含有の 混和材を加えると、ふわーっと粉じんが舞った。口 に入ってシャリシャリするため、手ぬぐいを口に巻い た。混和材の袋に石綿の危険性を警告する表示 を見た覚えはなく、「危険だと知っていたら、防じん マスクをしていた」と後悔する。

三男清治さんも加わり、兄弟三人で左官業を営んだ。最初に異変が現れたのは清治さん。2007年、せきが止まらなくなり、石綿肺と診断された。10年には辰男さんが肺がんに。辰男さんは11年に71歳で、清治さんは12年に69歳で死去。3人とも石綿被害で労災認定された。

そんな中、国が1970年代には石綿の危険性を 認識していたと知った。国が早期に使用を禁じ、 メーカーも危険性の警告を徹底してくれていたら …。集団訴訟の準備をしていた人たちの輪に吉田 さんも遺族として加わり、14年5月に提訴した。

訴訟で国側は「法に基づき適正に労働者の安全を確保してきた」などと主張。建材メーカー側も「製品と病気の因果関係が明らかでない」などと



反論する。

5年になる法廷闘争も、9月に結審する。吉田さんは「裁判で勝って、『国とメーカーは謝ってくれたよ』と兄貴たちに話したい」と思いを強めている。

◆相次ぐ原告死亡「早く救済を」

建設現場の石綿被害を巡る集団訴訟は、2008 年以降、全国で相次いでいる。首都圏では東京と 横浜の両地裁に計542人が提訴しているが、原告 の患者304人のうち半数超の170人が係争中に亡 くなった。首都圏建設アスベスト訴訟統一本部は 「患者には時間がない。一刻も早い救済を」と訴 える。

集団訴訟は現在、全国で12件が係争中。地裁6件、高裁4件で国の賠償責任を認め、一部ではメーカーの責任も認められた。「一人親方」と呼ばれる個人事業主への国の賠償責任を認める判決も出ている。

石綿関連疾患は発症までの潜伏期間が10~40 年と長く、発症すると患者の多くが亡くなることから 「静かな時限爆弾」とも呼ばれる。建設アスベスト 訴訟全国連絡会は「提訴抜きに救済される制度を 国が構築するべきだ」と訴え、補償基金制度の設 立を呼びかけている。

写真: 亡き兄2人と写る写真を手に「国とメーカーに償ってほしい」と話す吉田重男さん=26日、東京・霞が関の東京地裁前で

https://www.tokyo-np.co.jp/article/national/list/201904/CK2019042702000163.html

日本建築仕上材工業会の現会員会社が過去に製造したアスベスト含有塗材に関するアンケート調査結果

会社名	石綿含 有製品		一般名	商品名	石綿の 種類	販売 開始年	販売 終了年	石綿含有量(%)
アイカ工業(株)	なし	_	_	_	_	_	_	_
旭化成ケミカルズ(株)	なし	_	_	_	_	_	_	_
ボンタイル株式会社 旭硝子コートアンドレ ジン(株)1998年~ AGCコーテック(株) 2007年~	有	仕上塗材	複層塗材E	ボンタイルF ※石綿の種類-1984年迄の 種類不明、1985年以降は代 替品LFC-3(化学名セ゚ォライト /トレモライト3%含有)に切替え	左欄※ に記載	1973	1999	約1.5
		仕上塗材	複層塗材E	ボンタイルP(デラックス)	同上	1973	1995	0.5~1.0未満
		仕上塗材	複層塗材RE	エポキシボンタイル・スーパーホーロー	同上	1983	1988	0.5未満
		仕上塗材	複層塗材RE	エポキシボンタイル・プレミックス	同上	1980	1999	0.5未満
		仕上塗材	複層塗材CE	ボンタイル・スーパーC	同上	1980	1999	0.5未満
		仕上塗材	複層塗材CE	ボンタイルL	同上	1973	1977	0.5未満
		仕上塗材	複層塗材Si	ダイスボン	同上	1980	1999	0.5~1.0未満
		仕上塗材	防水形複層塗材E	ボンタイル弾性80(クレーター)	同上	1982	1988	0.5未満
		下地調整材	セメント系下地調整塗材	ボンフィラー	同上	1980	1999	0.5未満
		仕上塗材	複層仕上塗材RS	エポキシボンタイルRS	白石綿	1976	1988	0.10~0.99%
亜細亜工業(株)	有	下地調整材	セメント系下地調整塗材	ポリバモルタルセメントパウダー	白石綿	1985	2005.1	6.23
		仕上塗材	複層塗材RS	アルトンエポA	白石綿	1976	1988.1	0.1~0.99
		仕上塗材	複層塗材RE	アルトンエポRE	白石綿	1978	1990.2	0.51~1.42
イサム塗料(株)	有	仕上塗材	複層塗材E	イサムマスチックタイル	白石綿	1970	1983	5
		仕上塗材	複層塗材E	アトロンマスチックタイル	白石綿	1972	1975	3
		仕上塗材	複層塗材E	アトロンマスチックタイルEC	白石綿	1976	1978	0.2~0.8
(株)石蔵商店	なし	_	_	_	_	_	_	_
イビケン(株)	なし	_	_	_	_	_	_	_
(株)梅彦2009年廃業	有	仕上塗材	内装薄塗材W	みやこ寿らく	白石綿	1970	1975	0.4~0.9
		仕上塗材	内装薄塗材W	メンテジュラク	白石綿	1984	1987	0.44~0.74
		仕上塗材	外装厚塗材C	Cモルホワイト	白石綿	1982	1988	0.12
		仕上塗材	外装薄塗材C	Cロック	白石綿	1981	1988	0.4
		下地調整材	セメント系下地調整塗材	UMボンドフィラーG/W	白石綿	1983	1991	0.88
		下地調整材	セメント系下地調整塗材	UMボンドフィラーPG/PW	白石綿	1989	1994	0.48
宇部興産(株)	有	下地調整材	セメント系下地調整塗材	Uミックス # 10	白石綿	2001	2004	1.8(推定)
		下地調整材	セメント系下地調整塗材	Uミックス # 20	白石綿	2001	2004	1.8(推定)
		下地調整材	セメント系下地調整塗材	Uモル1	白石綿	2001	2004	1.8(推定)
		下地調整材	セメント系下地調整塗材	Uミックス #11	白石綿	2001	2004	1.8(推定)
		下地調整材	セメント系下地調整塗材	Uミックス #21	白石綿	2001	2004	1.8(推定)
		下地調整材	セメント系下地調整塗材	Uミックス # 10E	白石綿	2002	2004	1.4(推定)
(株)エービーシー商会	有	仕上塗材	軽量塗材	ミクライト	茶石綿	1965	1966	24.4
		仕上塗材	軽量塗材	ミクライト	茶石綿	1966	1971	17.5
		仕上塗材	軽量塗材	ミクライト	茶石綿	1971	1977	12.8
		仕上塗材	軽量塗材	ミクライト	茶石綿	1977	1988	4.6
		耐火被覆材	折板屋根用耐火被覆材	ウォールコートM折板用	茶石綿	1971	1989	39
		仕上塗材	防水形複層塗材E	ウォールコート-G主材	不明	1974	1988	2
		仕上塗材	複層塗材E	ウォールコート-クレーター主材	不明	1973	1985	2
		仕上塗材	複層塗材E	ウォールコートアクリル主材	不明	1973	1999	2
		仕上塗材	複層塗材RE	ウォールコートエポキシ主材	不明	1973	1999	2

石綿含有仕上塗材アンケート調査結果

会社名	石綿含 有製品		一般名	商品名	石綿の 種類	販売 開始年	販売 終了年	石綿含有量 (%)
エスケー化研(株)	なし	_	_	_	_	_	_	_
大阪ガスケミカル(株)	なし	_	_	_	_	_	_	_
大橋化学工業(株)	有	耐火被覆材	折板屋根用耐火被覆材	ダンコートF	白石綿	1971	1989	5.6
川口薬品(株)	なし	_	_	_	_	_	_	_
関西ペイント(株)	有	仕上塗材	複層塗材RE	マルチタイルラフREベース	白石綿	1981	1985	1.17
		仕上塗材	複層塗材RS	マルチタイルラフRSベース	白石綿	1976	1988	3.2(推定)
菊水化学工業(株)	有	仕上塗材	薄塗材E	ケツロナイン	白石綿	1981	1987	0.6
		仕上塗材	複層塗材E	キクスイタイル・エマ	白石綿	1978	1982	1.6
		仕上塗材	複層塗材E	アルコート	白石綿	1985	1987	0.2
		仕上塗材	複層塗材Si	シリカロール	白石綿	1980	1980	0.4
		仕上塗材	複層塗材Si	シリカタイルゆず肌	白石綿	1978	1987	0.4
		仕上塗材	複層塗材Si	シリカタイル	白石綿	1975	1979	0.75
		仕上塗材	防水形複層塗材E	キクスイ弾性タイル	白石綿	1974	1987	4.6
		仕上塗材	防水形複層塗材E	キクスイ弾性タイル・ルナ	白石綿	1983	1987	0.4
		仕上塗材	防水形複層塗材E	ラバーウォール	白石綿	1982	1987	0.9
		仕上塗材	防水形複層塗材E	弾性ウォール	白石綿	1975	1977	4.6
		下地調整材	セメント系下地調整塗材	キクスイフィラー	白石綿	1975	1987	0.8
		下地調整材	セメント系下地調整塗材	キクスイセメントフィラー	白石綿	1981	1982	0.2
		下地調整材	セメント系下地調整塗材	キクスイカチオンフィラー	白石綿	1983	1983	0.8
		下地調整材	エマルション系下地調整 塗材	キクスイファンデ	白石綿	1982	1987	0.5
(株)キング鈴井商会	なし	_	_	_	_	_	_	_
近庄化学(株)	有	下地調整材	セメント系下地調整塗材	壁太郎パテ	白石綿	1970	1987	2.9
		下地調整材	セメント系下地調整塗材	SHOFLEXセメントフィラー	白石綿	1970	1987	2.9
恒和化学工業(株)	有	下地調整材	セメント系下地調整塗材	ダイヤセメントフィラー	白石綿	1978	1993	0.45
		下地調整材	セメント系下地調整塗材	ダイヤフィラー	白石綿	1978	1993	0.84
		下地調整材	セメント系下地調整塗材	ダイヤカチオンフィラー	白石綿	1983	1993	0.84
		下地調整材	セメント系下地調整塗材	ダイヤフィラーダンセイ	白石綿	1985	1993	1.12
		仕上塗材	厚塗材C	ダイヤロック	白石綿	1975	1976	3.2
		仕上塗材	厚塗材C	ダイヤロック	白石綿	1983	1993	0.1
		仕上塗材	軽量塗材	アロック	白石綿	1967	1986	0.9
(株)コンステック	なし	_	_	_	_	_	_	_
(株)サメジマコーポレ ーション	なし	_	_	_	_	_	_	_
(株)サンクス	有	仕上塗材	厚塗材C	ローマタイル	白石綿	1984	1999	2
		下地調整材	プラスター	塗りかえプラスター	白石綿	1987	1999	2
(株)ジェーシーエム	なし	_	_	_	_	_	_	_
四国化成(株)	有	仕上塗材	内装薄塗材W	ジュラックスB	不明	1971	1979	0.7(推定)
昭和電工建材(株)	なし	_	_	_	_	_	_	_
(株)シンコー	なし	_	_	_	_	_	_	_
神東塗料(株)	有	仕上塗材	複層塗材CE	セメロン#100	白石綿	1983	1988	0.4
新日鐵高炉セメント(株)	なし	_	_	_	_	_	_	_
スズカファイン(株)	有	仕上塗材	複層塗材E	ラフトンジャンホ゛外部用カットT	白石綿	1973	1988	0.3
,		仕上塗材	複層塗材E	ラフトンジャンボ	白石綿	1976	1985	0.2
		仕上塗材	複層塗材E	ラフトン外部用	白石綿	1973	1987	0.3
		仕上塗材	複層塗材E	ラフトンミニジャンボ	白石綿	1973	1987	0.5

会社名	石綿含 有製品		一般名	商品名	石綿の 種類	販売 開始年	販売 終了年	石綿含有量(%)
		仕上塗材	複層塗材E	ラフトンコテーラー	白石綿	1983	1988	0.1
		仕上塗材	複層塗材E	ラフトンニュークレーター	白石綿	1974	1988	2.7
		仕上塗材	複層塗材E	ラフトンクレーター	白石綿	1973	1987	3.2
		仕上塗材	複層塗材Si	ラフトンシリカジャンボ	白石綿	1979	1985	0.3
		仕上塗材	防水形外装薄塗材E	ラバリコートローラー	白石綿	1979	1985	0.2
		仕上塗材	防水形外装薄塗材E	ラバリコートジャンボ	白石綿	1981	1988	0.1
		仕上塗材	防水形複層塗材E	ラフトン弾性ジャンボ	白石綿	1980	1986	0.2
		仕上塗材	防水形複層塗材E	ラフトン弾性ローラー	白石綿	1980	1987	0.2
		仕上塗材	防水形複層塗材E	ラフトン弾性クレーター	白石綿	1978	1987	0.2
		防水材	建築用塗膜防水材	ラフトンボースイタイル(凸模様)	白石綿	1985	1987	0.2
		仕上塗材	厚塗材E	ラフトンスタッコ	白石綿	1975	1988	0.4
		仕上塗材	複層塗材E	ラフトンローラー外装用	白石綿	1975	1987	0.3
		仕上塗材	複層塗材E	ラフトンローラーフクソウ	白石綿	1975	1987	0.6
		仕上塗材	石材調仕上塗材	ラフトンキャストG	白石綿	1985	1987	0.9
		仕上塗材	薄塗材S	スズカリシン溶剤型	白石綿	1976	1988	0.9
		仕上塗材	内装薄塗材E	ラフトンさざなみ	白石綿	1972	1987	0.9
		仕上塗材	内装薄塗材E	ラフトンジュラク	白石綿	1973	1987	0.2
		仕上塗材	内装薄塗材E	ラフトン匠内装用	白石綿	1984	1988	0.4
		仕上塗材	内装薄塗材E	ラフトンローラー内装用	白石綿	1975	1987	.0.3
		仕上塗材	内装薄塗材Si	ラフトンシリカゆず肌	白石綿	1978	1987	0.1
		仕上塗材	内装薄塗材E	スズレンスチップル	白石綿	1979	1987	0.7
		下地調整材	セメント系下地調整塗材	ラフトンSCフィラー粉体	白石綿	1980	1988	0.4
		下地調整材	セメント系下地調整塗材	ラフトンフィラー粉体	白石綿	1985	1988	0.4
		下地調整材	セメント系下地調整塗材	ラフトンフィラー粉体	白石綿	1989	2005	1
		仕上塗材	軽量塗材	ラフトンノイズレス	白石綿	1978	1982	0.4
スチライト工業(株)	有	仕上塗材	軽量塗材	アロック	不明	1967	1986	0.9
積水化成品工業(株)	なし	_	_	_	_	_	_	_
(株)セブンケミカル	不明	仕上塗材	防水形複層塗材E	セブンウォール	不明	1976 (推定)	1980 (推定)	1未満
大日本塗料(株)	有	仕上塗材	複層塗材RE	DNTタイルベース	白石綿	1970	1987	1~3
		コーキング材	油性コーキング材	DNTコーク	白石綿	1970	1986	5
太平洋マテリアル(株)	有	下地調整材	セメント系下地調整塗材	セメントフィラー	白石綿	1977	1983	0.5未満
		モルタル	既調合モルタル	ユニモルしごき	白石綿	1977	1983	0.5未満
		下地調整材	セメント系下地調整塗材	ユニモル薄塗り	白石綿	1977	1983	0.5未満
		仕上塗材	複層塗材CE	ECコートパウダー	白石綿	1975	1979	0.5未満
		仕上塗材	複層塗材CE	ECコートパウダーC3	白石綿	1979	1982	0.5未満
		仕上塗材	厚塗材C	掻き落しリシン	白石綿	1979	1982	0.5未満
		混和材	モルタル混和材	アサノKSMニューコテエース	白石綿	1992	2000	71
		下地調整材	セメント系下地調整塗材	アサノKSM#20	白石綿	1992	1999	7.0~9.0
		下地調整材	セメント系下地調整塗材	アサノKSM#21	白石綿	1996	1999	2.8
		下地調整材	セメント系下地調整塗材	アサノKSM#30	白石綿	1992	1999	6.6~15.8
		混和材	左官用軽量骨材	アサノ・マイルドサンド-1·2·3·T	白石綿	1987	1991	2未満
		モルタル	既調合モルタル	ベースモルタル	白石綿	1997	2004	2.8
		モルタル	既調合モルタル	ネットモルタル	白石綿	1997	2004	2.8
		モルタル	既調合モルタル	RF厚付パウダーSPII	白石綿	2000	2004	1未満
		下地調整材	セメント系下地調整塗材	RF防錆セメント	白石綿	1981	1983	0.5未満

石綿含有仕上塗材アンケート調査結果

会社名	石綿含 有製品		一般名	商品名	石綿の 種類	販売 開始年	販売 終了年	石綿含有量(%)
		屋根用塗料	屋根用塗料	アルマネーション	白石綿	1965	1986	10
高松油脂(株)	なし	_	_	_	_	_	_	_
秩父コンクリート工業(株) ※石綿を使用した製品の 製造実績有	左欄 ※に 記載	下地調整材	セメント系下地調整塗材	Vセメント	白石綿	1971	1981	1.4
		下地調整材	セメント系下地調整塗材	セメントフィラー	白石綿	1979	1981	1.2
(株)トウペ	有	仕上塗材	防水形複層塗材E	トアエラストベース	白石綿	1981	1988	0.4
		仕上塗材	防水形複層塗材E	ダンセイフッソ中塗り	白石綿	1984	1990	0.4
		仕上塗材	複層塗材E	トアクレイタイルベース	白石綿	1976	1985	2
		仕上塗材	防水形複層塗材E	トアラバトーンベース	白石綿	1987	1988	0.8
東邦レオ(株)	有	モルタル	既調合モルタル	トーホウォール(上塗材)	白石綿	1980	1999	0.5
(株)トクヤマエムテック	有	下地調整材	セメント系下地調整塗材	ラッキーモル#10	白石綿	1999	1999	0.68(推定)
		下地調整材	セメント系下地調整塗材	ラッキーモル#10	白石綿	2000	2001	0.53(推定)
		下地調整材	セメント系下地調整塗材	ラッキーモル#20	白石綿	2000	2001	0.88(推定)
		下地調整材	セメント系下地調整塗材	ラッキーモル#30	白石綿	2000	2001	2.6(推定)
		モルタル	既調合モルタル	エースモルタルⅡ	白石綿	2001	2003	2.6(推定)
		下地調整材	セメント系下地調整塗材	モルキープ#110	白石綿	2000	2004	3.5(推定)
		下地調整材	セメント系下地調整塗材	モルキープ#20	白石綿	2000	2004	3.5(推定)
(株)トミタ	なし	_	_	_	_	_	_	_
ニチアス(株)	なし	_	_	_	_	_	_	_
ニチエー吉田(株)	なし	_	_	_	_	_	_	_
日藻工材(株)	回答なし	_	_	_	_	_	_	_
日本化成(株)	有	下地調整材	セメント系下地調整塗材	NSエフスリー(関西)	白石綿	2000	2004	1
		下地調整材	セメント系下地調整塗材	NSジャストフィラー(関西)	白石綿	2000	2004	2
		下地調整材	セメント系下地調整塗材	NSゼロヨン#10 (関東、関西、九州)	白石綿	2000	2004	3
		下地調整材	セメント系下地調整塗材	NSゼロヨン#20(関西、九州)	白石綿	2000	2004	2
		下地調整材	セメント系下地調整塗材	NSゼロヨン#30(関西、九州)	白石綿	2000	2004	2
		下地調整材	セメント系下地調整塗材	NSゼロヨン#40(関西)	白石綿	2000	2004	2
		モルタル	既調合モルタル	NSタウンモルタル(九州)	白石綿	2002	2004	1
		混和材	モルタル混和材	NSハイパウダーⅡ(関西)	白石綿	2001	2004	34
		下地調整材	セメント系下地調整塗材	NSベースモルタル(関西)	白石綿	2001	2004	2
		下地調整材	セメント系下地調整塗材	NSボンドHスーパー(九州)	白石綿	1992	2002	6
		下地調整材	セメント系下地調整塗材	NSボンドM#150(関東)	白石綿	2001	2004	2
		下地調整材	セメント系下地調整塗材	NSボンドM一般用(関西)	白石綿	1993	1999	4
		下地調整材	セメント系下地調整塗材	NSボンドM外部用(関西)	白石綿	1999	2004	1
		下地調整材	セメント系下地調整塗材	NSボンドM補修用(関西)	白石綿	1999	2004	4
		モルタル	既調合モルタル	NSメンテモルタル(関西)	白石綿	1993	2004	2
		混和材	モルタル混和材	NS防水セメント(九州)	白石綿	1992	1999	39
		下地調整材	セメント系下地調整塗材	NSボンドP(九州)	白石綿	1999	2004	7
日本スタッコ(株)	有	混和材	モルタル混和材	ハイワーク	白石綿	1997	2004	24
		混和材	モルタル混和材	ハードスタッコ	白石綿	1998	2004	24
日本特殊塗料(株)	有	仕上塗材	可とう形外装薄塗材E	NT弾性リシン	白石綿	1973	1993	1.5
		仕上塗材	防水形複層塗材E	ハイプルーフ中塗S	白石綿	1985	1996	0.9
日本プラスター(株)	なし	_	_	_	_	_	_	_

会社名	石綿含 有製品		一般名	商品名	石綿の 種類	販売 開始年	販売 終了年	石綿含有量(%)
(株)ハマキャスト	なし	_	_	_	_	_	_	_
(株)林セメント	有	混和材	左官用軽量骨材	マイルドサンドⅡ	白石綿	1983	2000	3~1未満
		混和材	左官用軽量骨材	マイルドサンドIIB	白石綿	1988	2000	1.5~1未満
		混和材	左官用軽量骨材	マイルドサンドⅢ	白石綿	1985	2000	1.5~1未満
		下地調整材	セメント系下地調整塗材	マイルドグリーン#10	白石綿	1999	2004	1
		下地調整材	セメント系下地調整塗材	マイルドグリーン#20	白石綿	1998	2004	4
		下地調整材	セメント系下地調整塗材	マイルドグリーン#30	白石綿	1998	2004	1
		モルタル	既調合モルタル	デザインワーク(レギュラー)	白石綿	1999	2003	1
富士川建材工業(株)	なし	_	_	_	_	_	_	_
富士川日本繊化(株)	なし	_	_	_	_	_	_	_
藤倉化成(株)	なし	_	_	_	_	_	_	_
フジワラ化学(株)	なし	_	_	_	_	_	_	_
二瀬窯業(株)	有	混和材	モルタル混和材	ウォールS	白石綿	1995	2004	35
		下地調整材	セメント系下地調整塗材	Uモル	白石綿	1985	2004	2.8
		下地調整材	セメント系下地調整塗材	Pモル	白石綿	1990	2004	3.4
		下地調整材	セメント系下地調整塗材	Aモル#20	白石綿	1997	2004	4.6
		下地調整材	セメント系下地調整塗材	Aモル#30	白石綿	1998	2004	3.5
		モルタル	既調合モルタル	ヒットモルタル	白石綿	1992	2004	3.4
(株)フッコー	有	仕上塗材	薄塗材E	マヂックコート	不明	1979	1985	0.9
(株)豊運	有	モルタル	モルタル混和材	ビルエース	白石綿	2002	2004	33(推定)
丸専化学(株)	なし	_	_	_	_	_	_	_
村樫石灰工業(株)	なし		_	_	_	_	_	_
明研化学工業(株)	有	仕上塗材	複層塗材E	エマルアクリルタイル	白石綿	1974	1987	2.5
		仕上塗材	防水形複層塗材E	エマル弾性タイル	白石綿	1980	1987	1~2
		仕上塗材	防水形複層塗材E	ハイ弾性タイル	白石綿	1979	1987	0.9
		下地調整材	セメント系下地調整塗材	エマルフィラーS	白石綿	1977	1979	0.9
		下地調整材	セメント系下地調整塗材	エマルフィラーP	白石綿	1977	1987	0.9
メーコー(株)	なし	_	_	_	_	_	_	_
ヤブ原産業(株)	有	仕上塗材	複層塗材C	モザイクコートC	白石綿	1970	1985	0.2
		仕上塗材	複層塗材E	モザイクコートR	白石綿	1973	1985	2.5
		仕上塗材	軽量塗材	トーカライトY	白石綿	1976	1992	4
		下地調整材	セメント系下地調整塗材	スーパーフィラー	白石綿	1975	2000	0.8
		下地調整材	セメント系下地調整塗材	スーパーパテ材	白石綿	1975	2002	0.9
山本窯業化工(株)	有	仕上塗材	複層塗材E	セラタイルU	不明	1981	1983	0.5以下
		仕上塗材	複層塗材E	セラタイルUローラー	不明	1980	1983	0.5以下
		仕上塗材	複層塗材E	セラニットRタイル	不明	1984	1984	0.5以下
		仕上塗材	外装薄塗材E	セラロテコ	不明	1980	1983	0.5以下
		仕上塗材	外装薄塗材E	セラスキンローラー	不明	1980	1987	0.5以下
		仕上塗材	外装薄塗材E	セラリシンローラー	不明	1980	1980	0.5以下
陽光物産(株)	有	モルタル	既調合モルタル	ドカモル	白石綿	2002	2005	1.05
吉野石膏(株)	なし	_	_	_	_	_	_	_
(株)リボール	なし	_	_	_	_	_	_	_
ロックペイント(株)	なし		_	_	<u> </u>	_		_

⁽注) 蛇紋岩系の粉砕物は、その35%が白石綿であると仮定して算出してあります。

三分グラレンドリーガイドライン(高年報労働者の安全は健康選集のためのがイドライン)

2020年3月16日 厚生労働省(基安発0316第1号)

第1 趣旨

本ガイドラインは、労働安全衛生関係法令とあいまって、高年齢労働者が安心して安全に働ける職場環境づくりや労働災害の予防的観点からの高年齢労働者の健康づくりを推進するために、高年齢労働者を使用する又は使用しようとする事業者(以下「事業者」という。)及び労働者に取組が求められる事項を具体的に示し、高年齢労働者の労働災害を防止することを目的とする。

事業者は、本ガイドラインの「第2 事業者に求められる事項」のうち、各事業場における高年齢労働者の就労状況や業務の内容等の実情に応じて、国のほか、労働災害防止団体、独立行政法人労働者健康安全機構(以下「健安機構」という。)等の関係団体等による支援も活用して、高年齢労働者の労働災害防止対策(以下「高齢者労働災害防止対策」という。) に積極的に取り組むよう努めるものとする。

労働者は、事業者が実施する高齢者労働災害防止対策の取組に協力するとともに、自己の健康を守るための努力の重要性を理解し、自らの健康づくりに積極的に取り組むよう努めるものとする。

この際、事業者と労働者がそれぞれの役割を理解し、 連携して取組を進めることが重要である。

また、国、関係団体等は、それぞれの役割を担いつつ 必要な連携を図りながら、事業者及び労働者の取組を 支援するものとする。

なお、請負の形式による契約により業務を行う者についても本ガイドラインを参考にすることが期待される。

第2 事業者に求められる事項

事業者は、以下の1から5までに示す事項について、各事業場における高年齢労働者の就労状況や業務の内容等の各事業場の実情に応じて、第4に示す国、関係団体等による支援も活用して、実施可能な高齢者労働災害防止対策に積極的に取り組むことが必要である。なお、事業場における安全衛生管理の基本的体制及び具体的取組の体系について図解すると、別紙のとおりとなる。

1 安全衛生管理体制の確立等

(1) 経営トップによる方針表明及び体制整備

高齢者労働災害防止対策を組織的かつ継続的に実施するため、次の事項に取り組むこと。

- ア 経営トップ自らが、高齢者労働災害防止対策に取り 組む姿勢を示し、企業全体の安全意識を高めるため、 高齢者労働災害防止対策に関する事項を盛り込ん だ安全衛生方針を表明すること。
- イ 安全衛生方針に基づき、高齢者労働災害防止対策に取り組む組織や担当者を指定する等により、高齢者労働災害防止対策の実施体制を明確化すること。
- ウ 高齢者労働災害防止対策について、労働者の意 見を聴く機会や、労使で話し合う機会を設けること。
- エ 安全委員会、衛生委員会又は安全衛生委員会 (以下「安全衛生委員会等」という。)を設けている事 業場においては、高齢者労働災害防止対策に関する 事項を調査審議すること。

これらの事項を実施するに当たっては、以下の点を考慮すること。

- ・高齢者労働災害防止対策を担当する組織としては、 安全衛生部門が存在する場合、同部門が想定され、 業種・事業場規模によっては人事管理部門等が担当 することも考えられること。
- ・高年齢労働者の健康管理については、産業医を中心 とした産業保健体制を活用すること。また、保健師等 の活用も有効であること。産業医が選任されていない 事業場では地域産業保健センター等の外部機関を 活用することが有効であること。
- ・高年齢労働者が、職場で気付いた労働安全衛生に関するリスクや働く上で負担に感じている事項、自身の不調等を相談できるよう、企業内相談窓口を設置することや、高年齢労働者が孤立することなくチームに溶け込んで何でも話せる風通しの良い職場風土づくりが効果的であること。
- ・働きやすい職場づくりは労働者のモチベーションの向 上につながるという認識を共有することが有効である

ح کے ح

(2) 危険源の特定等のリスクアセスメントの実施

高年齢労働者の身体機能の低下等による労働災害の発生リスクについて、災害事例やヒヤリハット事例から危険源の洗い出しを行い、当該リスクの高さを考慮して高齢者労働災害防止対策の優先順位を検討(以下「リスクアセスメント」という。)すること。

その際、「危険性又は有害性等の調査等に関する指針」(平成18年3月10日危険性又は有害性等の調査等に関する指針公示第1号)に基づく手法で取り組むよう努めるものとすること。

リスクアセスメントの結果を踏まえ、以下の2から5までに示す事項を参考に優先順位の高いものから取り組む 事項を決めること。その際、年間推進計画を策定し、当 該計画に沿って取組を実施し、当該計画を一定期間で 評価し、必要な改善を行うことが望ましいこと。

これらの事項を実施するに当たっては、以下の点を考慮すること。

- ・小売業、飲食店、社会福祉施設等のサービス業等の 事業場で、リスクアセスメントが定着していない場合に は、同一業種の他の事業場の好事例等を参考に、職 場環境改善に関する労働者の意見を聴く仕組みを作 り、負担の大きい作業、危険な場所、作業フローの不 備等の職場の課題を洗い出し、改善につなげる方法 があること。
- ・高年齢労働者の安全と健康の確保のための職場改善ツールである「エイジアクション100」のチェックリスト (別添1)を活用することも有効であること。
- ・健康状況や体力が低下することに伴う高年齢労働者 の特性や課題を想定し、リスクアセスメントを実施する こと。
- ・高年齢労働者の状況に応じ、フレイルやロコモティブシンドロームについても考慮する必要があること。なお、フレイルとは、加齢とともに、筋力や認知機能等の心身の活力が低下し、生活機能障害や要介護状態等の危険性が高くなった状態であり、ロコモティブシンドロームとは、年齢とともに骨や関節、筋肉等運動器の衰えが原因で「立つ」、「歩く」といった機能(移動機能)が低下している状態のことをいうこと。
- ・サービス業のうち社会福祉施設、飲食店等では、家庭生活と同種の作業を行うため危険を認識しにくいが、作業頻度や作業環境の違いにより家庭生活における作業とは異なるリスクが潜んでいることに留意すること。
- ・社会福祉施設等で利用者の事故防止に関するヒヤリハット事例の収集に取り組んでいる場合、こうした仕組みを労働災害の防止に活用することが有効である

ر برح

・労働安全衛生マネジメントシステムを導入している事業場においては、労働安全衛生方針の中に、例えば「年齢にかかわらず健康に安心して働ける」等の内容を盛り込んで取り組むこと。

2 職場環境の改善

(1) 身体機能の低下を補う設備・装置の導入(主として ハード面の対策)

身体機能が低下した高年齢労働者であっても安全に 働き続けることができるよう、事業場の施設、設備、装置 等の改善を検討し、必要な対策を講じること。

その際、以下に掲げる対策の例を参考に、高年齢労働者の特性やリスクの程度を勘案し、事業場の実情に応じた優先順位をつけて施設、設備、装置等の改善に取り組むこと。

<共通的な事項>

- ・視力や明暗の差への対応力が低下することを前提に、 通路を含めた作業場所の照度を確保するとともに、照 度が極端に変化する場所や作業の解消を図ること。
- ・階段には手すりを設け、可能な限り通路の段差を解消 すること。
- ・床や通路の滑りやすい箇所に防滑素材 (床材や階段 用シート) を採用すること。また、滑りやすい箇所で作 業する労働者に防滑靴を利用させること。併せて、滑 りの原因となる水分・油分を放置せずに、こまめに清 掃すること。
- ・墜落制止用器具、保護具等の着用を徹底すること。
- ・やむをえず、段差や滑りやすい箇所等の危険箇所を 解消することができない場合には、安全標識等の掲示 により注意喚起を行うこと。

<危険を知らせるための視聴覚に関する対応>

- ・警報音等は、年齢によらず聞き取りやすい中低音域の 音を採用する、音源の向きを適切に設定する、指向性 スピーカーを用いる等の工夫をすること。
- ・作業場内で定常的に発生する騒音(背景騒音)の低 減に努めること。
- ・有効視野を考慮した警告・注意機器(パトライト等)を 採用すること。

<暑熱な環境への対応>

- ・涼しい休憩場所を整備すること。
- ・保熱しやすい服装は避け、通気性の良い服装を準備 すること。
- ・熱中症の初期症状を把握できるウェアラブルデバイス 等のIoT機器を利用すること。

<重量物取扱いへの対応>

・補助機器等の導入により、人力取扱重量を抑制する

エイジフレンドリーガイドライン

حلاح

- ・不自然な作業姿勢を解消するために、作業台の高さ や作業対象物の配置を改善すること。
- ・身体機能を補助する機器 (パワーアシストスーツ等)を 導入すること。

<介護作業等への対応>

- ・リフト、スライディングシート等の導入により、抱え上げ 作業を抑制すること。
- ・労働者の腰部負担を軽減するための移乗支援機器 等を活用すること。

<情報機器作業への対応>

・パソコン等を用いた情報機器作業では、「情報機器作業における労働衛生管理のためのガイドライン」 (令和元年7月12日付け基発0712第3号厚生労働省労働基準局長通知)に基づき、照明、画面における文字サイズの調整、必要な眼鏡の使用等によって適切な視環境や作業方法を確保すること。

(2) 高年齢労働者の特性を考慮した作業管理(主としてソフト面の対策)

敏捷性や持久性、筋力といった体力の低下等の高年 齢労働者の特性を考慮して、作業内容等の見直しを検 討し、実施すること。

その際、以下に掲げる対策の例を参考に、高年齢労働者の特性やリスクの程度を勘案し、事業場の実情に応じた優先順位をつけて対策に取り組むこと。

<共通的な事項>

- ・事業場の状況に応じて、勤務形態や勤務時間を工夫 することで高年齢労働者が就労しやすくすること (短 時間勤務、隔日勤務、交替制勤務等)。
- ・高年齢労働者の特性を踏まえ、ゆとりのある作業スピード、無理のない作業姿勢等に配慮した作業マニュアルを策定し、又は改定すること。
- ・注意力や集中力を必要とする作業について作業時間 を考慮すること。
- ・注意力や判断力の低下による災害を避けるため、複数の作業を同時進行させる場合の負担や優先順位の判断を伴うような作業に係る負担を考慮すること。
- ・腰部に過度の負担がかかる作業に係る作業方法に ついては、重量物の小口化、取扱回数の減少等の改 善を図ること。
- ・身体的な負担の大きな作業では、定期的な休憩の導入や作業休止時間の運用を図ること。

<暑熱作業への対応>

- ・一般に、年齢とともに暑い環境に対処しにくくなることを 考慮し、脱水症状を生じさせないよう意識的な水分補 給を推奨すること。
- ・健康診断結果を踏まえた対応はもとより、管理者を通

じて始業時の体調確認を行い、体調不良時に速やか に申し出るよう日常的に指導すること。

・熱中症の初期対応が遅れ重篤化につながることがないよう、病院への搬送や救急隊の要請を的確に行う 体制を整備すること。

<情報機器作業への対応>

- ・情報機器作業が過度に長時間にわたり行われること のないようにし、作業休止時間を適切に設けること。
- ・データ入力作業等相当程度拘束性がある作業においては、個々の労働者の特性に配慮した無理のない 業務量とすること。

3 高年齢労働者の健康や体力の状況の把握

(1) 健康状況の把握

労働安全衛生法で定める雇入時及び定期の健康診 断を確実に実施すること。

その他、以下に掲げる例を参考に、高年齢労働者が 自らの健康状況を把握できるような取組を実施すること が望ましいこと。

<取組例>

- ・労働安全衛生法で定める健康診断の対象にならない者が、地域の健康診断等(特定健康診査等)の受診を希望する場合は、必要な勤務時間の変更や休暇の取得について柔軟な対応をすること。
- ・労働安全衛生法で定める健康診断の対象にならない者に対して、事業場の実情に応じて、健康診断を実施するよう努めること。
- ・健康診断の結果について、産業医、保健師等に相談 できる環境を整備すること。
- ・健康診断の結果を高年齢労働者に通知するに当たり、産業保健スタッフから健康診断項目毎の結果の意味を丁寧に説明する等、高年齢労働者が自らの健康状況を理解できるようにすること。
- ・日常的なかかわりの中で、高年齢労働者の健康状況 等に気を配ること。

(2) 体力の状況の把握

高年齢労働者の労働災害を防止する観点から、事業者、高年齢労働者双方が当該高年齢労働者の体力の状況を客観的に把握し、事業者はその体力に合った作業に従事させるとともに、高年齢労働者が自らの身体機能の維持向上に取り組めるよう、主に高年齢労働者を対象とした体力チェックを継続的に行うことが望ましいこと。

体力チェックの対象となる労働者から理解が得られるよう、わかりやすく丁寧に体力チェックの目的を説明するとともに、事業場における方針を示し、運用の途中で適宜 当該方針を見直すこと。

具体的な体力チェックの方法として次のようなものが

挙げられること。

- ・労働者の気付きを促すため、加齢による心身の衰えの チェック項目(フレイルチェック)等を導入すること。
- ・厚生労働省作成の「転倒等リスク評価セルフチェック 票」(別添2)等を活用すること。
- ・事業場の働き方や作業ルールにあわせた体力チェックを実施すること。この場合、安全作業に必要な体力について定量的に測定する手法及び評価基準は安全衛生委員会等の審議を踏まえてルール化することが望ましいこと。

体力チェックの実施に当たっては、以下の点を考慮すること。

- ・体力チェックの評価基準を設けない場合は、体力 チェックを高年齢労働者の気付きにつなげるとともに、 業務に従事する上で考慮すべきことを検討する際に 活用することが考えられること。
- ・体力チェックの評価基準を設ける場合は、合理的な水 準に設定し、職場環境の改善や高年齢労働者の体 力の向上に取り組むことが必要であること。
- ・作業を行う労働者の体力に幅があることを前提とし、 安全に行うために必要な体力の水準に満たない労働 者がいる場合は、当該労働者の体力でも安全に作業 できるよう職場環境の改善に取り組むとともに、当該労 働者も作業に必要な体力の維持向上に取り組む必要 があること。
- ・高年齢労働者が病気や怪我による休業から復帰する際、休業前の体力チェックの結果を休業後のものと比較することは、体力の状況等の客観的な把握、体力の維持向上への意欲や作業への注意力の高まりにつながり、有用であること。

(3) 健康や体力の状況に関する情報の取扱い

健康情報等を取り扱う際には、「労働者の心身の状態 に関する情報の適正な取扱いのために事業者が講ずべき措置に関する指針」(平成30年9月7日労働者の心身の 状態に関する情報の適正な取扱い指針公示第1号)を踏まえた対応をしなければならないことに留意すること。

また、労働者の体力の状況の把握に当たっては、個々の労働者に対する不利益な取扱いを防ぐため、労働者自身の同意の取得方法や労働者の体力の状況に関する情報の取扱方法等の事業場内手続について安全衛生委員会等の場を活用して定める必要があること。

例えば、労働者の健康や体力の状況に関する医師等の意見を安全衛生委員会等に報告する場合等に、労働者個人が特定されないよう医師等の意見を集約又は加工する必要があること。

4 高年齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応

(1) 個々の高年齢労働者の健康や体力の状況を踏まえた措置

健康や体力の状況を踏まえて必要に応じ就業上の措置を講じること。

脳・心臓疾患が起こる確率は加齢にしたがって徐々に 増加するとされており、高年齢労働者については基礎疾 患の罹患状況を踏まえ、労働時間の短縮や深夜業の回 数の減少、作業の転換等の措置を講じること。

就業上の措置を講じるに当たっては、以下の点を考慮すること。

- ・健康診断や体力チェック等の結果、当該高年齢労働者の労働時間や作業内容を見直す必要がある場合は、産業医等の意見を聴いて実施すること。
- ・業務の軽減等の就業上の措置を実施する場合は、高 年齢労働者に状況を確認して、十分な話合いを通じ て当該高年齢労働者の了解が得られるよう努めるこ と。また、健康管理部門と人事労務管理部門との連 携にも留意すること。

(2) 高年齢労働者の状況に応じた業務の提供

高齢者に適切な就労の場を提供するため、職場における一定の働き方のルールを構築するよう努めること。

労働者の健康や体力の状況は高齢になるほど個人 差が拡大するとされており、個々の労働者の健康や体力 の状況に応じて、安全と健康の点で適合する業務を高 年齢労働者とマッチングさせるよう努めること。

個々の労働者の状況に応じた対応を行う際には、以 下の点を考慮すること。

- ・業種特有の就労環境に起因する労働災害があること や、労働時間の状況や作業内容により、個々の労働者 の心身にかかる負荷が異なることに留意すること。
- ・危険有害業務を伴う労働災害リスクの高い製造業、建設業、運輸業等の労働環境と、第三次産業等の労働環境とでは、必要とされる身体機能等に違いがあることに留意すること。例えば、運輸業等においては、運転適性の確認を重点的に行うこと等が考えられること。
- 何らかの疾病を抱えながらも働き続けることを希望する 高年齢労働者の治療と仕事の両立を考慮すること。
- ・複数の労働者で業務を分けあう、いわゆるワークシェ アリングを行うことにより、高年齢労働者自身の健康や 体力の状況や働き方のニーズに対応することも考えら れること。

(3) 心身両面にわたる健康保持増進措置

「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」(昭和63年9月1日健康保持増進のための指針公示第1号)に基づき、事業場における健康保持増進対策の推進体制の確立を図る等組織的に労働者の健康づくりに取り組むよう努めること。

エイジフレンドリーガイドライン

集団及び個々の高年齢労働者を対象として、身体機能の維持向上のための取組を実施することが望ましいこと。

常時50人以上の労働者を使用する事業者は、対象の高年齢労働者に対してストレスチェックを確実に実施するとともに、ストレスチェックの集団分析を通じた職場環境の改善等のメンタルヘルス対策に取り組むこと。

併せて、「労働者の心の健康の保持増進のための指針」(平成18年3月31日健康保持増進のための指針公示第3号)に基づき、メンタルヘルス対策に取り組むよう努めること。

これらの事項を実施するに当たっては、以下に掲げる 対策の例を参考に、リスクの程度を勘案し、事業場の実 情に応じた優先順位をつけて取り組むこと。

- ・健康診断や体力チェックの結果等に基づき、必要に応じて運動指導や栄養指導、保健指導、メンタルヘルスケアを実施すること。
- ・フレイルやロコモティブシンドロームの予防を意識した 健康づくり活動を実施すること。
- ・身体機能の低下が認められる高年齢労働者については、身体機能の維持向上のための支援を行うことが望ましいこと。例えば、運動する時間や場所への配慮、トレーニング機器の配置等の支援が考えられる。
- ・保健師や専門的な知識を有するトレーナー等の指導 の下で高年齢労働者が身体機能の維持向上に継続 的に取り組むことを支援すること。
- ・労働者の健康管理を経営的視点から考え、戦略的に 実践する健康経営の観点から企業が労働者の健康 づくり等に取り組むこと。
- ・保険者と企業が連携して労働者の健康づくりを効果 的・効率的に実行するコラボヘルスの観点から職域 単位の健康保険組合が健康づくりを実施する場合に は、連携・共同して取り組むこと。

5 安全衛生教育

(1) 高年齢労働者に対する教育

労働安全衛生法で定める雇入れ時等の安全衛生教育、一定の危険有害業務において必要となる技能講習や特別教育を確実に行うこと。

高年齢労働者を対象とした教育においては、作業内容とそのリスクについての理解を得やすくするため、十分な時間をかけ、写真や図、映像等の文字以外の情報も活用すること。中でも、高年齢労働者が、再雇用や再就職等により経験のない業種や業務に従事する場合には、特に丁寧な教育訓練を行うこと。

併せて、加齢に伴う健康や体力の状況の低下や個人 差の拡大を踏まえ、以下の点を考慮して安全衛生教育 を計画的に行い、その定着を図ることが望ましいこと。

- ・高年齢労働者が自らの身体機能の低下が労働災害 リスクにつながることを自覚し、体力維持や生活習慣 の改善の必要性を理解することが重要であること。
- ・高年齢労働者が働き方や作業ルールにあわせた体力チェックの実施を通じ、自らの身体機能の客観的な認識の必要性を理解することが重要であること。
- ・高年齢労働者にみられる転倒災害は危険に感じられない場所で発生していることも多いため、安全標識や 危険箇所の掲示に留意するとともに、わずかな段差等 の周りの環境にも常に注意を払うよう意識付けをする こと。
- ・高年齢労働者に対して、サービス業の多くでみられる 軽作業や危険と認識されていない作業であっても、災 害に至る可能性があることを周知すること。
- ・勤務シフト等から集合研修の実施が困難な事業場に おいては、視聴覚教材を活用した教育も有効であること。
- ・危険予知トレーニング (KYT) を通じた危険感受性の 向上教育や、VR技術を活用した危険体感教育の活 用も考えられること。
- ・介護を含むサービス業ではコミュニケーション等の対 人面のスキルの教育も労働者の健康の維持に効果 的であると考えられること。
- ・IT機器に詳しい若年労働者と現場で培った経験を持つ高年齢労働者がチームで働く機会の積極的設定等を通じ、相互の知識経験の活用を図ること。

(2) 管理監督者等に対する教育

事業場内で教育を行う者や当該高年齢労働者が従 事する業務の管理監督者、高年齢労働者と共に働く各 年代の労働者に対しても、高年齢労働者に特有の特徴 と高年齢労働者に対する安全衛生対策についての教 育を行うことが望ましいこと。

この際、高齢者労働災害防止対策の具体的内容の 理解に資するよう、高年齢労働者を支援する機器や装 具に触れる機会を設けることが望ましいこと。

事業場内で教育を行う者や高年齢労働者が従事する業務の管理監督者に対しての教育内容は以下の点が考えられること。

- ・加齢に伴う労働災害リスクの増大への対策について の教育
- ・管理監督者の責任、労働者の健康問題が経営に及 ほすリスクについての教育

また、こうした要素を労働者が主体的に取り組む健康 づくりとともに体系的キャリア教育の中に位置付けること も考えられること。

併せて、高年齢労働者が脳・心臓疾患を発症する等

緊急の対応が必要な状況が発生した場合に、適切な対応をとることができるよう、職場において救命講習や緊急時対応の教育を行うことが望ましいこと。

第3 労働者に求められる事項

生涯にわたり健康で長く活躍できるようにするために、一人ひとりの労働者は、事業者が実施する取組に協力するとともに、自己の健康を守るための努力の重要性を理解し、自らの健康づくりに積極的に取り組むことが必要である。また、個々の労働者が、自らの身体機能の変化が労働災害リスクにつながり得ることを理解し、労使の協力の下、以下の取組を実情に応じて進めることが必要である。

- ・高年齢労働者が自らの身体機能や健康状況を客観的に把握し、健康や体力の維持管理に努めること。なお、高齢になってから始めるのではなく、青年、壮年期から取り組むことが重要であること。
- ・事業者が行う労働安全衛生法で定める定期健康診断を必ず受けるとともに、短時間勤務等で当該健康診断の対象とならない場合には、地域保健や保険者が行う特定健康診査等を受けるよう努めること。
- ・事業者が体力チェック等を行う場合には、これに参加 し、自身の体力の水準について確認し、気付きを得る こと。
- ・日ごろから足腰を中心とした柔軟性や筋力を高めるためのストレッチや軽いスクワット運動等を取り入れ、基 礎的な体力の維持と生活習慣の改善に取り組むこと。
- ・各事業所の目的に応じて実施されているラジオ体操や転倒予防体操等の職場体操には積極的に参加すること。また、通勤時間や休憩時間にも、簡単な運動を小まめに実施したり、自ら効果的と考える運動等を積極的に取り入れること。
- ・適正体重を維持する、栄養バランスの良い食事をとる 等、食習慣や食行動の改善に取り組むこと。
- ・青年、壮年期から健康に関する情報に関心を持ち、 健康や医療に関する情報を入手、理解、評価、活用で きる能力(ヘルスリテラシー)の向上に努めること。

第4 国、関係団体等による支援の活用

事業者は、第2の事項に取り組むに当たり、以下に掲げる国、関係団体等による支援策を効果的に活用することが望ましいこと。

(1) 中小企業や第三次産業における高齢者労働災害 防止対策の取組事例の活用

厚生労働省、労働災害防止団体及び独立行政法 人高齢・障害・求職者雇用支援機構(以下「JEED」とい う。)のホームページ等で提供されている中小企業や第 三次産業を含む多くの事業場における高齢者労働災害 防止対策の積極的な取組事例を参考にすること。

(2) 個別事業場に対するコンサルティング等の活用

中央労働災害防止団体や業種別労働災害防止団体等の関係団体では、JEED等の関係機関と協力して、安全管理士や労働安全コンサルタント、労働衛生コンサルタント等の専門家による個別事業場の現場の診断と助言を行っているので、これらの支援を活用すること。

また、健康管理に関しては、健安機構の産業保健総合支援センターにおいて、医師、保健師、衛生管理者等の産業保健スタッフに対する研修を実施するとともに、事業場の産業保健スタッフからの相談に応じており、労働者数50人未満の小規模事業場に対しては、地域産業保健センターにおいて産業保健サービスを提供しているので、これらの支援を活用すること。

(3) エイジフレンドリー補助金等の活用

高年齢労働者が安心して安全に働く職場環境の整備に意欲のある中小企業における取組を支援するため、厚生労働省で実施する補助制度(エイジフレンドリー補助金等)を活用して、職場環境の改善を図ること。

(4) 社会的評価を高める仕組みの活用

厚生労働省では、高年齢労働者のための職場環境の 改善の取組を評価項目として考慮した労働災害防止に 係る表彰、好事例コンクール等を実施し、高齢者労働災 害防止対策に積極的に取り組む事業場の社会的評価 の向上に取り組んでいることから、これらを活用すること。

(5) 職域保健と地域保健の連携及び健康保険の保険 者との連携の仕組みの活用

職域保健と地域保健との連携を強化するため、各地域において地域・職域連携推進協議会が設置され、地域の課題や実情に応じた連携が進められているところである。また、健康保険組合等の保険者と企業が連携して労働者の健康づくりを推進する取組も行われている。

具体的には、保険者による事業者に対する支援策等の情報提供や、保健所等の保健師や管理栄養士等の専門職が、事業場と協働して、事業協同組合等が実施する研修やセミナーで、地域の中小事業者に対して職場における健康づくりや生活習慣改善について講話や保健指導を実施するといった取組が行われており、これらの支援を活用すること。

[以下省略]

別紙 事業場における安全衛生管理の具体的体制及 び具体的取組[3月号38頁掲載の図]

別添1 エイジアクション100 高年齢労働者の安全と 健康確保のためのチェックリスト

別添2 転倒等リスク評価セルフチェック票

※厚生労働省発表

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10178.html

タルク、アスベスト、と疫学-企業の影響と科学的無知

Triet H. Tran, Joan E. Steffen, Kate M. Clancy, Tess Bird and David S. Egilman Epidemiology: November 2019 - Volume 30 - Issue 6 - p 783–788

1970年代初め、タルク中にアスベストが見つかっ たこと、及び卵巣がん組織中に共存したタルクがみ つかったことは、公けに論争を引き起こした。40年 間以上にわたってタルク採掘・製造企業は、曝露情 報を企業のベールの背後に隠し続け、またさもなけ れば健康影響や化粧品に使用されたタルクのアス ベスト含有量に関する医学的情報に影響を及ぼ すことによって、そうした知見の重要性をぼやかそう と試みてきた。情報に対する管理は、それによって 産業が販売を維持し、規制や不法行為責任を回 避する認識されている方法である。企業が製品中 の有害物質の存在を隠し、その製品が健康リスク を呈することを示す研究結果を公表できないように し、製品使用を奨励または副作用を隠蔽する誤っ た結果を公表するよう研究を操作してきた多数の 事例が存在する。例えば、1971年にHendersonら は卵巣がん組織中にタルクを見つけ、タルク使用と 卵巣がんとの関連性について懸念を提起した。ジョ ンソン&ジョンソンはマウントサイナイ [医科大学]の 鉱物学者Arthur Langerを雇い、組織を検査させ た。Langerはタルクの存在を確認するとともに、卵 巣がん組織中にアスベストも見つけた。証拠はジョ ンソン&ジョンソンが首尾よく彼にこれらの知見を公 表するのをやめさせたことを示している。

さらにタルク採掘・製造企業は、国内及び国際的公衆衛生団体が規制を回避するよう影響力を及ぼし、また有毒物質による不法行為訴訟から自らを守るために、その業界団体である化粧品工業会[化粧品・洗面用品・芳香料協会]を使った。例えば、1976年に同協会は新たな「製品」の仕様を開発して、「化粧品タルク」と名付けた。この仕様を通じて協会は「化粧品タルク」と「工業用タルク」の間に区別を創り出そうと狙った。しかし、これら2つ

の異なると思われるタルクは同じ鉱石に由来するも ので、そのなかでアスベストは随伴鉱物のひとつで あり、産業はこの随伴鉱物を最終製品から取り除 けないことを知っていた。工業会の仕様はアスベス トの存在についての検査を効果的でない検査方 法(I4-1)に頼っていた。I4-1法は、トレモライト・アス ベストについて0.5%超検出の感度レベルをもつが、 そうした随伴鉱物が存在し、有害な健康影響をも つという企業の認識にもかかわらず、クリソタイル・ア スベストまたは繊維状タルクのどちらも検査しない。 にもかかわらず工業会は「4-1の自主的基準として の採用を急ぎ、DFA (連邦食品医薬品局) がより 効果的な方法を承認するのを回避した。J4-1のX 線回折(XRD)は、タルク採掘・製造企業が「超過 敏[ultra-sensitive]」と表現する透過電子顕微鏡 (TEM) よりもはるかに感度が弱い。さらに協会の コンサルタントは、「干し草の山 (タルク) の針 (アス ベスト) |を見つけるためには検査前の事前濃縮が 「必須」であるとした。しかし、J4-1法は必要とされ る事前濃縮について特定しておらず、訴訟のなか で公開された秘密の企業文書は、たとえ14-1法を 使ったとしても「化粧品」タルクパウダーの処方が、 鉱山地質学の避けられない結果として、なお相当 かつ検出可能な量のアスベストを含有したことを示 している。

1965年から2003年にジョンソン&ジョンソンの「化粧品タルク」は、10%から20%の繊維状タルクと随伴トレモライトーアクチノライトを含有するバーモント鉱山からきた。連邦労働安全衛生庁(OSHA)は1972年以来繊維状 [fibrous] タルクをアスベストとして規制し、国際がん研究機関(IARC)は繊維状タルク [訳注:正確にはtalc containing asbestiform fibres] を発がん物質に分類してい

る。エイボン (化粧品カテゴリーの直販企業のひとつ) はそのタルク製品中に25%に達するトレモライトを見つけた。1976年に化粧品工業会はこうした濃度を連邦食品医薬品局 (FDA)に「抄録は化粧品タルク製品のアスベスト様物質による汚染からの解放に関する保証を与える」と誤って伝えた。Steffenらは、訴訟のなかでつくられた1,032検査のうちの686が1948年から2017年に化粧品に使われたタルク中のアスベストの存在を明らかにしたと報告している。われわれはタルク採掘・製造企業が1970年以降に繊維状タルクについて製品または採掘されたタルクを検査した証拠がないことを知っている。

少なくとも32の疫学研究がタルクパウダー使用と 卵巣がんの関連を調べている。32のタルクと卵巣 がんの疫学研究のうち12は、「化粧品タルクは1976 年以降アスベスト・フリーである」という化粧品工業 会の主張に立脚していた。アスベスト吸入と卵巣 がんの関連は1949年、1960年に再度、そして1982 年に再々度指摘された。しかし、あるいは化粧品工 業会の主張によって、これらの研究者はタルク使用 中のアスベスト曝露の役割を検討しなかった。吸入 されたアスベストを卵巣発がん物質として認識した 何人かの著者は、いわゆる「アスベスト・フリー」タル クについてのメカニズムに関するデータがないこと から、タルクパウダー使用と卵巣がんとの因果関係 を認めなかった。Rosenblattらだけが職業または 他のアスベスト曝露による交絡を検討した。

おむつ装着中のタルクの窒息による幼児の死亡と成人における消費者滑石肺の症例の双方は、会陰部への適用以外のタルク使用による高度吸入曝露を示唆している。会陰部タルク曝露と卵巣がんの関連についての32の疫学研究のうち、非会陰部ルートによる曝露の可能性を検討したのは2つだけである。他の出版された研究は、吸入曝露につながり、女児における経膣タルク量に寄与するかもしれない、装着を含めた明らかな幼児のタルクパウダー使用を含めていない。疫学者が化粧品タルク中の実際のアスベスト・レベル及び大気中曝露測定に関する企業情報にアクセスしていたら、彼らの研究はそうした他の曝露ルートが主な原因であるように設計されたかもしれない。例えば、ジョンソン&

ジョンソンが1930年から1991年に1億の「幼児用ボ トムーがタルクのほこりをかぶったと指摘したことを 彼らが知っていたら、両親と幼児の双方にとって曝 露のルートとして吸入タルクとアスベスト曝露を検討 しようとしたかもしれない。加えて疫学者は「化粧 品タルク | の繊維状タルク含有について何の注意も 示さなかった。こうした記録されなかった曝露が誤 分類や(本当に曝露した者、正しく曝露低と分類さ れた部分における) 感度不足につながり、潜在的に いくつかの研究で観察された量-反応関係の欠如 に寄与し、率やオッズ比をゼロの方向へ追いやった かもしれない。出版された論文は、部分的には研 究者がタルクは1976年以降アスベスト・フリーである というタルク採掘・製造企業の偽りの表明に頼った ために、会陰部使用以外のルートによる曝露を過 少推計している。

重要なことは、これらの研究が会陰部タルク曝露 を常に適切に特徴付けたわけではないということで ある。3つの調査は前向きコホート研究として設計 されタルク曝露は一度評価されているだけで、それ らの研究はタルク曝露を前向きに経時的に評価し ていない。また卵巣がんについての誘導期と潜伏 期が25年から40年の間であることをふまえれば、そ れらの研究のどのコホートも十分なフォローアップ 期間をもっていなかった。Gertigら (看護士健康調 査)は、「われわれの相対的に短いフォローアップ期 間は、卵巣がん発症の潜伏期間が15年超であっ たとしたら、関連を検出するには不十分かもしれな い」と述べている。10年後にGatesらが看護士健 康調査のタルク使用の結果を更新しタルク使用者 の2グループ(1週間超と1週間未満)間の卵巣が んの率を比較をして、ヌルレートに近い1.06 (95%CI =0.89, 1.28) という比を見出した。「シスター調査」 のフォローアップでは平均誘導期と潜伏期が6.6年 だった。また(3つの「前向き」コホート研究を含め) 多くの研究がコーンスターチとタルクの化粧品パウ ダーをまとめて、さらなる誤分類につながることに なった。顧客製品の誤った認識とリコールがさらな る誤分類につながったかもしれない。例えば、2つ の異なる種類のジョンソン&ジョンソンのパウダー製 品 (タルクとコーンスターチ) があり、ジョンソン&ジョ

アスベスト禁止をめぐる世界の動き

ンソンはベビーパウダー総市場で最高のシェアをもっていた。ボトルの背面に6ポイントの印字で含有物としてタルクを挙げていただけなので、顧客がジョンソン&ジョンソンのタルク・ベビーパウダーと特定する可能性は低い。

タルク疫学者はそれゆえ重要な曝露と誘導期に 関する情報を見落としたかもしれない。にもかかわ らず32の研究のうちの18が、未使用者と比較して タルク使用者における卵巣がんの重要なリスクの 上昇を報告して、一般の人々の健康上の懸念とタ ルクの発がん性についての規制の見直しを刺激し た。化粧品工業会は連邦国家毒性プログラムや IARCが彼らの製品を発がん物質に分類するのを 阻止するために、「化粧品」タルクと卵巣がんとの 因果関係に疑いを生じさせる主張を作り上げ、掻き 立てた。彼らはこれを「致命的な欠陥」抗弁と呼 んだ。同工業会は、こうした研究の対象となったタ ルク使用者は1976年より前に販売されたタルク製 品によりアスベストに曝露したものであるから「致命 的な欠陥しとしてリスクの上昇を見出したとして、ア スベスト関連によるものであってタルク関連のがん 過剰ではないと主張した。

2000年に「アスベストを含有していない」ものとし ての「化粧品」タルクが、発がん物質に関する連邦 国家毒性プログラム報告書に含められるべきもの として指名された。2つのプログラム科学パネルが タルクの発がん性に関する研究をレビューし、タル クを発がん物質としてリストに含めるよう投票した。 化粧品工業会は、タルク疫学研究は1976年より前 に製造されたアスベスト汚染タルクを使用した患者 を含めたことによる卵巣がんの率の上昇を明らか にしたものだと主張して、報告書へのタルクのリスト 掲載に反対した。同協会は、それらの結果を彼らの 「アスベスト・フリー」タルクに適用することはできな い、サマリー・リスクは2未満であるから、また研究結 果の多くは統計的に有意ではないから、タルク/卵 巣がんの関連は因果的なものではないと主張した。 「健全な科学 [Sound Science]」や「良い疫学的 実践[Good Epidemiologic Practices]」と呼ばれ たキャンペーンのもとで、化学と煙草企業の連合が こうしたコンセプトを首尾よく促進した。疫学者らと いくらかの裁判官はこの煙草疑似科学を誤って採用してしまった。Greenlandその他はこれら両方の主張を繰り返し批判した。

疫学研究で報告された会陰部タルクパウダー使用と関連した卵巣がんリスクの上昇を軽視しようとした化粧品工業会の企みにもかかわらず、国家毒性プログラムの2つの科学パネルはどちらも「アスベストを含有しない」タルクを発がん物質としてリスト搭載することに投票した。化粧品工業会はその後、連邦国立衛生研究所と国家毒性プログラム発がん物質報告書の予算を脅し、国家毒性プログラムのマネジメントは科学パネルを却下した。タルクは、発がん物質に関する報告書のために指名された21物質のなかで、国家毒性プログラムが撤回した唯一の物質だった。

タルク採掘・製造企業は個人的に国家毒性プログラムの決定を自らの手柄にし、疫学者らが研究を誤解したことを認めた。

「われわれ [タルク業界] は12月に完全に定義の問題をめぐる混乱に基づいて弾丸をかわした…基本的に、1976年より前の化粧品タルクのアスベスト汚染の可能性が疫学研究における追加の『交絡』要因として考慮されるべきであると指摘するように、報告書が書き直されるべきであるとしたら、「アスベストを含有しないタルク」についての再投票は逆方向になるだろう。…より多くの混乱を思い付く時だ!「ゴチック体による強調は筆者] |

同工業会は、国際がん研究機関がタルクの発がん性をレビューしたときに、同機関に対しても「致命的な欠陥」とアスベスト・フリーの主張を使った。同工業会のためにタルクと卵巣がんとの関連をレビューしたある疫学者が、2009年のタルクに関連したIARC 100会議の共同議長を務めた。RT Vanderbiltタルク採掘企業のある学術コンサルタントは、彼女がタルク訴訟で証言を行ったのと同じ時期(2006~2010年)にタルクに関するIARC 93ワーキンググループのメンバーだった。こうした利益相反を開示しないままIARC 93はタルクのアスベスト含有に関する工業会の偽りの主張を受け入れて、「1976年以降こうしたパウダーはおそらくアンソフィライト、クリソタイルまたはトレモライトを含んでい

ない」と述べた。IARC 100はタルクをおそらく卵巣 発がん物質[訳注:2B]としてリスト搭載した。

タルクは研究や規制に対する企業の影響力行使の多数の事例のひとつである。煙草・化学企業も原因-結果関係決定のための疫学的手法に影響力を行使した。環境、職業及び消費者製品ハザーズを研究する疫学者にとって学ぶべきいくつかの教訓がある。

- 1. 疫学者は毒物学者、産業衛生士、その他の専門家らと共働しなければならない。本件の場合には、労働衛生医師と産業衛生士が量推計とアスベスト曝露の交絡の可能性の解明に貢献できた。材料科学者は、「化粧品タルク」タルク中に存在することを可能にするアスベストや砒素など他の発がん随伴鉱物について、タルクパウダーを検査できた。衛生士は、ジョンソン&ジョンソンの香水に使用された少なくとも4つの化学物質が動物に対して発がん物質であることを発見できた。
- 2. 研究の結果に物質的利害をもつ産業によって 提供された仮定や情報を疑い、検証することが 重要である。規制的捕捉と「回転ドア「入れ替わ りの激しい] | 規制者の問題はときどき政府によ る監視の有効性を弱体化させる可能性がある。 本件の場合には、1970年代に連邦食品に薬品 局の化粧品規制の長だったEiermann博士は第 二次世界大戦後にブラジルでジョンソン&ジョンソ ンのために働いていた。彼の後継者であるJohn Bailevは、1990年代に化粧品部門を率い、その 後2002年1月に化粧品工業会の化粧品化学ディ レクターになった。Baileyは化粧品部門を率い ていた間、1995年に薬品局にタルクを発がん物 質としてラベル表示するよう求めた最初の請願 を拒絶し、同局を離れた後、2009年にはタルクの 警告に関する2度目の市民の請願に反対する化 粧品工業会の代理としてロビー活動を行った。 2014年に同局は「『化粧品』タルクはアスベスト・フ リー | だとする化粧品工業会の主張に基づいて、 1994年と2008年の市民の請願を拒絶した。
- 3. 研究者は、知識の企業所有による科学的情報 ギャップに注意しなければならず、また以前は隠されていた科学的知見の潜在的情報源としての

訴訟を認識しなければならない。われわれが引用した多くの文書は訴訟のなかで提出されたものとして公に入手できるものである。未発表の研究結果を含めた重要な公衆衛生情報を含んだ、訴訟のなかでつくられた文書や宣誓供述書のいくつかのアーカイブがある。900を超す医学出版物が煙草アーカイブの文書を引用している。残念なことに原告弁護士と裁判所は普通、企業に守秘義務の主張を強いることなしに重要な公衆衛生情報を封印することを認めてしまっている。もしあるとすればわずかなそのような文書は貿易上の秘密である。独立した研究者は裁判所にこの情報の封印を解くよう求めることができる。

4. 化粧品工業会は国家毒性プログラムに対して、訴訟に対する恐れがJ4-1法の順守を保証したと断言した。訴訟は公衆衛生のための力強いエージェントになり得るものの、それは反応性のもであるから、傷害が起こってしまった後に変化に影響を及ぼせるだけである。証拠を見る陪審員たちは、因果関係や警告の必要性または認識できる健康上の利点のない製品の回収に関して、適切な科学的推論をすることができる。

1974年にジョンソン&ジョンソンはFDAに対して、「…何らかの科学的研究の結果がタルクの安全性に何らかの疑問を示したら、ジョンソン&ジョンソンはそれを市場から撤退させることに躊躇しない」と語った。1994年に卵巣がんの問題に気付いたとき、カーターウォーレスはこの社会基準に従い、そのコンドームへのタルクの使用を中止した。タルクの安全性は確実に問題にされてきたのである。われわれはジョンソン&ジョンソン[のこの言明]に同感である。それは販売されるべきではない。※103の引用文献省略

https://journals.lww.com/epidem/
Fulltext/2019/11000/Talc_Asbestos_and_
Epidemiology__Corporate.2.aspx
訳注:国際がん研究機関(IARC)は、アスベスト様繊維を含むタルクをグループA(1987年)、アスベスト様繊維を含まないタルクをグループC、タルクベースのベビーパウダーを会陰部適用で卵巣がんについてグループ2B(2010年)に分類している。

築地市場解体工事に伴うアスベスト撤去

東京●リスクコミュニケーションの実施 ⑤

築地市場施設解体に際して、 設計図面によるアスベスト事前調 査は繰り返し行われた。これは、 1990年代に市場施設の再整備 事業が計画・実施され、市場内の 建物は順に解体・建設工事が繰 り返されていたことから、過去の アスベスト調査はそのたびに行 われてきた。これに加えて、最終 的に解体に係る際のアスベスト 事前調査結果がまとめられた。

過去の詳細な調査結果にも かかわらず、いざ工事がはじまっ てみると、事前調査では浮かび 上がってこなかったレベル1、2の アスベスト建材が発見された。こ れは築地市場の建物群がたえ ず増改築されてきたことから、細 部にわたる記録が保存されな かったこと、解体が始まる直前ま で営業が行われ、建物の内部に は立ち入りが難しかったこと、ま た一部には民間の建物もあり、そ れらは築地市場が営業を終えた 直後に都に譲渡され、過去の調 査が及ばなかったものがあること などによる。

これらの事前調査を逃れたアスベスト建材には、東京都講堂 天井裏取り残し天井材、石油営 業所折板裏吹き付け材、警備本 部折板屋根裏吹き付け材、青果 仲卸棟吹き付け材の一部、第2 低温卸売場煙突カポスタック、都 事務棟柱壁一部取り残し吹き付 け材、水産立体駐車場機械室 天井裏吹き付け材などがあった。

これらは内装や天井板の撤去がはじまった際にその奥に見つかったもので、急き。工事が中止され、施工計画が新たに立てられ、中央労働基準監督署、中央区への届出がされたのちに工事が再開された。アスベストが発見され、工事が止まると、監理会社や除去業者、都職員、第三者としての私を交えて工事計画が検討された。

東京都講堂天井裏一部天井材

東京都築地市場内には、東京 都の事務所棟があり、水産仲卸 棟の扇型に沿って大屋根の最 外側にカーブを描き、2階に1本の 廊下が端から端まで、途中でくね りながら走っていた。廊下の両 側に、様々な事務室が古い学校 の教室のように並んでいた。そ れぞれの事務室は、入り口は木 の扉で、木枠の窓に曇りガラスが はめこまれた昔ながらの役所の 風情だった。都の事務室ばかり ではなく、電算機械室、変電室、 卸会社5社のそれぞれの事務 室、銀行や郵便局までそろってお り、狭隘な路地もしくは艦船の内

部を思わせた。長い廊下の突き 当りに近い、青果仲卸棟と水産 仲卸棟との境に、時計台と呼ば れる個所があり、1階からの階段 が2階の廊下をまわりこんで3階ま で登っていた。3階には古ぼけた 大きな木製の扉の奥に大講堂が あり、ここで往年、東京都市場当 局による様々な説明会、集会が 開かれていた。

この大講堂の内装解体で、天井板撤去がはじまると、天井裏に昔のアスベスト含有の天井板が撤去されずに残っていることが判明した。そのため、講堂内部に全面養生をかけ、スモークテストを実施し、そのうえで天井をはがして、古いアスベスト含有の天井板を除去した。

この事務所棟は、全体的に何度も内装の改修工事が繰り返されており、古い時代には必ずしもアスベスト成形板除去工事と位置付けられていなかったと思われる。

石油営業所折板屋根裏吹付材

この石油営業所は、市場の裏口ともいうべき門に、市場に沿って建てられていたガソリンスタンドで、市場が営業を停止する直前まで民間のガソリンスタンドとして営業しており、東京都のアスベ





スト調査対象から外れていた。 撤去がはじまり、重機が折板屋 根を一噛みしたときに奥に吹き 付け材が見え(右写真の矢印の 奥)、ただちに工事は中止され、 噛み口は密閉された。

ガソリンスタンドの周囲に、天 井を超える高さの足場が組まれ、 折板屋根から1メートルほど下 がったところに除去作業用の床 が組まれた。折板屋根の上は 覆わない除去が計画されていた が、監理会社と私は足場にのぼ り、除去業者の職長と全体を見 渡しながら検討を重ねた。

折板屋根は折板の三角のへ りの小口部分からの粉じん漏え いが問題になる。その小口部分 のへりはスタンドの店舗の建物と ゆるく接しているようで、隙間の確 認ができなかった。そこで、せっ かく養生を完璧に作り上げ、中で スモークテストをしても、屋根のへ りからスモークが漏れて養生の 再構築になっては二重の手間に なるので、屋根全体を覆うような 養生が可能かどうか話し合った。 職長は、足場設置の専門の担当 者を呼んで意向を話したところ、 少し時間はかかるが問題ないと いうことであった。折板屋根全体 を養生内とする、外側をすべて 覆う足場組みと、全体を覆う養生 が設置された(左写真)。

セキュリティルームは、グランド 面に設置され、養生内を作業床 まで梯子を登って、作業空間に 入る仕立てであった。建物全体 は北側の面だけが入り口として 開いていたが、三方はほかの建 造物と外側の防音パネルで塞が れており、そこに入口が設置され た。この方向しか開いていない ことから、負圧機の設置もセキュ リティルームのすぐ横で、ダクトを 伸ばし延長ユニットのマニホール ドでの吸引が計画された。この 点も、換気の際のショートサーキッ トを回避するために、セキュリティ ルームの向かい側の一番遠い面 に、負圧機の設置の変更ができ ないかを提案、検討した。隣の 建物との間の垣根の上に設置を 変更することで、養生全体の吸 引を可能にした。養生空間は比 較的狭く、障害物もなかったこと から、スモークテストでは短時間 できれいに排気できた。

さらに、作業空間では、床面の 金属製の養生板に、滑り止めの 丸い突起が多く抜いてあり、その 上に養生のプラスチックシートが 直に張ってある。作業者が上を 何度も歩くことで、シートに穴が開 くことがあると指摘を受け、養生 床の上にさらに薄いベニヤ板を 入れた。

これらの下準備を施し、安全 性を高めた除去工事が実施さ れた。これは、足場設置の早い 段階から現場の状況認識を共 有し、第三者の意見が受け入れ られ反映した工事で、リスクコミュ ニケーションのひとつの成果であ る。養生設置前の段階での第 三者を交えた工事の検討は、養 生完成後の変更に比べ、はるか に容易で、安全性が確保される。

警備本部折板屋根裏吹付材

築地市場正門の交番の裏手 にいくつかの事務所があり、そこ に警備本部があった。昔の東京 都内を走る都電の変電所の建 物の隣である。築地市場の正 門付近は、昔、東京中を走ってい た都電、ちんちん電車の発着所 だったそうである。

警備本部の折板屋根裏吹き 付け材も、事前調査漏れの吹き 付け材で、設計図書にもなく、天 井板をはがした際に天井裏に吹 き付け材が現われた。これも狭 い空間での折板屋根の吹き付 け材で、除去作業の難しさはな かったが、屋根の上にのぼって みたところ、折板のへりの三角の 部分が十分にはふさがっていな いように見受けられた。そこで、 屋根全体の側面を含めそっくり 覆う養生を提案し、外への飛散 を予防した。

ここの折板屋根は、面積も狭く 屋根全体が屋上に平たく低い位 置に突き出ていたために、屋上の 養生も設置しやすかった。屋上 に突き出ていた部分をプラスチッ クシートで全体を包むようにして、 外への粉じんの漏れを防いだ。

折板屋根の裏側の吹き付けは、ガソリンスタンドであれ、警備本部屋根折板であれ、一般的には屋根の内側の養生は考慮されるが、屋根のへりの小口部分から外への粉じん漏えいは見逃されることが多い。養生内を負圧に維持するためにもへり部分の事前調査やそこから粉じんが漏れた場合の対策の検討は、注意される必要がある。

屋上変電室粉じん漏えい

青果仲卸売棟の1階部分は天井部分一面に吹き付け材が施工されていたが、分析の結果はロックウール吹き付けで、事前の調査でアスベスト含有が確認されたのは、収容されている仲卸店舗(およそ130店舗)それぞれの壁の塗材、仲卸売場周囲外壁の塗材がレベル1除去対象とされた。

青果仲卸棟の屋上には、先述した大量の吹き付け材があった駐車場のほかに、変電施設が4棟設置され、そのうち1棟には天井梁に吹き付けアスベストが施工されていた。また、その1棟以外にも、柱や壁にケイ酸カルシウム板が貼り付けられていたことから、レベル2工事が計画された。

吹き付けがある変電室では、 床から変電機器が固定し設置されていたことから、機器の上の高さまで作業床を立ち上げ、養生で密閉して作業空間を作った。 吹き付け材は劣化し、一部落下し垂れさがりなどが見られた。作業空間へは梯子を上り、スモークテストを行った。空間は狭いために、スモークは15分できれいに排気された。

除去工事が開始され、負圧除 じん機の排気口での測定で、2月 の半ば、その日の夕方速報で異 常値が検出されたと報告があっ た。粉じん漏れの報告である。 工事は緊急に停止され、周辺の 濃度、同時点の他の測定値の確 認、敷地境界での濃度測定値を 報告させ確認した。

異常値が観測されたのは、変電室近傍の10地点中6地点で、1.0f/ℓから32f/ℓ(クリソタイル、クロシドライト、アモサイト)が検出された。最大値が観測された地点は、敷地境界からの最短距離で70mほどの地点であった。また翌々日に再測定を行い、最大値0.72f/ℓであった。

この事態を受け、東京都は工 事を緊急停止して、原因究明、 再発防止策を検討した。アスベ スト除去工事に詳しい専門家が、漏えいの現場を調査し、いくつかの原因が指摘された。ひとつには、除去現場の事前清掃が不十分だったことにより、床にあったアスベスト粉じんを排気口から排出された空気が巻き上げてしまったことである。

また、隣接する変電施設の中で、ケイ酸カルシウム板のレベル2の撤去が同時期に行われており、そのアスベスト粉じんが排気口から漏れ出たのではないかという可能性も考えられた。この場合、何らかの原因で負圧機のフィルターの設置が不十分であったことが考えられた。この負圧機の排気口は今回の測定場所方向を向いており、排気口の向きについてもその後全工区で見直しが行われた。

もうひとつの可能性は、これはこの漏洩事件があって初めて気づくことができたのであるが、吹き付け材のある変電室の床に、幅30cmほどの溝があり、一部に鉄板がかぶせてあった。その溝が床下とつながっていることが判明した。この穴が下の階の青果仲卸棟の天井裏に貫通していた。そして、貫通した先に吹き付け材があり、その部分だけアモサイトのアスベスト吹き付けであることが判明した。

青果仲卸棟全域およそ7,300 m²のアスベスト含有無しの吹き付けロックウールに対して、変電室の床下の裏側だけ55m²ほどが吹き付けアスベストであった。これは、変電室の漏洩がなければ、見逃されていた吹き付けアス

ベストだった。

緊急に再発防止策が検討さ れた。広大な敷地内で160棟を 超える建物群で、増改築を繰り 返した築地市場では、このような 見落としがあり得るということは、 事業者にとって大きな教訓となっ た。

再発防止策として、関連の解 体業者、アスベスト除去業者を集 め、情報の共有のため勉強会が 開催された。この事件以後、除 去業者、東京都の安全な工事に 対する意識が高まった。東京都 は担当部署の職員が、独自で現 場のパトロールを行って、取り残 しのレベル3建材を発見し、その 個所の再清掃を命じた。除去業 者も監理会社の養生検査の前 に独自でスモークテスターを購入 し、検査前の確認を行うところも 現われた。実質的に養生検査 が二重、三重に行われるようにな り、安全性への意識が高まったと いえる。

これらの解体工事現場での アスベスト粉じん濃度の上昇は あってはならないことである。し かし、築地市場の建物群のよう な増改築が繰り返された施設で は、あり得ることであろう。さらに 言えば、築地市場で実践された ように、各工区周辺濃度測定を 実施していなければ、青果仲卸 棟の天井裏の一部の吹き付けア スベストは発見されなかったであ ろう。その意味でも、工事期間中 の濃度測定の実施は、大変大き な意味がある。

築地市場のようにアスベスト 対策に早くから取り組み、リスクコ ミュニケーションをはかり、繰り返 し事前調査を行っても、現実に は見落としがありうるということで ある。同様の全国に展開されて いる中央卸売市場や全国の学 校施設なども同じ条件下にある。 その場合、今回のような事案が 発生することは避けられない。

したがって、このようなアスベス ト粉じん濃度異常値が検出され たときに、それを隠してなかったこ とにするのではなく、情報を速や かに関係者で共有し、柔軟な対 応、被害の最小限の抑制が最大 の対策となる。そのためにも第三 者の工事への介入と、発注者、 事業者による異常値検出の際 の、緊急対策への事前の準備が 重要である。その意味で、工事 中の濃度測定による監視は重要 で、法的に位置づけられなけれ ば、飛散防止のための柔軟なア スベスト撤去工事の運営 はできない。

> (中皮腫・じん肺アスベスト センター 永倉冬史)

建設関係等石綿労災請求相次ぐ

大阪●「いのちの救済」「救済法給付改善」を

中皮腫サポートキャラバン隊 には中皮腫の方の治療相談が 相次いでおり、労災などの手続き の支援に取り組むことが多い。ま た、12月のホットラインから対応が はじまった方も相次いでいる。

NTさんは、1933年生の86歳 男性。1954年から1985年まで主 に火力発電所での保温工事に 従事した。その後呼吸器症状が 強くなり、2006年、72歳のときにじ ん肺管理区分申請するも管理1 とされたが、石綿健康管理手帳 を取得した。経過観察を続けて いたが、昨年11月に肺がん疑い となり八尾市内の総合病院を受 診したところ、肺がんと診断され た。明らかな石灰化胸膜プラー クの所見があり、石綿曝露歴も長 く、年明け早々に東大阪労働基 準監督署に労災請求を行った。

TTさんは、1950年生の69歳 男性。1979年から2019年6月に 胸膜中皮腫を発症するまでずっ と電気工事に従事してきた。地 元の総合病院から兵庫医大に 転医し、現在、抗がん剤治療を 受けている。中皮腫サポートキャ ラバン隊が毎週、関西労働者安 全センター事務所で開いている 「中皮腫サロン」に治療の相談 先を求めて来られた。その後、患 者と家族の会関西支部の会合に も参加されている。石綿健康被 害救済法の給付申請と並行して 労災請求を9月に北大阪労基署 に行った。キャラバン隊や中皮腫 サロンでのピアサポートを利用し て、きつい治療に耐えながらがん ばっている。

MYさんは、1946年生の73歳 男性。18歳から一貫して電気工 事に従事してきた。2017年10月 に胸水を認め、2019年3月になっ て胸膜生検で中皮腫と診断され た。病院ケースワーカーに紹介 され、労災請求の相談で安全センターに来られた。電気工事労 働者としての職歴が明確である ことから、昨年11月に大阪西労 基署に労災請求を提出した。胸 膜剥離手術を受けることを決意 して手術に臨むも、続行不能と 判断されて閉胸となり、通院加療 中だ。

SKさんは、1953年生の66歳男 性。中学卒業から昨年10月に胸 膜中皮腫を発症するまで電気工 事に従事してきた。10月に別の 疾病で受診した総合病院で胸 部に異常がみつかり、生検により 胸膜中皮腫と診断された。正月 明け早々、労災などの制度の手 続きについて電話で相談をして こられた。相談日の翌日に自宅を 訪問し事情をお聞きし、労災請 求の手続きの具体的実務を打ち 合わせした。治療面では、翌日か ら抗がん剤治療を開始するとこ ろだったが、一度中皮腫専門の 病院へのセカンドオピニオンをす る方向で現在の病院と相談して みることになった。いままさに治療 を開始する段階で不安があり、 治療についての相談先が必要 な状況だった。

MIさんは、1941年生の78歳男性。中卒後、関西の石綿工場の構内下請け企業に就職し4、5年仕事をした後に左官として長年建築現場で働いてきた。昨年、

腹膜中皮腫を発症し自宅近くの 総合病院で入院加療中。正月 明け早々に家族が労災請求の 相談で電話をかけてこられた。 すぐに入院先で家族とともにお 話を聞いたところ、構内下請け 就労時のことをしっかり記憶され ており、なおかつ、その後の左官 として就労についても明確だっ た。今後は緩和治療中心で療 養することになり転院目前との状 況という状態を踏まえて、一刻も 早く労災請求し調査に着手して もらうことが重要であった。2日後 に労基署に行き、事業主証明、 医師証明なしのまま労災請求を 行い受理してもらい、すぐに調査 開始となった。

5人の方は、いずれも石綿を原因とする職業がん(肺がん1名、中皮腫4名)であることが明らかで、労災認定自体には大きな障害はない。

しかし、労災補償は最低限の補償であり、これらのケースは加害者としての国や企業の責任が問われるべきケースに該当し、すでにそのスキームは各方面の努力の結果、確立しつつある。

ところが、労災補償やその先にある損害賠償の取り組みは、 労災補償を受けられていない、たとえば、救済給付だけの方には 基本的に無関係だ。また、これまでの取り組みの成果は、こうした 方の救済水準の向上に何ら結びついてこなかったというのが現 実であることを痛感する。

実際、同じ中皮腫患者であっても労災補償に該当しない場合は多く、同じ中皮腫でありながら、

給付水準の低い救済給付に止まってしまうことは、不公平だというのが実感だ。石綿を原因として発症するという特異的特徴をもつ中皮腫の方の半分以上が救済給付しか受けられていない。そして、これまでの被害者運動は、この半分以上の方にとっては救済給付以上のものをもたらす成果を上げてこなかった。

他方、石綿健康被害救済制度にしろ、労災保険制度にしろ、 病気になった被害者の「命を救う」ことにまったく無頓着でありすぎた。被害の掘り起こし、救済運動に取り組む私たちは、結局経済的解決を実現したとしても、「いのち」にあまりに無関心であったと思う。これまでの反省を込めて、石綿被害の救済は患者の「いのちの救済」を最優先されるべきだということをあらためて銘記したい。

「いのちの救済」「救済法給付改善」を今後の制度改正運動の優先課題に据え、労災補償を受けられる石綿被害者と受けられない石綿被害者が一丸となって、アスベスト被害という史上最大の社会的災害に立ち向かうべきではないだろうか。

行き詰まっている現実をなんとしてでも変えなければならないと思う。「いのちの救済=治療、研究の飛躍的前進をさせる」方法の第一は、石綿救済法の目的に「治療、研究の推進」を明記し、石綿救済基金を治療、研究に投入できるようにすることである。

「救済法の給付内容、水準を向上させるための法改正実現」

のためには「既存の取り組みを 救済法改善につなげていく方法 「既存の運動の枠組みとは違う 救済法改善を実現するための

新たな方法 | を工夫することが 必要で、大胆な発想の転 換が求められている。

(関西労働者安全センター)

ウーバーイーツユニオンが事故調査 働き方●フリーランスの労災補償はどうなる!?

働き方や雇用形態が日々、多 様化しているが、そういった労働 基準法上の「労働者」に当ては まらない働き手から、業務中の安 全衛生の問題について提起す る動きが続いている。昨年12月 には、日本俳優連合会などが、労 災保険の特別加入制度の適用 を厚生労働省に要望した。

また、インターネット上のプラット フォームから仕事を請けて働く働 き手をプラットフォームワーカーと 言うそうだが、プラットフォームワー カーの労災問題も顕在化してき ている。飲食店より配達を請け 負うウーバーイーツの配達員らが 結成したウーバーイーツユニオン も、多発する配達中の事故を問 題視し、ウーバーイーツに適切な 補償制度などを求めている。

配達員はスマートフォンでアプ リをダウンロードして運営会社と 契約し、スマフォで配達依頼を受 ける。運営会社の人間とはまった く顔を合わすこともなく、仕事を請 け負う。ウーバーイーツの配達員 の事故については、各国で問題 になっている。

昨年10月には台湾でウーバー

イーツとフードパンダの配達員が 相次いで事故で死亡し、配達員 と運営会社に雇用関係がある か議論を呼んだ。台湾労働部 は、雇用関係と認め労災加入し ていなかった運営会社を処罰す る方針を示した。

ウーバーイーツユニオンのホー ムページによるとアメリカ合衆国 カリフォルニア州では、近くプラッ トフォームワーカーも労基法上の 労働者とする立法が成立する予 定であり、フランスでは2016年に 労働法典改正法において、プラッ トフォームが働き手を保護する保 険料を負担すること、働き手の教 育費用を負担すること、

働き手に

 司結権、 司体交渉権、 司体行動 権を保障することが定められて いるという。

日本のウーバーイーツに関して は、昨年10月に設けた「配達パー トナー保護プログラム につい て、十分な補償条件であるかユ ニオンは疑問視しており、補償を 受ける際の手続きや補償条件の 詳細が不明であるとして、説明 会の開催などを求めている。

またユニオンはホームページ (https://www.ubereatsunion. org/) 上で事故調査を行ってい る。配達員の現状を把握し、調 査結果を元に、安全確保に取り 組むねらいである。

労働基準法上の労働者では ない働き方が増加しており、仕事 での安全をどう確保するのか、 補償費用は誰が負担するのか、 重要な問題である。自由な働き 方とは言われるが、実際には弱 い立場であるフリーランスやプ ラットフォームワーカーの実態を、 使い捨て労働力にはしない社会 的仕組み作りが必要だろ う。

(関西労働者安全センター)

日立田浦中皮腫裁判始まる

神奈川●親会社まかせの無責任対応

神奈川県横須賀市の田浦に あった日立田浦工場は日立の子 会社で、産業用機械や発電所 向け機械、ボイラー等を製造す る工場だった。日立田浦はその 後、吸収や合併を繰り返し、すで に工場はないが、日立パワーソ リューションズという日立直系の

企業としてつながっている。

小山春生さん(1941年生)は、 1961年に日立田浦に入社、主に 溶接作業に従事した。2019年12 月24日の横浜地裁横須賀支部 での第1回裁判で小山さんは次 のように陳述した。「製缶構造物 の溶接班に配属され、産業機械 や発電設備等の溶接作業に従 事しました。当時は余熱後熱を 必要とする金属を溶接するときに アスベストのシートで保温してお り、相当濃密なアスベスト粉じん に曝露した」。しかし、「有害であ ることを知らされず、自分で用意 したガーゼのマスクを使用して 作業に従事していました」。

1999年5月に退社した小山さんは、2015年12月に中皮腫を発症。労災認定され、入院手術した病院で全操船浦賀分会の退職者で同じく中皮腫を発症したSさんと知り合う。その縁で2017年1月にアスベストユニオンに加入。会社に対して団体交渉を申し入れ、同年5月に第1回、7月に2回目、翌2018年6月に3回目の交渉が行われた。

会社の回答は、①東日本大震 災のため小山さんが在職していた頃の資料は津波をかぶり廃棄されている。②しかし当時の同僚や職制などから話を聞き、労働基準監督署への労災申請に協力した。③小山さんの中皮腫発症と日立田浦での業務との関係は否定できない(他にも2人報告が出ている)。④日立本社にはアスベスト被害についての補償協定がある(アスベストによる労災で亡くなった場合は1千万円 の見舞金支給)。⑤日立本社は 国賠裁判の推移をみてこの見舞 金制度を見直すと聞いている。 それまでは何もできないという回 答だった。

企業責任は否定しないが、補償のことは本社がやる(制度を変える)ので待ってくれ(子会社の責任ではない)と聞こえる内容。それにしても「制度は春闘時期(2019年3月)に変えると聞いている」との話も、春が終わり夏が過ぎても回答はなく、しびれを切らし10月25日に小山さんは日立パワーソリューションズに対する損害賠償を求める裁判を横浜地裁横須賀支部に出した。

裁判の陳述で小山さんはこう も言う。「会社は当事者意識が ゼロでした。会社に仕事によって体力が衰えた人の命をもてあ そぶような、また死ぬことを待つよ うな振る舞いや時間稼ぎは許せ ません」、「会社は日立本社のこ とを持ち出しています。しかしそ れなら日立本社がアスベスト被害 に対してきちんとすべきです」。

2019年12月24日に横浜地裁横須賀支部で行われた小山さんの第1回裁判には、ご家族や横須賀じん肺被災者の会、全操船浦賀分会、全駐労、ユニオンヨオスカなど30名近い仲間が膨張に駆けつけ傍聴席があふれた。これまでの横須賀でのアスベストの闘いの厚みを感じさせる一日だった。

(神奈川労災職業病センター)

日立笠戸でも中皮腫裁判

岐阜●被害者死亡後遺族とは団交拒否

日立関係では100人近い労働者や退職者がアスベストのために命や健康を奪われている。そのうち3分の1を占めるのが車両工場である日立製作所の笠戸工場。ここで1961年から1979年まで働き、その後岐阜工場に配転し定年まで日立で働き、入社から55年たって胸膜中皮腫を発症したNさん(2016年4月診断)。

2016年6月に名古屋労災職業 病研究会に相談があったが、日 立笠戸工場に労災請求の協力 を求めたところ、「1964年12月より 本工採用されその前は臨時工だったので請求書類には1964年12月から笠戸工場勤務と書いてほしい」と言われたという話だったという。

2016年8月に労災は認定されたものの、Nさんの病状は悪化していった。残されるお連れ合いのことを心配したNさんはアスベストユニオンに加入することを決め、存命中に日立本社に団体交渉を申し入れた。2016年11月にNさんの自宅近くの市の施設の会議室で第1回目の交渉が行わ

れ、Nさんと息子さんも出席した。 この場で「団交の会場費の半分 (800円) は日立が払ったので、 あとはユニオンが払えしという発 言と態度だった。社内規定の死 亡時見舞金1千万円でこれまで にあらそいになったことはない、 社内規定自体は本日は渡せず、 次回渡すかどうか検討する。謝 罪はしない。

2016年12月にNさんが亡くなる や「当社と労使関係が存在する 組合員がいなくなった組合は団 体交渉の相手方としての地位を 失うと考える | と内容証明郵便を 届け、遺族と話し合うこと自体を 拒絶した。

定年まで働いた労働者とその 家族の多くは、「いろいろあった が会社は自分を悪いようにはしな いしと切なる思いを抱いている。 ましてや中皮腫。それを冷たくぶ ち切られ、どんなに辛いことか。N さんのご遺族は日立本社を相手 に2019年10月、岐阜地裁に損害 賠償裁判を提訴。11月20日の第 1回期日ののつけから裁判長は日 立側に「組合と交渉したんでしょ う。和解で解決できるのでは」と 問いかけ、すでに道筋が見えて 問いかっ、
いる裁判、それでも日立は
いる裁判、それでも日立は とぼけて争う気なのか!

「腹膜中皮腫闘病15年南の 島・沖縄から というタイトルで、 登壇された鹿川真弓さんは、 2004年、26歳のときに腹膜中皮 腫と診断を受けている。鹿川さ んは、1年9か月の抗がん剤治療 ののち、2007年に県外の病院で 卵巣や子宮などを摘出する手術 を受けた。2017年にも再発によ る再手術を経験し、不安と絶望 に苛まれる中でも、小さな幸せを 探しながら前向きに楽しく生きて いこうと説いた。

講演前に先立ってアスベスト 健康被害相談会を設け、中皮腫 サポートキャラバン隊の右田孝雄 さんらが対応した。

定期大会では、全国で続くア スベスト健康被害に対する企業 責任の追及について議論した。 補償額の多寡はあるものの、死 亡労働者を含めて被害に対す る補償について真剣に検討する 企業がある一方、ニチアスのよう に代理人任せで法廷でしか解 決しようとしない企業や、交渉に 応じても解決をめざそうとしない 日立製作所のような企業もある。 このような企業への追及を緩め ずに闘っていくことを一同 確認した。

(アスベスト・ユニオン)

那覇で定期総会・相談会開催 沖縄●地元の中皮腫患者さんが講演

2020年1月26日、那覇市久米 の沖縄青年会館において第14 回アスベストユニオン定期大会 が開催された。沖縄での大会は 初めてのことであり、組合員、役 員が全国から結集した。

沖縄とアスベストとの関係は、 よく知られている問題としては基 地労働者のアスベスト曝露が挙 げられる。沖縄には、1972年以 前の日本復帰前に離職した基 地従業員がいるが、そのアスベ スト健康被害に対してはアメリカ に労災請求し、死亡した労働者 については、遺族に対して特別 遺族給付金が支給されることに なっている。この件は全駐留軍 労働組合が積極的に取り組んで いるようで、地元紙を検索すると その活動がしばしば報告されて いる。

しかし今回は、より広く石綿に よる健康被害を考えるために 職業曝露の経験がない中皮腫 患者の方にご講演いただいた。

産安法、産業技術保護法の問題点 韓国●キム・ヨンギュンさん一周忌を前に

■文在寅政府が約束を守らない

発電所の非正規労働者が12

月10日の故キム・ヨンギュン労働者の1周忌を前に、再び街頭に出た。政府・与党が発電所を安全な職場にするために、危険の外注化の中止を進めると約束したのに、履行しないためだ。これらは「特級マスクを支給したこと以外、現場は何ひとつも変わっていない」と話した。

キム・ヨンギュンさんの事故の知らせが入るとすぐに、文在 寅大統領は首席秘書官会議で 「遺族が参加する真相調査委 員会の構成」と「危険の外注化 中止対策の樹立」を指示した。 遺族と労働・市民・社会団体が 対策委員会を設けて要求した結 果、政府・与党は2つの大型対策 を出した。

党政調は、発電所の燃料・環境設備の運転分野は公共機関の正規職に転換するなどを約束した。4月には特別労働安全調査委員会が構成され、事故の真相究明と再発防止対策を作り、22項目の勧告を出した。

党政調の発表と特別調査委の勧告は、事故から11か月が過ぎたいまでも履行されていない。発電非正規職連帯会議は「正規職転換議論に参加する専門家や使用者が、党政調の発表と特別調査委の勧告の履行を決める立場にないために、議論が空転している」とし、「政府が先頭に立たなければ、発電所の危険の外注化の問題は解決しないだろう」と話した。

連帯会議は11日、光化門広場 に「故キム・ヨンギュン労働者追 悼焼香所」を設置した。設置を 阻止しようとするソウル市職員と の間で衝突が起こった。

キム・ミスク・キム・ヨンギュン財団理事長は「息子が死んで1年になるが、危険の外注化、下請け業者の労務費着服は改善されていないし、非正規職の直接雇用と息子の死に対する責任者の処罰も行われていない」。「変わらない発電所の現場を変えるために、国民が立ち上がって欲しい」と訴えた。財団は13日に清渓川の全泰壱烈士の銅像の前でロウソク・デモをして、光化門広場まで行進する。

2019.11.12 毎日労働ニュース

■産業技術保護法はサムソン保 護法?

最近国会を通過して、2020年 2月21日から施行される産業技 術の流出防止及び保護に関す る法律(産業技術保護法)の改 正に、労働・市民・社会団体が、 産業災害の立証がより一層難し くなり、国民の安全・牛命が侵害 されると、憂慮を表わした。情報 公開請求などで適法に提供され た情報でも、「産業技術を含ん だ情報」を流出させれば制裁す るという内容で、昨年サムソン電 子とサムソンディスプレイの作業 環境測定結果報告書の公開を めぐって起こった論議が再発す る姿だ。

「半導体労働者の健康と人権を守る会」(パノリム)は11月20日、国会前で「安全と生命を蔑ろにした産業技術保護法の改悪糾弾」記者会見を行った。パノリムは「産業技術保護法の趣旨

は、技術の流出を防止し、産業 技術に対する保護措置を強化 することであって、関連した情報 をすべて非公開にするという趣 旨ではない」と批判した。

パノリムは、産業技術保護法 の改正は、サムソンからの請負 立法だと主張した。政府は昨年 2月、大田高等法院が、白血病死 亡労働者の遺族が要請した「サ ムソン電子の作業環境測定結 果報告書を公開せよ という判 決を出すと、上告を放棄した。こ れに産業通商資源部が、国家の 核心技術だとして公開に反対し た。国民権益委員会・中央行政 審判委員会も、報告書の公開に ブレーキをかけた。パノリムは昨 年10月、中央行政審判委員会に 対し、情報非公開決定の取り消 しを求める訴訟を提起している。

産業技術保護法の改正案は、 訴訟を提起した翌月に、自由韓 国党の議員が発議した。国家の 核心技術に関する情報は公開さ れてはならないという内容だ。12 月には、同党の議員が、公開行為 を制裁する内容の改正案を出し た。改正案は3月の常任委員会 に上程され、わずか5か月で、本 会議まで一瀉千里に通過した。

イム・チャウン弁護士は、「国家 核心技術に関する情報というの を、一体誰が、どのように定義で きるか」と言い、「国家核心技術 を保有しているすべての事業場 が、すべての情報を非公開にす ると主張するだろう」と憂 慮した。

2019.11.21 毎日労働ニュース (翻訳:中村猛)

全国労働安全衛生センター連絡会議

〒136-0071 東京都江東区亀戸7-10-1 Zビル5階 TEL (03)3636-3882 FAX (03)3636-3881 E-mail: joshrc@jca.apc.org URL: http://joshrc.info/ http://www.joshrc.org/open/ http://ameblo.jp/joshrc/

北海	垂道 ● NPO法人 北海道勤労者安全衛生センター	E-mail safety@rengo-hokkaido.gr.jp
	〒060-0004 札幌市中央区北4条西12丁目 ほくろうビル4階	TEL(011)272-8855/FAX(011)272-8880
東	京 ● NPO法人 東京労働安全衛生センター	E-mail center@toshc.org
	〒136-0071 江東区亀戸7-10-1 Zビル5階	TEL(03)3683-9765/FAX(03)3683-9766
東	京 ● 三多摩労働安全衛生センター	
	〒185-0021 国分寺市南町2-6-7 丸山会館2-5	TEL(042)324-1024/FAX(042)324-1024
東	京 ● 三多摩労災職業病研究会	
	〒185-0012 国分寺市本町412-14 三多摩医療生協会館内	TEL (042) 324-1922/FAX (042) 325-2663
神系	別 ● NPO法人 神奈川労災職業病センター	E-mail k-oshc@jca.apc.org
	〒230-0062 横浜市鶴見区豊岡町20-9 サンコーポ豊岡505	TEL(045)573-4289/FAX(045)575-1948
群	馬 ● ぐんま労働安全衛生センター	E-mail qm3c-sry@asahi-net.or.jp
	〒370-0045 高崎市東町58-3 グランドキャニオン1F	TEL(027)322-4545/FAX(027)322-4540
長	野 ● NPO法人 ユニオンサポートセンター	E-mail ape03602@go.tvm.ne.jp
	〒390-0811 松本市中央4-7-22 松本市勤労会館内1階	TEL (0263) 39-0021 /FAX (0263) 33-6000
新	潟 ● 一般財団法人 ささえあいコープ新潟	E-mail KFR00474@nifty.com
	〒950-2026 新潟市西区小針南台3-16	TEL(025)265-5446/FAX(025)230-6680
爱	知 ● 名古屋労災職業病研究会	E-mail roushokuken@be.to
	〒466-0815 名古屋市昭和区山手通5-33-1	TEL(052)837-7420/FAX(052)837-7420
\equiv	重 ● みえ労災職業病センター	E-mail QYY02435@nifty.ne.jp
	〒514-0003 津市桜橋3丁目444番地 日新ビル	TEL(059)228-7977/FAX(059)225-4402
京	都 ● 京都労働安全衛生連絡会議	E-mail kyotama@mbox.kyoto-inet.or.jp
	〒601-8015 京都市南区東九条御霊町64-1 アンビシャス梅垣ビル1F	TEL(075)691-6191/FAX(075)691-6145
大	阪 ● 関西労働者安全センター	E-mail koshc2000@yahoo.co.jp
	〒540-0026 大阪市中央区内本町1-2-11 ウタカビル201	TEL(06)6943-1527/FAX(06)6942-0278
兵	庫 ● 尼崎労働者安全衛生センター	E-mail a4p8bv@bma.biglobe.ne.jp
	〒660-0802 尼崎市長洲中通1-7-6	TEL(06)4950-6653/FAX(06)4950-6653
兵	庫 ● 関西労災職業病研究会	
	〒660-0803 尼崎市長洲本通1-16-17 阪神医療生協気付	TEL (06) 6488-9952/FAX (06) 6488-2762
兵	庫 ● ひょうご労働安全衛生センター	E-mail npo-hoshc@amail.plala.or.jp
	〒650-0026 神戸市中央区古湊通1-2-5 DAIEIビル3階	TEL(078)382-2118/FAX(078)382-2124
尚	山 ● おかやま労働安全衛生センター	E-mail oka2012ro-an@mx41.tiki.ne.jp
	〒700-0905 岡山市北区春日町5-6 岡山市勤労者福祉センター内	TEL (086) 232-3741 /FAX (086) 232-3714
広	島 ● 広島労働安全衛生センター	E-mail hiroshima-raec@leaf.ocn.ne.jp
	〒732-0825 広島市南区金屋町8-20 カナヤビル201号	TEL(082)264-4110/FAX(082)264-4123
鳥	取 ● 鳥取県労働安全衛生センター	
		TEL (0857) 22-6110/FAX (0857) 37-0090
	〒682-0803 倉吉市見田町317 種部ビル2階 労安センターとっとり	/FAX (0858) 23-0155
徳	島 ● NPO法人 徳島労働安全衛生センター	E-mail info@tokushima.jtuc-rengo.jp
	〒770-0942 徳島市昭和町3-35-1 徳島県労働福祉会館内	
爱	媛 ● NPO法人 愛媛労働安全衛生センター	E-mail npo_eoshc@yahoo.co.jp
	〒793-0051 西条市安知生138-5	TEL (0897) 64-9395
高	知 ● NPO法人 高知県労働安全衛生センター	
	〒780-0011 高知市薊野北町3-2-28	TEL(088)845-3953/FAX(088)845-3953

